

令和 7 年 6 月 3 日 (火)

令和 7 年河南町議会 6 月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和7年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和7年6月3日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	佐々木	希 絵	2番	藤 野	裕 子
3番	高 田	伸 也	4番	ポーピ	三 恵
5番	藤 井	祥 代	6番	河 合	英 紀
7番	中 川	博	8番	大 門	晶 子
9番	力 武	清	10番	浅 岡	正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
防 災 監	谷 道 広
政 策 総 務 部 長	多 村 美 紀
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長	中 海 幹 男
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長	渡 辺 慶 啓
まち創造部 長	安 井 啓 悅
まち創造部 理事	久保田 篤
政策総務部副理事（秘書広報官）	森 口 龍 也
政策総務部副理事兼自治防災課長	藤 木 幹 史
政策総務部副理事兼選舉管理委員会事務局長	田 中 啓 之
政策総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
政策総務部副理事兼契約検査室長	岩 根 有津佐
政策総務部副理事兼まち創造部副理事	金 道 純 一
すこやか生活部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	中 筋 美 枝
すこやか生活部保険年金課長	桶 本 和 正
すこやか生活部副理事兼税務課長	辻 元 哲 夫

すこやか生活部高齢障がい福祉課長 安 達 信 介
すこやか生活部健康づくり推進課長 山 田 恵
まち創造部地域整備課長 藤 本 雄 介
まち創造部副理事兼農林商工観光課長農業委員会事務局長 森 弘 樹
まち創造部副理事兼都市環境課長 池 添 謙 司
(出 納 室)
会計管理者兼出納室長 北 野 朋 子
(教育委員会事務局)
教・育 部 長 和 田 信 一
教・育 部 教育課長 藤 井 康 裕
教・育 部副理事兼こども1ばん課長 渡 辺 恵 子
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長 木 矢 哲 也
教・育 部学校給食センター所長 浅 井 明 郎
議会事務局職員出席者
理 事 兼 事 務 局 長 大 門 晃
課長補佐兼庶務係長 吉 田 高 朋
会議録署名議員
9番 力 武 清
1番 佐々木 希 絵
議 事 日 程 別紙のとおり
本日の会議に付した事件
日程第1から日程第8まで

令和7年河南町議会 6月定例会議

令和7年6月3日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	7
日程第4	行政報告	11
	報告第1号 令和7年専決第1号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第8号）	
	報告第2号 令和7年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	
	報告第3号 令和7年専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定について	
	報告第4号 令和6年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	報告第5号 令和6年度河南町土地開発公社会計決算の報告について	
日程第5	議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第6	議案第2号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第1号）	41
日程第7	議案第3号 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）	51
日程第8	議案第4号 財産の取得（河南町G I G Aスクール構想（第2期）端末機購入）について	53

~~~~~

## 議事の経過

~~~~~

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和7年河南町議会6月定例会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

本定例会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット713、令和7年6月3日、6月定例会議1日目のフォルダに送信しています。確認願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、9番 力武議員、1番 佐々木議員を指名します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

去る5月29日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本定例会議の会議期間については、本日6月3日から19日までの17日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日から6月19日までの17日間と決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレットの定例会議1日目資料に送信しています。

監査委員から令和7年2月分から4月分の例月出納検査の結果報告がありました。いずれも適正に処理されていたという内容でした。監査委員、議会選出監査委員の大門議員におかれましては、お疲れさまでございました。

続いて、去る5月27日、東京国際フォーラムにおいて、町村議長・副議長研修会が開催され、その研修に力武副議長が参加されましたので、その報告を求めます。

力武副議長。

○副議長（力武 清）（登壇）

それでは、令和7年度全国町村議会議長・副議長研修会の参加の報告をさせていただきます。

去る5月27日、東京国際フォーラムで行われました研修会ですが、浅岡議長におかれましては他の公務と重なり、私、力武が参加してまいりました。

研修の内容ですが、1番目としては、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な『防災DX』」として、講師は内閣府政策統括官（防災担当）の松本真太郎氏の講演で、内容は、1つ、「新総合防災情報システム（S O B O - W E B）」について、2つ目に、平時の災害対応物資の備蓄状況の可視化、災害時の物資支援の広域連携を実現する「新物資システム（B - P L o）」の活用の推進について、3つ目に、避難所の入退所管理や罹災証明書交付等被災者の支援物資を効率化・最適化する「クラウド型被災者支援システム」等の被災者支援DXの導入・利用者の促進（広域災害時の情報連携のための取組）がありました。

2番目は、「平成からの災害に学ぶ」と称して、「復旧・復興まちづくりの課題」として、明治大学名誉教授の青山俊氏が講演されました。

3番目に、「災害と議会・議員の役割」と題して、同志社大学名誉教授の新川達郎氏の講演がありました。

いずれも、阪神大震災から30年、東日本大震災から14年たち、昨年の能登半島地震と連続した災害の教訓と今後予想される南海トラフや首都型直下地震に備えるための研修がありました。議会と行政が一体となった取組の重要性を改めて学ぶ機会であったことを報告します。

なお、資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方は閲覧してください。

以上、報告終わります。

○議長（浅岡正広）

町村議長・副議長研修会の報告が終わりました。

力武副議長におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、議長より報告します。

去る5月15日に南河内郡議長会が開催され、任期満了に伴う役員の改選がありました。南河内郡議長会の会長に太子町の森田忠彦議長が、副会長に千早赤阪村の田村陽議長が、幹事に私、浅岡が就任しました。

次に、去る5月22日、大阪府町村議長会定例総会が開催され、こちらも任期満了に伴う役員の改選がありました。新しく就任された役員の報告をします。

まず、大阪府町村議長会会长に岬町の坂原正勝議長が、副会長に豊能町の永並啓議長が、同じく副会長に太子町の森田忠彦議長の2名が、監事に島本町の大久保たかゆき議長、同じく監事に熊取町の文野慎治議長、同じく監事に千早赤阪村の田村陽議長の3名がそれぞれ選出されましたので、報告しておきます。

続いて、大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に係る候補者の推薦についてです。

こちらは、本町の前中川議長ほか1名の任期満了に伴うものであります。今回の推薦議員は、島本町の大久保たかゆき議長と忠岡町の北村孝議長が選ばれましたので、報告します。中川議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

なお、当日の会議で決まりました案件につきましては、事務局に整理していますので、確認願います。

また、去る5月27日、富田林商工会第63回通常総代会に私、浅岡が参加させていただきました。

それと、一昨日、6月1日日曜日、信太山駐屯地創立68周年記念行事にも同じく浅岡が参加させていただきました。

以上、私からの報告とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

ここで、令和7年河南町議会6月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

改めまして、おはようございます。

本日、令和7年河南町議会6月定例会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。開会に当たり、ここで令和6年度の決算が、速報ですけれども、まとまりましたので、簡単にご報告をさせていただきます。

一般会計でございますけれども、歳入です。71億1,365万円となりました。歳出は69億8,220万円となりました。差引きしますと1億3,145万円の黒字となっております。なお、黒字の1億3,145万円については、令和7年度へ繰り越す財源がございますので、それが3,750万円ございます。これを除きまして、9,395万円が7年度への繰越しと、こういうふうになります。地方財政法の規定によりまして、そのうち2分の1を下らない額4,700万円を財政調整基金に積立てをさせていただく予定でございます。残りの4,695万円は、令和7年度へ繰り越すということにいたしました。

国民健康保険特別会計ですが、歳入17億7,273万円、歳出17億4,938万円となりました。差引きいたしますと2,335万円の黒字というふうになっております。全額、7年度に繰越しをさせていただいております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入3億6,444万円、歳出3億6,044万円、差引きちょうど400万円となります。全額、令和7年度へ繰越しをさせていただいております。

介護保険特別会計でございますが、歳入18億3,489万円、歳出17億4,477万円、差引きいたしますと9,012万円となります。黒字でございます。全額、令和7年度へ繰越しをさせていただいております。

次に、土地取得特別会計でございますが、歳入歳出とも23万円でございます。差引きゼロということでございます。

下水道事業会計でございますが、収益的収支、これは消費税及び地方消費税を除くですが、収入4億4,187万円、支出4億3,802万円、差引き385万円の黒字となっております。資本的収支、これは税込みでございますが、収入1億8,760万円、支出3億555万円でございます。差引き1億1,795万円の不足というふうになりました。この不足につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填をさせていただいております。

次に、全会計の地方債残高でございますが、対前年度末から5億5,851万円の減少となりまして、75億6,427万円の残額となっております。

基金でございますが、これも対前年度末3,063万円減の34億1,998万円というふうになります。

した。

以上が各会計の決算の速報値でございます。

監査委員の審査を経まして、9月の定例会議で決算認定をお願いすることとしたとしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本定例会議にご提案申し上げます案件ですけれども、報告案件が5件、条例案件が1件、予算案件2件、その他案件1件でございます。

まず、報告でございますが、報告第1号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第8号）についての報告でございます。各種交付金などの確定に伴いまして専決処分をさせていただきましたので、予算について報告するものでございます。

報告第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の改正に伴い、令和7年4月1日に施行される事項について専決処分をさせていただいた条例改正についての報告でございます。

報告第3号 和解及び損害賠償の額の決定についての報告でございます。庁舎窓口事務において、印鑑登録手続時に印鑑破損事故が発生し、和解及び損害賠償についての専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

報告第4号 令和6年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告でございます。令和7年度に繰り越した地域公共交通車両更新事業ほか8事業の繰越計算書について報告するものでございます。

報告第5号 令和6年度河南町土地開発公社会計決算の報告でございます。

続いて、条例案件でございます。

議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の改正に伴いまして、令和7年4月1日施行以外の部分について施行すべき内容について改正を行うものでございます。

次に、予算案件でございます。

議案第2号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第1号）でございます。主なものといたしましては、システム関連経費の適正化を図るための大坂版デジタル人材シェアリング事業、地域コミュニティー推進のための備品購入に対する助成事業、農村広場及びネオポリス公園の時計等の修理費用、大宝地域における住宅団地の再生に向けた取組のための体制整備事業についての予算を計上させていただくものでございます。

次に、議案第3号 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

さくら坂地区における下水道管路特別重点調査の実施に関する費用について、予算を計上させていただくものでございます。

次に、その他案件でございますが、議案第4号 財産の取得（河南町G I G Aスクール構想（第2期）端末機購入）でございます。ノートパソコンの取得に際し、大阪府が共同入札により調達事業者を決定しました相手方と随意契約を行うものでございます。

以上が本定例会にご提案申し上げます案件でございます。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明いたしますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

日程第4 行政報告を議題とします。

報告第1号 令和7年専決第1号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第8号）から報告第5号 令和6年度河南町土地開発公社会計決算の報告についてまでの5件の報告を求めます。

順次説明をお願いしますが、5件の報告が終わった後に、それぞれの報告に対して質疑をお受けします。

多村政策総務部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットは715、令和7年5月27日議案送付、6月定例議案一式、令和7年河南町議会6月定例会議資料をお開きください。

9ページのほうをご覧ください。

それでは、報告させていただきます。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

10ページからが補正予算になっています。

それでは、12ページをお開きください。

専決第1号

令和6年度河南町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度河南町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和7年3月31日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、13ページです。「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

- （款）地方譲与税、（項）地方揮発油譲与税で96万6千円の追加、（項）自動車重量譲与税で56万1千円の追加、（項）森林環境譲与税で40万円の追加。
  - （款）利子割交付金、（項）利子割交付金で68万2千円の追加。
  - （款）配当割交付金、（項）配当割交付金で1,002万円の追加。
  - （款）株式等譲渡所得割交付金、（項）株式等譲渡所得割交付金で1,318万2千円の追加。
  - （款）法人事業税交付金、（項）法人事業税交付金で252万4千円の追加。
  - （款）ゴルフ場利用税交付金、（項）ゴルフ場利用税交付金で38万8千円の減額。
  - （款）環境性能割交付金、（項）環境性能割交付金で297万4千円の追加。
  - （款）地方特例交付金、（項）新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で5万8千円の追加。
- めくっていただきまして、14ページ、（款）地方交付税、（項）地方交付税で1,268万1千円の追加。
- （款）交通安全対策特別交付金、（項）交通安全対策特別交付金で31万円の減額。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で5,370万円の追加。  
(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で9,705万円の減額。補正後予算額は、補正前と同額の74億2,180万2千円です。

めくっていただきまして、15ページの歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費は、財源更正でございます。  
(款) 教育費、(項) 保健体育費も、同じく財源更正でございます。補正後予算額は、補正前と同額の74億2,180万2千円です。

次に、事項別明細書で説明させていただきます。18ページをご覧ください。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税、(項) 自動車重量譲与税、(項) 森林環境譲与税。

(款) 利子割交付金、(款) 配当割交付金、めくっていただきまして、19ページです、  
(款) 株式等譲渡所得割交付金、(款) 法人事業税交付金、(款) ゴルフ場利用税交付金、  
(款) 環境性能割交付金、(款) 地方特例交付金、めくっていただきまして、20ページ、  
(款) 地方交付税、(款) 交通安全対策特別交付金、以上につきましては、交付金等の確定による増減でございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 民生費府補助金、(節) 児童福祉費補助金につきましては、大阪府市町村振興補助金の交付額確定に伴うもので、1千万円を中村こども園給食調理業務委託料に充当しております。

その下の(目) 教育費府補助金、(節) 保健体育費補助金は、同じく大阪府市町村振興補助金で、4,370万円を学校給食調理配達業務委託料に充当しております。

次に、(款) 繰入金、(項) 基金繰入金でございますが、今回の補正予算に伴い、財源調整として財政調整基金繰入金を9,705万円減額しております。

めくっていただきまして、21ページ、歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費、(目) こども園費及び次の(款) 教育費、(項) 保健体育費、(目) 学校給食費につきましては、大阪府市町村振興補助金を充当したことに伴います財源更正であります。

以上、報告とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長(浅岡正広)

渡辺すこやか生活部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、報告をさせていただきます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

## 令和7年専決第2号

### 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和7年3月31日

河南町長 森 田 昌 吾

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律などが令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、3月31日付で専決処分し、必要な条項について所要の改正を行ったものでございます。

めくっていただきまして、

## 令和7年河南町条例第15号

### 河南町税条例の一部を改正する条例

改正条文の朗読につきましては、新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

めくっていただきまして、26ページをお開きください。

第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出及び、めくっていただきまして、28ページの第149条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律の施行に伴う改正で、同条第2項において、カード代替電磁的記録の定義が追加されたことに伴う項ずれによる改正であります。

26ページに戻っていただきまして、第82条、種別割の税率は、軽自動車税の種別割につきまして、標準税率の区分見直しに伴う改正で、令和7年11月以降に適用される排ガス規制に対応した種別割として、第1号、ウを新たに追加するもので、二輪のもので、総排気量が0.125リットル、125ccですが、以下でかつ最高出力が4.0キロワット以下のものとして、年額2千円を追加しております。そのほかは、追加に伴う項ずれの改正を行っております。

めくっていただきまして、第89条、種別割の減免につきましては、減免の申請に係る規定で、第2項第5号に先ほど追加したものを持たれて記載するものであります。

次に、第90条、身体障がい者等に対する種別割の減免につきましては、一番下の行は文言修正であります。

めくっていただきまして、3行目以降でございますが、減免の手続につきまして、これまで運転免許証以外に、令和7年3月24日より施行されておりますマイナンバーカードに免許情報を記録したいわゆるマイナ免許証の規定を追加したもので、第2項では、マイナ免許証の提示について、同項第5号ではマイナ免許証内の免許情報記録について、第3項ではマイナ免許証内の免許情報を確認するために必要な措置を受けることを規定したものであります。そのほかにつきましては、項ずれの改正を行っております。

めくっていただきまして、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例に係る規定で、地方税法附則の改正に伴う項ずれの改正を行っております。

次に、第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、大規模改修等が行われた区分所有されている分譲マンションに係る固定資産税の減額措置について、区分所有者からの申告書の提出がなかった場合においても、分譲マンションの管理組合の管理者等から必要書類が提出され、要件に該当すると認められるときは、減額措置の特例を適用する改正であります。

最後に、附則でございます。

めくっていただきまして、第1条、施行期日ですが、この条例は令和7年4月1日から施行しております。第2条は固定資産税に関する経過措置を、第3条は軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長、しばらくお待ちください。

ここでちょっと暫時休憩とします。

休 憩（午前10時33分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午前10時35分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまお配りしました資料でございますが、後に回収させていただきますので、よろしくご協力を願いいたします。

はい、渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、報告第3号の説明をさせていただきます。タブレットの31ページをお開きください。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、32ページをご覧ください。

令和7年専決第3号

和解及び損害賠償の額の決定について専決処分書

次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年4月14日

河南町長 森 田 昌 吾

1 といたしまして、和解及び損害賠償の相手方、住所は大阪府南河内郡河南町内に在住の方でございます。

2 といたしまして、和解の趣旨でございますが、河南町は、相手方に対し、損害賠償金2,640円を支払うものとするものでございます。

3 といたしまして、事故の概要でございます。まず、事故の発生日時は、令和7年2月4日午後2時。事故の発生場所につきましては、大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6、住民部住民生活課窓口。事故の状況でございますが、上記日時、場所において、印鑑登録申請手続の際、職員の過失により、預かった印鑑を破損させたものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

ここで説明員のほうを交代させていただきます。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

続きまして、タブレットは33ページでございます。

報告第4号

令和6年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、34ページ、令和6年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

翌年度へ繰越しいたしました事業は、令和7年1月臨時会議及び令和7年3月定例会議で繰越明許費の設定についてご可決いただきました次の9件でございます。

まず、1点目ですが、（款）総務費、（項）総務管理費、地域公共交通車両更新事業。

昨年12月に国の補正予算で措置されました新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業採

択を受け、地域公共交通運行車両として使用しております旧金剛バス3台の更新を行うものです。翌年度繰越額は1億538万5千円で、財源は国庫支出金5,250万円、町債5,250万円、一般財源38万5千円であります。

次に、2点目、（款）総務費、（項）総務管理費、母子保健情報システム改修事業。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、既存システムの改修を行うものです。翌年度繰越額は84万6千円で、財源は全額国庫支出金です。

次に、3点目、（款）民生費、（項）社会福祉費、低所得世帯支援給付金給付事業（令和6年度非課税世帯）です。

令和6年度住民税非課税世帯に、1世帯当たり3万円の支援金を給付するものです。令和7年度にわたって支給が継続しますので繰越しをいたします。翌年度繰越額は2,844万4千円で、財源は既収入特定財源、未収入特定財源とも全額国庫支出金です。

次に、4点目、（款）民生費、（項）社会福祉費、低所得世帯支援給付金給付事業（令和6年度非課税世帯こども加算）です。

令和6年度住民税非課税世帯に18歳以下の子供がいる場合に、子供1人当たり2万円の支援金を加算して支給するものです。こちらも、令和7年度にわたって支給が継続しますので、繰越しをいたします。翌年度繰越額は256万2千円で、財源は同じく全額国庫支出金です。

次に、5点目、（款）農林水産業費、（項）農業費、農村総合整備事業です。

府営事業で実施されています加納・寺田地区のほ場整備事業に対する負担金ですが、令和6年度に予定されていた整備工事の一部について、地権者との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため、事業主体である大阪府において翌年度への繰越しがされましたので、本町の負担金についても同様に繰越しを行ったものでございます。翌年度繰越額は600万円で、財源は町債470万円、一般財源130万円です。

次に、6点目、（款）商工費、（項）商工費、地域通貨推進事業です。

地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用して実施するもので、物価高騰による消費の下支えを通じた生活者支援及び事業者支援として、ポイント還元キャンペーンをはじめとする地域通貨カナちゃんコインの拡充経費でございます。翌年度繰越額は4,854万5千円で、財源は国庫支出金で4,783万5千円、一般財源71万円です。

次に、7点目、（款）土木費、（項）土木管理費、交通連絡拠点整備事業です。

令和6年度に予定しておりました建物移転補償費算定業務及び用地測量業務並びに町有施設の解体撤去実施設計業務について、地権者との調整に時間を要したことなどにより、年度

内完了が見込まれない状況となったため繰越しいたしました。翌年度繰越額は1,182万600円で、全額一般財源です。

次に、8点目、（款）消防費、（項）消防費、災害用備蓄整備事業です。

国の補正予算で措置されました新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業採択を受け、災害用備蓄費として組立て式トイレ、応急給水タンク等を整備するものでございます。翌年度繰越額は1,510万1千円で、財源は国庫支出金で755万円、一般財源で755万1千円でございます。

次に、9点目、（款）教育費、（項）小学校費、小学校体育館空調整備事業でございます。

こちらも、国の補正予算で措置された空調設備整備臨時特例交付金の事業採択を受け実施するもので、小学校2校の体育館に空調設備を整備するものでございます。翌年度繰越額は9,292万6千円、財源は国庫支出金で4,498万6千円、町債4,490万円でございます。

以上、報告とさせていただきます。

それでは引き続きまして、タブレットは35ページをお開きください。

報告第5号のほうに移らせていただきます。

#### 報告第5号

令和6年度河南町土地開発公社会計決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度河南町土地開発公社会計決算を別紙のとおり報告する。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきますと、36ページからは決算書となっております。

それでは、38ページをご覧ください。

議案第1号で、令和6年度河南町土地開発公社決算認定を5月15日の理事会で受けております。

続いて、43ページをお開きください。

令和6年度河南町土地開発公社会計決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出。

収入です。

第2款事業外収益、第1項受取利息、決算額5,978円、定期預金の利息です。

収益的収入、決算額合計5,978円です。

次に、支出でございます。

第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費、決算額12万3,277円。内訳は、需用費5万3,277円、公租公課7万円でございます。

収益的支出、決算額合計12万3,277円です。

めくっていただきまして、44ページです。

2、令和6年度河南町土地開発公社損益計算書でございます。

令和6年度は用地の売却がございませんでしたので、1、事業収益、(1)公有地取得事業収益並びに2、事業原価、(1)公有地取得事業原価はございません。よって、事業総利益はゼロ円となります。

次に、3、販売費及び一般管理費が12万3,277円で、先ほどの事業総利益がありませんでしたので、差引き12万3,277円の事業損失でございます。これに、4、事業外収益、(1)受取利息5,978円を加え、経常損失、当期損失は11万7,299円となります。

めくっていただきまして、45ページでございます。

3、令和6年度河南町土地開発公社準備金計算書でございます。

1、未処分利益準備金で、前期繰越準備金が3,075万1,229円、当期損失が11万7,299円で、差引き当期未処分利益は3,063万3,930円です。

めくっていただきまして、46ページ。

4、令和6年度河南町土地開発公社準備金処分計算書です。

(1)当期未処分利益は3,063万3,930円、これにつきましては全額を次期繰越準備金としております。

めくっていただきまして、47ページでございます。

5、令和6年度河南町土地開発公社貸借対照表です。令和7年3月31日現在のものです。

まず、資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金ですが、3,063万3,930円と資本金1千万円を合わせまして4,063万3,930円です。

次に、(2)事業未収金はなく、(3)公有用地は、金山古墳環境保全整備事業用地5,041万8,880円と道の駅「かなん」再整備事業用地5,854万4,816円の合計1億896万3,696円です。

以上により、流動資産合計は1億4,959万7,626円です。固定資産はなく、資産合計は1億

4,959万7,626円です。

次に、めくっていただきまして、48ページです。

負債の部です。1、流動負債、（1）未払金はございません。

2、固定負債、（1）長期借入金ですが、令和5年度末で保有している金山古墳環境保全整備事業用地及び道の駅「かなん」再整備事業用地の購入資金として借り入れた合計1億896万3,696円です。

負債合計は1億896万3,696円です。

次に、資本の部、1、資本金、（1）基本財産で1千万円、町からの出資金です。

次に、2、準備金ですが、（1）前期繰越準備金で3,075万1,229円から（2）当期損失11万7,299円を差引きし、準備金合計3,063万3,930円です。

資本合計は、資本金合計1千万円と準備金合計3,063万3,930円の合計で4,063万3,930円です。

負債資本合計は1億4,959万7,626円です。

続きまして、49ページです。

6、令和6年度河南町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、事業活動によるキャッシュ・フロー、その他事業支出で販売費及び一般管理費として12万3,277円の支出、利息の受取額が5,978円の収入がありましたので、事業活動によるキャッシュ・フロー合計は11万7,299円の支出となります。

次に、2、投資活動によるキャッシュ・フローはございません。

続いて、50ページをご覧ください。

3、財務活動によるキャッシュ・フローはございません。

以上により、令和6年度中の4、現金及び現金同等物は11万7,299円の減少となります。

次に、5、現金及び現金同等物期首残高が4,075万1,229円、令和6年度に現金11万7,299円減少しましたので、6、現金及び現金同等物期末残高は4,063万3,930円となります。

以上、報告1から報告5までの行政報告が全て終了といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅岡正広）

行政報告が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、報告第1号 令和7年専決第1号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第8号）

について、質疑をお受けします。

中川議員。

○7番（中川 博）

まず、9ページですけれども、今回の専決処分報告ということで説明あったんですけれども、法第180条の第1項の議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したものということで、今回、専決処分事項の第1項の第5号のうち、会計年度末における地方交付税等の補正に関するもので専決処分されたものであると認識するんですけれども、先ほど申し上げました法第180条の軽易な事項との整合性、まずお聞きしたいということと、それでは質疑をちょっとしたいと思うんですけれども、20ページの府支出金のところですけれども、大阪府市町村振興補助金で学校給食費の財源に今回使用しておるわけでございますけれども、この振興補助金は河南町のそういう先進的な取組等の評価に対しての補助金だと認識するんですけれども、その使い道として、給食費、またその次のページですけれども、財源更正などの使い道に問題ないのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、専決規定のご質問のほうからお答えさせていただきますけれども、こちら、おっしゃるとおりに地方自治法第180条で規定されている分でございます。軽易な分というところでございますけれども、こちら、先ほども町長の専決事項の指定についてということで、議会のほうからご指定いただいている専決の規定になりますので、その旨で専決をさせていただいております。

それから、先ほどの振興補助金の件でございますけれども、こちらのほうは、今回、学校給食費の配達業務、中村こども園給食調理業務のほうに充当させていただいておりますけれども、こちらも振興補助金の趣旨に合致しておりますので、こちらのほうに充当させていただいております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。今、答弁いただきましたように、問題ないということを理解させていただきました。

次に、この同じ部分なんですけれども、大阪府市町村振興補助金なんですけれども、例えば河南町、太子町、千早赤阪村、ほぼ2町1村で同じような取組を行っておるんですけれども、その交付の限度額が2つの町村に比べて、例えば太子町が今回の振興補助金で6,550万円、そして千早赤阪村が6,270万円を、今回、限度額、頂いておるわけなんですけれども、河南町は、今ありましたように5,370万円と、約1千万円ほど少ないわけなんですけれども、その主な理由が分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

他市町村との差というのが、ちょっと具体的には不明でございますけれども、それぞれの項目の評価がございまして、将来にわたる、将来の在り方に関する議論の取組やら、また単独市町村による取組、将来の在り方の議論の推進やら、あと複数市町村による取組とかで配分されていると聞いております。その配分の細かな内訳等は、ちょっとこちらでは分からぬいという状況です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

ちょっと、私、見させていただいたんですけども、ほぼ同じような内容で申請されているんです。違いが、ちょっと一つ思い当たるところがDXに関する部分で、この2つの町村の場合は、DXについては丸ということになっているんですけども、河南町はそこは載っていなかったということで、その辺の差で1千万円近く差が出たのかどうか。今後、これ、町にとって大きな財源になりますので、やっぱり1千万円も近隣と違ったら大きいです、またちょっと分析のほう、どこでこの2つの町村と河南町に差ができたのかというのを分析していただいて、なるべく多くの振興補助金を河南町として受け入れられるような体制をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。これは要望にしてまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○ 9番（力武 清）

議案書の18ページのところで、森林環境譲与税のことで質問させていただきます。

40万円増額になっております。この税金は、自治体がそれぞれの森林整備、国土の保全、水源の維持あるいは地球温暖化防止、生物多様性の保全などに使われるものと承知しておりますけれども、年1回、1人当たり1千円、所得者から7月から、年金受給者は10月から徴収が昨年から始まりましたけれども、住民税非課税の方は対象外ですけれども、補正された分で530万円となっていますが、納税者はどれくらいおられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

森林環境税の納税者数でございますけれども、令和6年度から個人の住民税均等割と併せて市町村で賦課・徴収することとなっておりまして、令和6年度の実績で申し上げますと、納税者数は7,493人、令和7年度当初付加した中身では7,526人と、約7,500人前後となっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○ 9番（力武 清）

ありがとうございます。では、6年度でこの財源を生かした事業はどのようなものをやられたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

令和6年度におきましては、おおさか河内材利用促進事業として、庁舎1階のほうに、今、本棚を設置させていただいております。

あと、間伐利用促進事業の補助金や、小学校におきましては森林学習推進事業というところで森林環境譲与税を主に充当させていただいております。

全て、令和6年度の関係事業で使用させていただいております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○ 9番（力武 清）

基金はためておられるのかどうかお聞きしたいんですけれども、ため込む目標額は決めておられるのか、併せて聞きたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

令和6年度末現在では、森林環境譲与税の現在高が692万9,907円となる見込みでございますが、基金として保有する額に目標等は特に定めてはございません。極力、譲与を受けた額は当該年度で使用していきたいというふうに考えてはおります。現在、基金として保有しております残高につきましても、以降の年度におきまして活用していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第2号 令和7年專決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をお受けします。

力武議員。

○ 9番（力武 清）

この条例の関係で、軽自動車税、種別割に関することでちょっと質問させていただきます。あわせて、マイナ免許証の運用開始に伴う軽自動車税の減免申請時の運転免許証の掲示義務に係る規定等の整備についても質問させていただきますけれども、50cc以下の場合と50ccから90ccまでの税額は2千円となっております。90ccから125ccまでは2,400円、125から250ccの場合は4,900円、250ccを超えた場合は6千円となってますが、この250cc以上のクラスの場合、今回の改正の対象になっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

今回の改正につきましては、総排気量が125cc以下で、かつ最高出力を4kW以下のものと

して年額2千円を新たに追加しておりまして、議員仰せの50cc以下などの分につきましては従来どおりとなっており、今回の改正の対象とはなっておりません。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

それでは、まず保有台数が何台ぐらいあるのかということと、今回の改正で見込み増となると思うんですけれども、どれくらい増額を考えて見込みされているのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

バイクの保有台数でございますけれども、令和7年度当初の賦課でいきますと、50cc以下の原動機付自転車が1,388台、50ccから90ccまでが67台、90ccから125ccが444台、125ccから250ccが283台、250cc超えが277台となっております。

今回の改正に伴います税収の増減の見込みにつきましては、排ガス規制の規定改正に伴いまして、これまでの50cc以下の原動機付自転車が今年の11月以降、新車での販売が停止するような状況になっておりまして、その代わりに、新たに125cc以下で出力が4kW以下のものに置き換わっていくであろうということで、ともに税額が2千円ということになってございますんで、この改正に伴う影響は少ないというふうには考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

町内には中古バイクと新車も扱っている業者さんありますけれども、この業者さんの関係で、今回の改正で影響あるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

今回の場合は、新車販売の場合につきましては新たな排出ガス規制の対象となりますけれども、中古のバイクにつきましては従来どおりの販売という形にはなりますので、影響のほうは少ないというふうには考えております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○7番（中川 博）

今回の税条例の一部改正の条例からちょっと外れてしまうんですけれども、ということで、分かればの話で結構なんですけれども、勉強会のときも今年の3月24日からマイナ免許証がスタートしたということで、以前、マイナ保険証のほうでかなり大きな議論いうか、なぜ廃止するのかということで議論が沸騰したと思うんですけれども、このマイナンバー免許証におきましては、現在の免許証、そしてマイナンバー免許証、そして併用できるという3種類の取得方法があると思うんですけれども、その違いいいうのが分かれば教えていただきたいと思います。ちょっと、今言うたように質疑から外れてしまうんで、分かれば結構ですけれども、お願いします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

現在の免許証、それに併用してマイナ免許証というのが今年の3月24日から施行されておりますけれども、マイナ免許証に移行するメリットといいますのは、基本的にはマイナンバーカードを1枚持っておけば、免許証であったり保険証であったり、いろんな部分が持たなくとも大丈夫、そのマイナンバーカードに免許情報をひもづけることによって、そういうところが、たくさんのカードを持つ必要がないということと、あとはマイナ免許証で申し上げますと、今までの免許証であったら、住所が変わった場合は免許証の住所変更の届けをしないといけなかったんですが、マイナ免許証の場合につきましては、マイナンバーカードの住民票を異動すれば、その免許証も異動したとみなされますんで、新たな手続は必要ないというようなことがメリットかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前11時09分）

~~~~~

再開（午前11時19分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告第3号 令和7年専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定について、質疑をお受けします。

河合議員。

○6番（河合英紀）

報告第3号 令和7年専決第3号 和解及び損害賠償について、先日の勉強会で質問を聞き逃したので、させていただきます。

今回、相手方との和解が成立した、2,640円で成立したということなんですが、今回、このような過失が町であったというときに、その過失を行った当事者及びその管理者に何か処分が行われたのか。今回は数千円の事案でしたけれども、金額の大小にかかわらず、このようなことが起こったときに、府内でどのような対応をしたのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

職員が業務を遂行する中で過失によって生じた事案でございますので、その職員に対する処分というわけではなくて、口頭による注意という形で対応させていただいております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

今回は印鑑登録の申請の手続の際に起こったという事案なんですけれども、多分、印鑑登録されるということは、何かしら急ぎの用事等があったものと推測されるんですよね。なので、今後はこのようなことがないようにだけ要望させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○7番（中川博）

今回の件ですけれども、やはり損害賠償が発生したということは非常に遺憾なことですし、また町民の方にとっても、やっぱり不快な思いをされたということなんですけれども、でも起こってしまったことは仕方ないわけなんで、今後どのような対策を、防止策を取られるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

今回、印鑑登録をするときに、職員と住民の方がハイカウンターで対応しております、ハイカウンターのところから印鑑を突いた上で落下させたということで、今後はローカウンターのほうで印鑑登録の手続をするときは対応することによって、破損とかができるだけ生じないように対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

人間ですから失敗はあるんですけども、次、やっぱり起こさないように、またよろしくお願いします。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第4号 令和6年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑をお受けします。

中川議員。

○7番（中川博）

勉強会でも横でちょっと聞かせていただいたんですけども、商工費の中の地域通貨推進事業、カナちゃんコインですけれども、今、6月2日からスタートしております、年間3回ぐらいということでされて、この財源ですけれども、国の支出金ということで、これは重

点支援の地方交付金を利用しての河南町の施策だと思うんですけれども、そのときちょっとと言わせていただいたんですけども、今現在、国におきまして、追加の、この重点支援交付金の、国で1千億円、河南町のほうで824万円程度が入るというのが決定されたと思うんですけども、その辺につきまして、この河南町として、この物価高対策の重点支援の地方交付金を生かした追加分ですけれども、やはりカナちゃんコインのほうに充てるのかどうか、その辺の計画はあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

議員仰せの追加の分ですけれども、5月27日で閣議決定されたと聞いております。まだ、内情、河南町のほうにはまだちょっと通達来ておりません。

今後どのようにその分を補正かけていくかというところは、これからちょっとまた検討していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

すみません、ちょっと私、資料のほうで、もう市町村のほうに、翌日ですけれども、通達行くというのがちょっとありましたので、もう既に来ているものだと思って質問させていただきました。また来たら、ほぼ来るの間違いないと思いますので、書面いうかデータありますので、来たら、また検討のほうよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

力武議員。

○9番（力武 清）

34ページに一覧表がありますけれども、それに基づいて質問させていただきます。

まず、地域公共交通車両更新の事業なんですが、金剛バスから買い入れた5台のうち3台を新車に更新することなんですが、まず納車の時期はどのくらい見ておられるかということと、古い車両をどうされる、どのように処分されるのか、まずお聞きしたいの

と、2つ目に、5段目、農村総合整備事業で、加納・寺田地区で、今、整備されている最中ですけれども、工期の関係でどうなりますか。ちょっと気になるのは、もうそろそろ田植の時期になります。その田植のシーズンに間に合うのか、延ばすのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、私のほうから、地域公共交通車両更新の件でお答えさせていただきます。

納期のほうは、一応令和8年3月31日までにというふうには考えておりますけれども、ちょっとこれは、今のところ、まだ未定でございます。

古い車両はどのように処分されるかというところでございますけれども、公売等も含め、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農村総合整備事業につきまして、加納・寺田地区のほうでは場整備してございますが、こちらの工区につきましては大きい2つの工区で実施しております、一つのほうが6.7haを整備しておる、この工事につきましては秋の竣工ということで10月末を工期としていますので、秋の竣工で、今、工事のほうを目指しております。

もう一つの工区、6-2工区のほうの1.1haにつきましては、6月20日工期ということで伺っておりますので、これにつきましては6月の末に完成いたしますと、一時利用、作付のほうができるというように大阪府のほうからは聞き及んでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

6.7haのほうは秋ということなんですけれども、そしたら6月以降の田植は当然間に合いませんよね。ということは、田植されるだろうというところの所得補償か何かは考えておられるのかどうか、お聞きいたします。

それと、9段目の体育館の空調設備のことで質問させていただきますけれども、これも工

期の予定はどうなっているのかということと、この夏場に間に合うかどうか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

久保田理事。

○まち創造部理事（久保田 篤）

農村総合整備事業、府営では場整備を行っている広いほうの工区の分についてですけれども、営農補償、休耕補償については、ございません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

小学校の体育館の空調整備の件でございますけれども、これにつきましては、国のほうで有利な交付金が示されたのを受けまして、国のその補正予算を受けて、3月補正で工事費の計上させていただきました。今、ただいま入札の手続中でございまして、工事の完了は1月頃になるものと見込んでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

農村整備に関して再質問させていただきますけれども、地権者に対しての説明とは、今、説明があった補償がないというようなその工期との関係できちんと説明されたのか、地権者は納得されているのかあたりをお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

久保田理事。

○まち創造部理事（久保田 篤）

お答えします。

工事を実施する前に工事の説明会を開催しまして、その際に、今期の作付についてはできない旨、ご説明をさせていただいております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

空調、小学校のエアコン、体育館のエアコンなんですけれども、12月に工事をするというふうに勉強会でおっしゃっていたかと思います。

それで、やっぱり夏に間に合わないというのがすごい大きいなと思うんですけども、その夏の、去年もすごい猛暑だったんですけども、その対策として、体育の授業を今年はどうされる予定なのか。プールもあるんですけども、そのプールサイドも熱くない塗料とかを塗っていただいたけれども、それでもまだ日陰とかが少なく、すごい暑過ぎるというものをどうしていこうと思っているのかというのと、バズーカの今あるやつを増やすというふうに聞いているんですけども、バズーカのエアコン、やっぱり見に行ったときに、そんなによくないなと。首かしげてはるけれども、よくないなという印象やったんですね。

やっぱり、使っておられる子供たちに聞いても、目の前に来ないと涼しくないということを言っていて、しかもでかくて、倒れてきたらどうするんやろうというようなこと也有って、今回は上につける、実際、上に、だっとつけていくということは言っているんですけども、あれ、たしか排気を、すごい大きい管を外に出さなあかん、だから結局ドアは全部開け放しにしなあかん、見に行ったとき、そうやって、水を排水するのも何かどこかにバケツで置いとかなあかんみたいなんを、見に行ったときはそうやったんですけども、というような何か欠点があったので、上に設置するというのが、でか過ぎる、危なくないのかとか、いろいろな課題面があって、設置するイメージというのが全然分からんんですけども、そのあたり説明してもらっていいですか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

まず、この夏の対応ということで1点目としてご質問いただいたんですけども、確かに近年、夏場には暑くなってきておりますけれども、この点につきましては、本町でも、現状、十分ではないかもしれませんけれども、小学校・中学校の体育館にこのバズーカの空調機器も入れさせていただいておりますので、この辺を活用しながら、そのときの状況に応じて現場の判断で対応していただくということになろうかと思います。

あと、もう一つの点としまして、据付け型、今回、据付け型の形になります。たしか、小学校につきましては、まだ移動型ということで、館内で熱風も出たりとかいうふうなところがあるんですけども、中学校のほうでは、ご指摘いただいたように、もう完全に据付け型

になっておりまして、熱風も外に出るような形で対応しております。その影響によりまして、中学校の体育館では、かなりこれは効果があるといいますか、涼しいというふうな評価をいただいておりますので、小学校のほうでもそういう形で、今現在は移動型という形になっていますけれども、据付け型として外部に室外機を取り付けるというふうな形の対応することによって、小学校でもかなり涼しくなるのではないかというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

1点目のほうが、現場の判断という話なんですけれども、やっぱり現場の判断だけでは、今日は日陰でやろう、今日はどこかでやろうというのだけでは、もう乗り切れないほどの暑さですよね。大胆な何か、小学校の運動会に子供たち用のテントすらなかったというのを見て、そういう何か現場の判断ではやっぱりどうにもいかないところがあるので、そのあたりはやっぱりしっかりと予算をつけていってほしいなと思います。

もう一点、設置する、しっかりと取り付けていくという話なんですけれども、これ一番初めにこのバズーカを買ったときに、災害時にも使えるから、どこでも持ち運びができるからで、この形にしますというふうに私たちは説明を聞いています。それとの整合性はどうなるんでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

すみません、当初、その辺の経緯はちょっとはっきりとした記憶はないんですけども、確かに導入当初につきましては、必ずしも小学校にあったものではなくて、体育館とかほかのところにも設置されていたように記憶しております。

小学校の体育館、中学校の体育館におきましても、いざというときには避難の場所になりますので、そちらのほうで、いざというときにはそういう機器が必要になりますので、そちらのほうで据付け型ということで対応させていただくものでございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

もちろん、体育館で避難することもあるかと思うんですね。ただ、それを私たちは言っ

ても、移動型にこだわっておられて。何か大きいやつをほんまはつけてほしかったんですよ、何か天井に埋め込みみたいなやつね。で、言っても、移動型は、だからどこにでも災害で持つていけるから、どこが避難所になんでも持つていけるからという説明を私たちは受けたんですね。やっぱり、そのあたりの整合性がないというところで、もうちょっとちゃんと説明をしないといけないかなと思うんですけども、説明、もう一回お願ひします。湊部長のときの議事録、見返してくれたらいい。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

すみません、申し訳ございませんけれども、ちょっと今、現状では、先ほどのご答弁以上の情報を持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

（「しゃあないな」と呼ぶ者あり）

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第5号 令和6年度河南町土地開発公社会計決算の報告について、質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第5 議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8 議案第4号 財産の取得（河南町G I G Aスクール構想（第2期）端末機購入）についてまでの4件を会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上4件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

63ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

今回提案させていただく条例は、令和7年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により改正が必要となった内容のうち、令和7年4月1日に施行され、専決処分したもの除く改正でございます。

めくっていただきまして、

令和7年河南町条例第 1号

河南町税条例の一部を改正する条例

改正条文の朗読につきましては、新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

68ページをお開きください。

まず、第18条、公示送達でございますが、公示事項を、これまで紙面による掲示場において掲示して行うもののほか、インターネット等を用いた方法により閲覧できる措置が設けら

れたことに伴う所要の改正を行うとともに、地方税法施行規則の読替規定を設ける改正であります。

第18条の3、納税証明事項につきましては、第18条で規定した地方税法施行規則の読替規定による改正であります。

第34条の2、所得控除、めくっていただきまして、第36条の2、町民税の申告、めくっていただきまして、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、現下の経済情勢等を踏まえまして、所得税と同様に、個人住民税におきましても特定親族特別控除が創設されたことによる改正でございます。

特定親族とは、納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等であって、前年の合計所得金額が123万以下であるものとなります。第34条の2では、控除すべき特定親族特別控除額を、第36条の2では、給与又は公的年金受給者の申告における特定親族特別控除額を、第36条の3の2並びに第36条の3の3では、給与所得者並びに公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載する事項に特定親族の氏名を記載する改正を行うものであります。

めくっていただきまして、次に、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきましては、加熱式たばこの課税方式の見直しに係る規定を追加しております。第1号では、紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこにつきましては、重量0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本に、0.35グラム未満のものは1本に換算する方法。めくっていただきまして、第2号では、第1号以外の加熱式たばこは、0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に、品目ごとの1箱当たりの重量が4グラム未満のものについては、品目ごと1箱をもって紙巻きたばこ20本に換算する方法を規定しております。第2項は、前項各号のただし書以外の加熱式たばこは、1個当たりの重量に品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を本数に換算する方法として、第3項では、1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであります。第4項は、加熱式たばこと併せて使用する加熱式たばこの喫煙用具は、1箱の重量が4グラム未満であっても20本と換算する方法を適用しない規定を定めております。

最後に、附則でございます。

めくっていただきまして、第1条は、この条例は、公布の日から施行するものとします。ただし、第1号として、特定親族特別控除については令和8年1月1日、第2号として、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法につきましては令和8年4月1日、第3号として、

公示送達のインターネット等を用いた方法により閲覧できる措置につきましては、地方税法附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日を規定しております。

第2条では、公示送達に関する経過措置を、第3条は、町民税の特定親族特別控除に関する経過措置を定めております。

めくっていただきまして、第4条は、加熱式たばこに関する経過措置を定めており、激変緩和措置として、実施時期を令和8年4月1日以降は改正前の換算本数と改正後の換算本数に0.5を乗じた本数とし、令和8年10月1日以降は改正後の換算本数とする規定となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川博）

渡辺部長、説明どうもありがとうございます。

今ちょっとお聞きしていたんですけども、特定親族特別控除のほうなんですけれども、これ、有名になりました103万円の壁というところからスタートしたと思うんですけども、103万円の壁、そして変更されて、10万円、10万円、20万円変更されて123万円、そして今は150万円、ほんで控除を段階的に減らしていくというように変わったと思うんですけども、これ、町方税に関しては、この特定親族特別控除の控除額に今まで入っていなかつたいうことですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

特定親族特別控除額に関しましては、今回新設された項目でございまして、所得税のほうでも、これまでございませんでした。今まであったのは特定扶養親族ということで、103万円未満と、大学生等に関しては63万円の控除があると。それ以上で、150万円までの部分についても、新たな控除額を設けるということが今回新設された規定でございます。それと同様に、住民税のほうも同じ規定を設けるということでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

ということは、今回の制度であれですけれども、従来どおり、この特定親族の扶助控除いうのはあったわけですか。あつたということで、今回、特別にその枠が広がったから、今回の改正になったと。150万円になって、段階的に百八十何ぼまで引上げということ。分かりました。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

公示送達についてちょっとお伺いするんですけども、これからはネットも併用して、併用しないとあかんか、併用していく、河南町としてはどうしていくんですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

今回の改正によって、インターネットを用いて公示送達の部分の掲示に代えることができるという規定を、今のところは設けるだけでございます。それで、この附則のほうにも書いていますように、公示送達の施行日はまだ政令のほうで施行されておりませんので、その施行日が到達した段階で、まだ日が決まっていないので、その日が決まった段階でちょっと検討はしていきたいと思いますが、インターネットを用いてするかどうかというのは、今後、検討したいとは思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

どっちかといったら、もうネットだけでいいんちゃうかと思うんですね、どっちみち見にこないですし、それやったらネットのほうが伝わる可能性が高いので。併用するのもいいけれども、別にもう併用することもなく、ネット一本に絞ってしもてもいいんちゃうかなと思うんですけども、それは法律上はできるんですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

法律の告示であったり公示につきましては、自治法上で公示するということが決められておりまして、公示の手法については河南町の公告式条例というまた別の条例がございまして、その条例に基づいていろんなことを公示するというか告示するという、まず大前提のルールがございますので、その部分については従来どおりの取扱いをした上で、インターネットの部分については検討していくという形で考えております。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

力武議員。

○9番（力武 清）

新旧対照表の71ページ辺りから、加熱式たばこのことでちょっと載っていますけれども、近年、健康問題とか受動喫煙の影響を少なくする動きの中で、喫煙者が減っていく傾向があると思われますけれども、逆に加熱式たばこが増えていると思うんですけれども、私もコンビニで、私は喫煙していませんけれども、よく新しい加熱式たばこの種類が増えて、利用者が多いなという感じがするんですけども、そのあたりどのように見ておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

本町における近年のたばこの売渡し本数につきましては、全体としては減少傾向にあります。ただし、たばこ税の申告において、紙巻きたばこと加熱式たばこについて、それぞれの本数についてちょっと申告がないため、加熱式たばこの利用が、今現在、増えているかどうかというのは、本町の中ではちょっと確認はできません。

ただ、厚生労働省の喫煙状況の調査では、紙巻きたばこの割合が減少して、加熱式たばこの喫煙者の割合が増加傾向にあるというような報告はございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○ 9番（力武 清）

条例の提案では、課税方法は、重量等を紙巻たばこの本数に換算して課税するというやり方を提案されておりますけれども、概算でどの程度、税収の見込みをされているのか。たばこ税の場合、国たばこ税と地方たばこ税、あるいはたばこ特別税、消費税と、4つの税金がかかっているんですよね。そのうち、本町に関しての課税見込みはどの程度見ておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

町のたばこ税に対する影響でございますけれども、具体的にきっちりした計算ができるわけではありませんが、大体、紙巻きたばこと加熱式たばこの課税の割合からいって、換算本数を逆算するというような形でいきますと、大体、年間通じて350万円程度の増収になるかなというふうには予測しております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第6 議案第2号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは78ページをご覧ください。

## 議案第2号

### 令和7年度河南町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度河南町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ674万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4,711万6千円とする。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、79ページは「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金178万2千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金60万円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金186万6千円の追加。

（款）諸収入、（項）雑入250万円の追加でございまして、歳入合計で674万8千円の追加。

補正後予算額を76億4,711万6千円とするものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、80ページは歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費370万円の追加。

（款）農林水産業費、（項）農業費44万7千円の追加。

（款）土木費、（項）都市計画費260万1千円の追加。

歳出合計で674万8千円の追加、補正後予算額を76億4,711万6千円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。

81ページをご覧ください。81ページ、次の82ページは総括となっておりますので、83ページの歳入の補正から説明させていただきます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 土木費国庫補助金ですが、住宅市街地総合整備事業補助金で178万2千円の追加。こちらは、歳出の住宅地再生体制整備委託料に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 総務費府補助金ですが、スマートシティ戦略推進補助金で60万円の追加。こちらは、大阪版デジタル人材シェアリング事業により支援を受けるもので、歳出の人材派遣委託料に充当しております。補助率は2分の1でございます。

続きまして、(款) 繰越金、(項) 繰越金、(目) 繰越金ですが、前年度繰越金で186万6千円の追加。今回の補正予算で不足する財源を補填させていただいております。

続きまして、(款) 諸収入、(項) 雜入、(目) 雜入で250万円の追加はコミュニティ助成金で、一般財団法人自治総合センターから助成決定を受けたものでございまして、歳出予算と合わせて今回の補正予算に計上させていただいております。

めくっていただきまして、84ページは歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費、(目) 一般管理費、(節) 委託料の人材派遣委託料120万円の追加は、大阪府のデジタル人材シェアリング事業によりデジタル専門人材の派遣を受け、システム関連事業者から提出される見積り内容の精査やチェックシートの精査、作成等についてアドバイスや支援を受けるものでございます。

次に、(目) 自治振興費、(節) 負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金250万円の追加は、河内地区の自治会におけるコミュニティ活動を推進するための備品の購入費に対する助成金でございます。

次に、(款) 農林水産業費、(項) 農業費、(目) 農地費、(節) 需用費の修繕料44万7千円の追加は、なかむら公園に設置しております時計の故障に伴う修繕料を追加しております。

次に、(款) 土木費、(項) 都市計画費、(目) 都市計画総務費、(節) 委託料178万2千円の追加は、国の補助事業を活用し、大宝地区において、民間事業者や地域住民と連携しながら、まちの高齢化への対応やコミュニティ意識の醸成に向けた取組、旧かなんこども園跡地の活用方法の検討など、住宅団地の再生に向けた取組のための体制を整備していくものでございます。

次に、（目）下水道費、（節）繰出金3万8千円の追加は、今回の下水道事業会計の補正に伴う追加でございます。

次に、（目）公園費、（節）需用費、修繕料78万1千円の追加は、ネオポリス公園に設置しております時計が破損したため、修繕料を追加しております。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前1時59分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

まず、今回の質疑ですけれども、通常でしたら河南町の場合は委員会付託が基準ということなんですけれども、今回、全体質疑ということをしていただきまして、私に質疑の機会を与えていただいたことにまず感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、84ページの人材派遣委託料について、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず、その前のページのこの財源ですけれども、スマートシティの戦略推進補助金を60万円使って、あと河南町の一般財源を60万円使って、120万円の委託料ということなんですけれども、勉強会ではシステムの改修等が適切に行われているかどうか等のそういうチェック、例えば、よくシステム改修料ということでかなり多額の財源が必要というところに切り込んでいただくとかということで大阪府に委託されているというような予算ということを伺いましたけれども、初めに申し上げました、このスマートシティ戦略推進補助金ということの内容的な部分と、今、勉強会で教えていただいたシステム改修等のそういうチェックですね、また勉強会では、かなりのそういう効果がある市町村もあるということを伺いましたけれども、もう少し詳しくこの辺につきまして説明をしていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、歳入のほうでは、大阪府のほうでスマートシティ戦略推進事業というのがございまして、そちらのほうでそういうデジタル、いろんな項目がございますけれども、デジタル人材シェアリング事業に該当するというところで60万円頂くというところの、採択されることになると思うんですけども、あと歳出のほうでこの人材派遣委託というところでございますけれども、派遣というふうには書かれておりますけれども、町内に在住していただくわけではございませんで、今後もいろいろなシステム改修というのが必要になってくるわけですから、果たしてその改修費用というのが正しい金額で積算されているかというところとか、またもっとデジタル、DXを推進していくに当たりまして、高度な知識等も必要になってくるというところで、そういうところで相談をさせていただく事業に、うちのほうは手を挙げようと思っております。

その事業概要に当たりましては、一応7項目ぐらいがございまして、その中で、うちのシステム関連の費用というところに、今、手を挙げようという考えを持っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

勉強会のときには、かなり効果を上げておられる市町村があるというようにちょっと伺いましたので、その辺も含めて、もし答弁いただけたらお願いします。

続きまして、同じページの住宅地再生体制整備委託料のところなんですけれども、これは住宅団地ということで、その対象は河南町におきましては大宝地区とさくら坂地区の2つと伺いました。

今回の施策は、旧かなんこども園に関するものが全てではないと、私、これに関するものが全てだというような説明でしたら大宝地区だけでいいと思ったわけなんですけれども、でもそれだけではないということならば、さくら坂地域も加えて、町全体としての対応と、そしてこども園に活用すればいいのではないかと思うんですけども、もう少し具体的な内容を教えていただきたいというのと、主な支出はどこにするのかというのもちょっと伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

すみません、先ほどの人材派遣の部分で、効果というところで、先、お答えさせていただきます。

令和6年度の実績としまして、府内14市町村がまず一度やられております。その結果としまして、平均300万円ぐらいのコストダウンがあったと聞き及んでおります。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

そうしましたら、住宅再生のほう、都市再生のほうのお話をさせていただきます。

この事業につきましては、高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するためということで、地域再生法が令和6年10月に改正になってございます。その改正と併せて、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的に、この補助事業ができます。

この補助事業の要件といたしまして、まず5ha以上という、まずこれ条件がございます。それと、入居開始から概ね30年以上という、こういうところでございまして、住宅戸数が100戸以上とか、こういったところの事業の、この補助金の内容がございます。

今回のこの事業につきましては、まず大宝地区のほうからいろいろと、そういうまちづくりをという形で有志のグループができてございます。いわゆる大宝委員というのがございます。あわせて、この地区については、いわゆるネオポリス、この団地につきましては、前の大和団地、大和ハウス工業がこの地区を開発してきたということで、いろんなそういうところも提案もございまして、併せて旧かなんこども園、ここの活用についても、そこを当該地区に当然ございますので、といった活用も含めて、この地域の再生、また今のまちづくりを維持できるかという形で取り組んでいく形でございます。

今、考えておりますのが、一応、当然町もまちづくりを担っていかなければなりませんので、町と、それと地域、それと共同提案者である大和ハウス工業さんと連携をしながら、これを取り組んでいくわけですけれども、一応、今現在、予定しておりますのが、大和ハウス工業さんのはうに委託をして事業を進めていこうということで考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

先ほど質疑させていただきましたのは、河南町には住宅団地が2か所あると、大宝地域とさくら坂地域と。先ほど質問した高齢化、また住宅団地の再生とかいうのは、さくら坂地域にも該当する部門ですね。私、さくら坂地域、あまり知らないんですけども、多分、大倉建設がやっておられたと、開発されたと思うんですけども、そうなってきたら、そちらも大きな会社だと思うんで、町全体としては、そういう住宅団地の再生ということで大宝地区とさくら坂地域も含めて、それプラス旧のかなんこども園の対応というのを含めたらどうかというような質問をさつきさせていただいたんですね。

さくら坂地域に対しての回答というのは、今、答弁がちょっとなかったんですが、そこも含めてちょっと回答お願いしたいなと思います。これ、3回目ですわね。お願いします。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大宝地区におきましては、昭和40年代から入居が始まりまして約60年という形で、非常に何代も世代交代をしている地域でございます。

さくら坂地区につきましては、平成5年、6年ぐらいからの入居で、一定、次の代という、交代が若干進みつつある地域でありますけれども、ちょっと大宝と違いまして、大宝のところでは一定の交代が進んでいると、併せて高齢化率もやっぱり非常に、37.8%、これ令和2年度の高齢化率になりますけれども、そういったところも含めまして、まずは地域のまちづくりをやっていきたいというようなお声もありましたので、まずは大宝地区からという形で、今、進めさせていただいております。

当然、今後どうなるか分かりませんけれども、ごめんなさい、まず大宝地区だけを捉まして、今、進めさせていただいておりますので、ご理解のほうよろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

いいですか。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

デジタル人材シェアリング事業についてお聞きするんですけれども、先ほど中川議員への答弁で、アベレージ300万円のコストダウンということなんですけれども、14市町村、既に2023年度の事業でやって、効果がやっぱりなかったという自治体もあると思うんですね。そのあたりの話も聞いて、何が失敗要因かというのもちゃんと分析してからやってほしいんですけども、そこは何か聞いているのかというのが一つと、これ契約期間どれぐらい、1年間だけで考えているのか、1年間だけなんですね、分かりました。

以前、2022年度にやっていたDX推進の部分もあったかと思うんですね。あれは国の事業やったかと思うんですけども、あれ1千万円、これをやった上で、さらにデジタルシェアリング事業というのは、DX推進のときの成果はどういうものがあったということを別に私たちちは報告を受けていないので、そこで効果があったから、さらにこれにまた違う分野でやりますというんやったら分かるので、そのあたりどうやったのかというのをまず聞きたいのと、さっきの悪かった自治体の話も聞いてほしいというのと、あと一つ、これ、やっぱり以前いはったこの分野を担当していただいていた職員さんがいなくなつたというのが一番の今回の要因やと思うんですけども、人を引っ張ってきて、あの人の代わりをさせるというよりも、人に来てもらって、その人材育成のほうを担ってもらうということもやってもらつたら長くできるのかなと思うので、そこはそうされるのかどうかという、3つお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、効果がなかった自治体の分析とかですね。ちょっと、まだ、これ予算化してからの契約等になりますので、その辺、契約後、いろんなそういう過去、令和6年度の自治体等も関わりながらお話はできたらなと思っております。

あと、それからDXの関係でございますが、デジタル田園都市国家交付金頂きました、その分につきましては、特に窓口関係に特化しております。書かない窓口、回らない窓口関係も、そちらのほうに特化してさせていただいた1階窓口、住民生活課の辺は少し変わった形になっているかと思います。

あと、人材育成でございます。そちらのほうも、専門分野としては採用する気持ちがございまして、募集をかけておりますけれども、なかなか応募がなかつたり、また応募いただいてもちょっと、なかなか町に見合わないなというような判断もされ、今後もそこの部分については採用のほうも考えていきたいとは思っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

採用された方、その枠で採用されたというわけではなかったと思うんです。町でやってい  
るうちにそういうふうに、そういう枠で、まあ育てるということもできると思うので、よろ  
しくお願いしておきます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

力武議員。

○9番（力武清）

84ページ、都市計画総務費のことでちょっと質問させていただきます。

私、せんだって、情報公開条例に基づいて、大和ハウスとの契約書の締結されたことを公  
開していただいたんですけども、2年間の契約ということでありますけれども、施設の活  
用について、どのようなことが書いてあるのかなと思ったんですけども、ごくごく一般的  
な賃貸契約だったんで、そのあたりは詳しく載っていなかったんで改めて質問させていただ  
くんですけれども、この活用をどのように考えておられるか、改めて聞きたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

その活用方法につきまして、いろいろ実証実験も含めまして、その中で方向性とか取りま  
とめをしていきたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

それと、説明にあるように、住宅再生整備委託料というのはどのような活用されるのか、  
それで委託料を払うことになりますけれども、その委託料はどこに払われるのか、お聞きし  
たいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

一応、今回考えております事業につきましては、有識者によりますこういう派遣をいただきまして、まちづくりの勉強会を一つ考えてございます。その講師の謝礼とか、あとは先進地の地域の視察も含めまして、そういった視察や、あとは社会実証実験に係る費用とか、そういったところの内容を考えてございます。

委託先につきましては、今現在のところ考えておりますのが、大和ハウス工業さんを考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

ご承知のように、こども園跡地は、もう閉園になって七、八年たちますけれども、かなり老朽化が激しくなっております。庭はベンベン草生えている状態なんですけれども、この初期投資といいますか、役場として、契約書の中身はほとんど賃貸契約だけ、月約380万円、年間ですか、の契約となっているんですけれども、ああいう老朽化した中で、初期投資、改修費用等はかかると思うんですけれども、そのあたりの役場としての持ち出しは考えておられるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

施設の管理につきましては、今、議員仰せのとおり、契約書の中では、もう一般的な貸し借りの契約内容になってございます。

当然、これを2年間使っていただく中でも、通常の一般の維持管理に関して、修繕が必要なものにつきましては、いわゆる借り人さんのほうでお願いするという形になってございます。それ以外の軀体とか、そういったものにつきましては、貸出し、いわゆる町のほうが担っていくという形になりますけれども、その内容につきましては、今後の実証時期も踏まえながら検討していく形になろうかなと考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

日程第7 議案第3号 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第3号の説明をさせていただきます。

タブレットの86ページをお願いいたします。

### 議案第3号

#### 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収入

第1款 資本的収入 1億1,865万6千円に227万6千円を追加し、1億2,093万2千円といたします。

第1項 企業債9,850万円に110万円を追加し、9,960万円といたします。

第4項 他会計出資金208万7千円に3万8千円を追加し、212万5千円といたします。

第5項 補助金774万円に113万8千円を追加し、887万8千円といたします。

## 支出

第1款 資本的支出 2億3,317万7千円に227万6千円を追加し、2億3,545万3千円といたします。

第1項 建設改良費3,685万8千円に227万6千円を追加し、3,913万4千円といたします。

めくっていただきまして、

(企業債)

第3条 予算第6条を次のとおり変更する。

公共下水道事業の補正前の限度額990万円を補正後の限度額1,100万円に変更し、限度額合計9,850万円を9,960万円に変更するものでございます。

その他の項目については変更はございません。

(一時借入金)

第4条 予算第7条中「9,850万円」を「9,960万円」に改める。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

内容につきましては、89ページをお願いいたします。

令和7年度河南町下水道事業会計予算説明書で説明させていただきます。

まず、資本的収入でございますが、(款) 資本的収入 1億1,865万6千円に227万6千円を追加しまして 1億2,093万2千円といたします。

その内容でございますが、(項) 企業債、(目) 建設企業債、(節) 公共下水道事業債で110万円の追加でございます。これは、委託料の追加に伴いまして、公共下水道整備事業債を110万円追加するものでございます。

(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金、(節) 一般会計出資金で3万8千円の追加で

ございます。企業債が10万円単位となるため、今回追加となる委託料の差額分でございます。

(項) 補助金、(目) 国庫補助金、(節) 国庫補助金で113万8千円の追加。これは、委託料の下水道管路特別重点調査に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、資本的支出でございますが、(款) 資本的支出2億3,317万7千円に227万6千円を追加いたしまして2億3,545万3千円といたします。

その内容でございますが、(項) 建設改良費、(目) 公共下水道整備事業費、(節) 委託料で227万6千円の追加でございます。これは、埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因する道路陥没事故を受け、実施する下水道管路の全国特別重点調査に要する費用の補正でございます。調査は、直径2mの円形管と同等以上の断面積で、平成6年以前に設置された管路が対象であり、本町では、さくら坂地内の2路線、約1.7kmが調査対象となります。

以上、簡単ではございますが、下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第8 議案第4号 財産の取得（河南町GIGAスクール構想（第2期）端末機購

入)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

和田部長。

○教・育部長（和田信一）（登壇）

それでは、資料の90ページのほうをご覧いただきたいと思います。

議案第4号

財産の取得（河南町G I G Aスクール構想（第2期）端末機購入）について

下記のとおり財産の取得をすることについて、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

内容でございますが、令和3年度から運用が始まりましたG I G Aスクール構想におきまして、令和8年度から使用する児童生徒1人1台端末機の整備を行うもので、購入台数は1,138台でございます。

記としまして、取得物件はノートパソコンで、前回と同じChrom e OSの機種でございます。

取得の方法は随意契約となっておりますが、今回は国から都道府県を中心に共同調達を行う方針が示され、大阪府においても36市町村が共同調達を行いました。同一のOSを採用する参加市町村が、共同調達協議会において機種選定を行った上で、大阪府が一般競争入札を実施し、落札業者と落札金額が決定されたので、その決定事業者とそれぞれの市町村が個別に随意契約を締結するものでございます。

取得金額は税込み5,758万2,800円。

取得先は、大阪市港区磯路2丁目21番1号、令和7年度大阪府G I G Aスクール（Chrom e OS）共同企業体の代表構成員、日本電通株式会社でありまして、5月22日に仮契約を締結してございます。

次のページをご覧いただきまして、見積書に記載された金額は5,234万8千円、取引に係る消費税及び地方消費税の額523万4,800円を加えまして、取得金額は5,758万2,800円でござ

います。

2 の大阪府共同調達大阪府公立学校情報機器共同調達協議会における入札参加者ですが、ご覧の 1 共同企業体及び 2 者の 3 業者でございます。

なお、納期は令和 8 年 3 月 31 日でございます。

今般、定価に対する落札額の率は 48.4% で、前回よりも 8.2% 下がっておりますので、共同調達の効果が一定あったものと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤野議員。

○2 番（藤野裕子）

すみません、タブレット購入なんですけれども、個人で購入しようと思ったら 3 年の保証がついていたりとかするんですけれども、このタブレットについてはどのような保証がついているのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

今回の端末機につきましては、1 年の保証がついてございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2 番（藤野裕子）

ありがとうございます。

1 年たってからの故障の際って、どのようになるんですか、保護者負担とかなんですか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

端末機が故障した際に、その状況によって修理をするのか、それとも、子供たちが使うということで予備機の購入というのが認められております。ですから、予備機も多数購入して

おりますので、その辺の兼ね合いで、予備機を活用するか、簡単なものであれば修理ということも考えられるかと思うんですけども、いずれにしても保護者のご負担というのはございません。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

1人1台のGIGAスクール構想が始まって5年になると思いますけれども、成果と課題についてどのように捉えていらっしゃるのか、お答えください。お願いします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

成果と課題ということでございますけれども、まず成果、この端末機を入れることによる成果といたしましては、やはり繰り返し学習や個の状況に応じた学習というのがしやすくなつたということが大きいかと思います。また、理科や体育などで写真の撮影で動きを撮影したりとかというふうなことや、グループ学習における意見の共有ですとか、そういった形で多様で深い学びのほうに結びつけられているのではないかと考えてございます。

一方、課題といたしましては、やはり先生も様々いらっしゃいますので、先生によりまして、その活用の深さというものがやはりまだばらつきがあるのではないかというふうに捉えてございます。

したがいまして、よりよい活用方法の共有ですか研修ですね、そういったものを通じまして、より効果的な学びに結びつけていくということには取り組んでいかなければならぬというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

保護者さんとか子供たちからも、先生によってやっぱりノートパソコンの使い方が違つて

いるということは聞いているので、研修とかしていただきて、よりよい使い方をしてもらえるようにお願いしたいと思います。

あと、セキュリティについて質問させてもらいたいんですけれども、年齢制限がかかるような動画だとか反社会的情報へのアクセスの抑止に対してはきちんとされていると思うんですが、小学校の低学年、高学年と中学生と、年齢層に応じた対応をすべきだと思いますが、そのあたりのセキュリティ対応、どうされているのか、説明してください。お願いします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

セキュリティ対応ということなんすけれども、まず、河南町におきましては、この端末機につきまして、児童につきましては閲覧専用のアカウントしか持っていないというふうな状況にしておりますので、例えばそのセキュリティの面で何かを外してしまうとか、そういういた変更したりですとかセキュリティを解除したりとか、そういうことにつきましては、大本としましてできないというふうな形での対応としております。

その上で、やはりお子さんが使われるものなので、あまり望ましくないようなサイトに結びつくというのはできるだけ規制していかなければならぬというのはおっしゃるとおりかと思いますので、その上で、特定のURLですとかカテゴリーによりまして閲覧の制限を設けさせていただいております。それによって、不適切なサイトには飛んでいかないというふうな形にはさせていただいているんですけども、しかしながら、特定のキーワードによる閲覧規制なんですけれども、調べ学習との兼ね合いなどで一定全てをブロックできるわけではなくて、一定やはりそういういたサイトにつながるというふうなこともあり得るのかなというふうに考えてございます。

この点につきましては、学習用パソコンで基本的にはそういうサイトには行かないように設定しているんですけども、それでもあえてそういうサイトを見に行こうというふうなことでお子さんのほうがやられた場合には、どうしてもつながってしまう可能性があるというところも否定できないので、学習用パソコンを悪用することの危険性、そういうことですとかも含めた情報リテラシーの部分の啓発といいますか教育といいますか、そういういたところを今後も充実してやっていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

中川議員。

○7番（中川 博）

すみません、和田部長のほうからかなり詳しく説明聞かせていただいていましたので、ほぼないんですけども、少しだけちょっとお聞かせいただきたい部分があります。

まず、河南町は、今回のこの端末ですけれども、買取りということになっていると思うんですけども、大阪府下では、例えば岬町とかはリース扱いをされているというのをお聞きしております。今、藤野議員からありましたように、そういう保証の問題とかなんかでリースをされているのかどうか、なぜ買取りとリースというような選択肢が発生するのかどうか、ちょっとお聞きしたいということと、もう一点はOSの関係なんですけれども、河南町はChromEOSということで使っておられると思うんですけども、例えば、今、河南町、よく2町1村未来協議会ということで、この2町1村はなるべくは足並みをそろえてというような方向性でいろんな部分で共有化していると思うんですけども、例えば千早赤阪村の場合はウインドウズのOS使っておられると思うんですけども、その辺のこういう共有的なそういう考えはあったのかなかったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

すみません、まず買取りとリースという選択肢についてのお話なんですけれども、申し訳ございませんけれども、ちょっとどういう事情でリースのほうを選択されているのかというのは、ちょっと本町としても分かりかねるところがございます。

ただ、本町のほうでリースではなくて買取りを選択しておりますのは、補助制度との兼ね合いで、買取りの場合でしたら買取り金額全額が補助対象という形になりますけれども、リースの場合には、その買取りの本体価格に当然リース料というものが乗ってきます。その分だけ額が大きくなるんですけども、そのリース料部分については補助対象外で、市町村の単費負担であるというふうなこともありますので、本町の場合には買取りのほうが有利かなというところで買取りのほうを選択させていただいてございます。

あと、ご指摘のように、OSにつきましては、ChromEOS、ウインドウズOS、iPadOS、3種類ございまして、近隣でいいますと、太子町はChromEOS、千早赤阪村はウインドウズOSということで、ちょっと違いが出てきているんですけども、この

辺については、特に共有というふうなところの考えはございませんで、それぞれの市町村において、初期の導入時にどういうものを、端末を導入するのがいいのかというのをそれで検討したというところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

部長、ありがとうございます。まさに、私、そこなんですよ、和田部長が回答されたように、今回、全額補助金なんです、全額補助でね、国から補助、GIGAスクール構想でやっていただいているのに、なぜリースする必要があるのかいうのが疑問に思ったんで、どういうことかというのを聞かせていただきたかったんですけれども、ちょっと分からぬということなんですけれども、そのリースのメリットいうのも多分、藤野議員がちょっと言われたように、ひょっとしたらそういう保証の関係で、ひょっとしたらリースのほうがいいのかということですそういう選択されたのかどうかいうのがちょっと分からなかつたんで、できたら、分かつたら調べていただきたいのですが、なぜ全額国から補助出るのにわざわざリースする必要があるのか、あつたのかどうかいうのと、それとあと、やっぱり2町1村でいろんな協力体制しておりますので、和田部長のほうからはそれぞれが選択してということなんですけれども、それはそれでいいんですけども、この2町1村のそういう情報の共有化という中で、そういう話合いをされたのかどうか。その上で、うちはウインドウズのOSを使うというようになつたか、それとも話合いももうされないで、それぞれ独自でもう勝手に決められたかどうかいうのをちょっと聞きたかったんです。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

すみません、ちょっとなぜリースを採用されているのか、その辺に有利な面があるのかという点につきましては、リースを取られている市町村のほうにちょっと一度確認させてもらうとか、そういう形での対応させていただきたいというふうに思います。

あと、河南町、太子町、千早赤阪村でそういう、どういう機種を導入するかというところのすり合わせというお話なんですけれども、やはりこれも、これは子供たちが教育の現場で使うものということで、例えば役所の事務の共同的にやっていきましょうということであれば、その辺のすり合わせも必要かと思うんですけども、この辺につきましては子供たちが

教育現場で使う端末ということで、そこについては特にすり合わせ等は行っておりません。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

中川さんと同じことを聞いたかったんやけれども、ちょっと違うことで、おっしゃっていただいたように、河南町はChromēの買取りを選択したということなんですかとも、ほかのOSにしなかった理由というのは何かありますか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

今回がGIGAスクールの第2期ということになります。それで、第1期におきまして、種々検討の結果、Chromē OSを河南町では採用したというふうな経緯がございます。

それで、やはり今回、第2期におきまして、どういうOSを導入するかという点につきましては、ようやく第1期を経て、子供たちもそうですし、先生方もこのChromē OSに慣れてきたというところで、あえてOSを変更するほどのOSの種類による機種の差というのは大してないですよというところもございまして、やはりその辺の、円滑に今後活用を高めていくというふうなところで、同じOSを採用させていただいたというものでございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

そもそも、第1期が何でChromēを選んだのかというところから説明していただかなないと、今の説明やったら第2期やから前回を踏襲しましたというだけのお答えではちょっと物足りないです。

少し調べたら、Chromēやったらセキュリティーの面とコストの面が優れていると、iOSやったらアプリの充実と管理面が優れていると、ウインドウズやったら慣れ親しんでいるというようなところがあるそうなんですけれども、河南町、先ほど和田部長答えていただいたいのは、GIGAスクールの課題として、先生によってちょっと使い勝手とか親しみ方が違うということなので、それやったらiOSとかでアプリ充実しているほうが先生に合った使い方もしやすいという考え方もできますよね。なので、その第1期からどうやって選んで、何でこれになっているのかというところから説明してください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

第1期に、どういう検討の結果、このChromEOSを最終的に選択したのかというのは、すみません、現状ではきっちりとしたところは把握できておりませんが、補助基本額ですね、当時は今回よりもより低い補助基本額であったというふうなところや、ちょっとセキュリティー的なところの、学校現場で安全に使うというふうなところではChromEOSが優れているんやないかというふうなところはちょっと聞いておりまして、ちょっといろいろなそういう検討の結果としてChromEOSを採用されたというふうなことで伺っております。すみません、ちょっと不十分な説明になりますが。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今はふわっとした、こうじゃないか、こんなふうに聞いている、何となくこうじゃないかという回答をいただいたんですけども、議会答弁ですので、分からぬ、分からぬでは駄目なんですよ。じゃ、3回とも分かりません、分かりません、分かりませんで済ましたらいいだけの話になっちゃうので、ほかの人にちょっと時間を取って、ほかの資料を調べてくるなりなんなり、そういうことも過去にはたくさんあったので、今回は別に今の回答で何となく分かったけれども、ちょっとあまりにもひどい答弁やったなと思うので、ちょっとちゃんとしてください。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

○1番（佐々木希絵）

はい。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○9番（力武清）

1点、私、毎月第1月曜日と第3月曜日、交通当番、議長も立っていただいているんですけども、私のところ立っていると、低学年の子供たちが月曜日から普通のかばんと、それ

に附属するかばんと、もう背中いっぱい持つて行つてゐるんですね。本当に後ろにひっくり返るぐらいの荷物持つて行つてゐるんですけども、上級生はそれなりの体格になつてゐるんですけども、低学年、1年、2年のあたりはちょっと厳しいかなというふうに捉えているんですけども、そのあたり、このタブレット、1人端末、持ち帰りなのか学校に置いていくのか、その辺の管理上はどうなつてゐるのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

この端末機につきましては、基本的には学期中につきましては、特に家庭で宿題として持ち帰るというふうなこともあるんですけども、その頻度は毎日ではなくて、そう多くはないというふうなことでございます。

長期休暇中、夏休みとか長期休暇中には基本的には持つて帰つていただくというふうな運用にはしているということなんですねけども、学期中につきましては、あまり持ち帰つていないというのが実情でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

1,138台でこの金額を割つたら1台当たり5万円ちょっとになりますよね。やっぱり高額な商品なんで、例えば子供たちがひっくり返つて、持ち帰りするようなことあって、こけて故障する場合も出てくると思うんですけども、そのあたり、やはり持ち帰りなのか、学校できちんと置いて管理するのか、そのあたりをはつきりしとかないとあかんと思うんですけども、そのあたりの指示はどうなつてゐるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

持ち帰りにつきましては、やはり教育上の、先生方のその日の、子供たちに家でまたそういう課題をしてもらうのかどうか、それもプリントでやるのか、何でやるのかというのもあるのが実情でございまして、そこにつきましては、なかなか教育委員会のほうから持ち帰りなさいとか持ち帰つたら駄目ですよという、一律になかなかは指導はしにくいところではありますので、ちょっと教育の効果を上げるというところで、先生方の判断で今のところはご

対応いただいているところでございます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、6月17日午前10時に開きます。

それでは、本日はこれをもちまして散会とします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後1時47分散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

令和 7 年 6 月 17 日 (火)

令和 7 年河南町議会 6 月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会

令和7年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和7年6月17日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	佐々木	希 絵	2番	藤 野	裕 子
3番	高 田	伸 也	4番	ポーピ	三 恵
5番	藤 井	祥 代	6番	河 合	英 紀
7番	中 川	博	8番	大 門	晶 子
9番	力 武	清	10番	浅 岡	正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
防 災 監	谷 道 広
政 策 総 務 部 長	多 村 美 紀
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長	中 海 幹 男
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長	渡 辺 慶 啓
まち創造部 長	安 井 啓 悅
まち創造部 理 事	久保田 篤
政策総務部副理事（秘書広報官）	森 口 龍 也
政策総務部副理事兼自治防災課長	藤 木 幹 史
政策総務部副理事兼選舉管理委員会事務局長	田 中 啓 之
政策総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
政策総務部副理事兼契約検査室長	岩 根 有津佐
政策総務部副理事兼まち創造部副理事	金 道 純 一
すこやか生活部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	中 筋 美 枝
すこやか生活部保険年金課長	桶 本 和 正
すこやか生活部副理事兼税務課長	辻 元 哲 夫

すこやか生活部高齢障がい福祉課長 安 達 信 介
すこやか生活部健康づくり推進課長 山 田 恵
まち創造部地域整備課長 藤 本 雄 介
まち創造部副理事兼都市環境課長 森 弘 樹
(出 納 室) 池 添 謙 司
会計管理者兼出納室長 北 野 朋 子
(教育委員会事務局)
教・育 部 長 和 田 信 一
教・育 部 教育課長 藤 井 康 裕
教・育 部副理事兼こども1ばん課長 渡 辺 恵 子
教・育 部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長 木 矢 哲 也
教・育 部学校給食センター所長 浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長 大 門 晃
課 長 補 佐 兼 庶 務 係 長 吉 田 高 朋

会議録署名議員

9番 力 武 清
1番 佐々木 希 絵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1

令和7年河南町議会 6月定例会議

令和7年6月17日（火）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問（1日目） 70

（個人質問）

3番 高田伸也 議員 70

4番 ポープ三恵 議員 88

5番 藤井祥代 議員 108

7番 中川博 議員 121

~~~~~

## 議事の経過

~~~~~

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問1日目を開きます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット709、令和7年6月17日6月定例会議一般質問（1日目）に送信しています。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日、5月29日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の発言の要旨に記載された質問の項目1項目につき質問発言を3回以内と決していますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より申し上げます。

発言者は、通告された質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。これに伴い、理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、高田議員、ポープ議員、藤井議員、中川議員、以上の順で発言を許します。

最初に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○3番（高田伸也）

議席番号3番、会派かなん希望の風、高田伸也です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、1事項目、本町の防災・減災対策について、2事項目、住民ボランティアと自治会活動について、3事項目は、地域の活性化に対する取り組みという、3事項になります。

それでは、早速ですが、1事項目。1項目めからになりますと、本町の防災備蓄品の実態と備蓄計画についてお聞きしたいと思います。

この3月31日よりホームページ上で公開されるようになりました本町の備蓄品と資材台帳を拝見いたしました。備蓄品の代表的なところでいきますと、保存食のアルファ米が約1,800食、毛布が139枚、簡易ベッドが82台で、ワンタッチテントが65張り、発電機は6台で、簡易トイレは20基、排せつ物の処理用の袋が5,000回分ということなど、防災訓練用の備品も含めまして、約240品目が備蓄されているということですが、まず、粉ミルクやアルファ米などの食品に関しては、家庭のよく行われている備蓄品でのローリングストック、これが行われているのか。また、乳幼児向けの粉ミルクはありましたけれども、高齢者や食物アレルギーがある方などの要配慮者の食料品の備蓄についても今後どうされることなのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

本町の防災備蓄品は、白木の防災備蓄倉庫と神山の防災資材倉庫に保管しております。

備蓄品の品目及び備蓄数は、ホームページで公表しているとおりで、約240点の備蓄品目があります。これらの備蓄品は、それぞれに耐用年数や保存期間があるものについては、それぞれの定められた期間に基づきローリングストックを実施しております。

また、高齢者向けの食料については、高齢者用食のアルファ化米、おかゆを備蓄しております。アレルギー対応については、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。

再質問になりますけれども、今年、政府がまとめました法案の概要によりますと、事前の備えを強化するために、地方自治体に対し、保存食や簡易トイレといった災害用の物資の備蓄状況を年1回公表することを義務づけているというふうに聞いておりますけれども、本町

では、どのような指標やデータを基にして、防災備蓄品のアイテム数や個数を調整されているのか、その備蓄方針についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

備蓄品の備蓄方針としましては、災害発生時において住民の生命・健康を守ることを最優先に、町地域防災計画及び大阪府における大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、町の重要物資備蓄目標量として、アルファ化米など11品目を定め、町と府で必要な備蓄量を1対1で確保するという役割分担により、計画的に町の必要量の備蓄を進めることとしております。

必要備蓄量の算定は、南海トラフ巨大地震による被害想定と上町断層地震Bによる被害想定に基づき、それぞれの備蓄品数を計算した上で、必要数の多い数値を採用しております。

想定される避難者数は、南海トラフ地震では188人、上町断層地震では453人となっております。

食料品を例に申し上げますと、南海トラフ地震では3日分、1,016食、上町断層地震では1日分、816食の備蓄が必要とされており、町では1,016食を備蓄目標としており、現時点では充足している状態です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

私も大阪府の大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針というのも確認をしました。

確かに、備蓄、食品に関しましては、充足しているということが分かりましたけれども、今ご案内がありましたように、本町では、想定される避難者数、上町断層地震、これは非常に直下型の地震で、厳しい状況になる場合は453人と言われていますが、毛布とかベッドなど様々な備蓄資材についても想定される避難者数に対応されているのかということについては、改めて見直しをお願いしたいというふうに思います。

次に、今年、大阪府からは、水洗トイレのように使って、テント式でプライバシーも守られて、5,000回以上使用可能という優れた災害用トイレを31台譲渡されるというふうに聞いています。

さらに、令和7年度に繰り越された災害用備蓄整備事業において、大阪府より譲渡されるものと同じ災害用のトイレ、それ以外にポータブル電源、組立て式のタンク、それを各5台購入する予定であると聞いています。実際に活用価値がどれほどあるのかというの、ちょっと不明なところではありますが、災害用トイレが31台、合計62台になるようですが、当然、その数字は本町の全ての指定避難所に当てはめたものであるということが想定されます。それらを備蓄されるのは、全数、神山の資材倉庫ということ。また、万一の災害時には、当然それぞれの倉庫から運び出すということになりますが、調べますと、この災害用トイレの重量は1台50キロ以上もあるということから、一人で動かすのも困難だというふうに思われます。事前に各避難所に備蓄するというふうにすべきだと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

本年度は、ポータブル電源5台、大型給水タンク5台、水洗トイレ31台を購入することとしております。また、大阪府から町の購入数量と同数の31台の水洗トイレの譲渡を受ける予定としており、合計62台の水洗トイレの配置ができることとなっております。

購入予定の水洗トイレについては、能登地震などの災害に係る避難所の実態を踏まえ、避難所における住環境向上の観点から整備することとしております。

また、本町では、避難所の開設状況に応じて段階的に開設することとしており、備蓄品を集中管理し、災害発生時の被害状況に応じた柔軟な配備体制を構築することで、必要な避難所へ必要な物資を効率よく配分することとしておりますが、今回購入予定の水洗トイレについては、大阪府域救援物資対策協議会による大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針において、指定避難所に洋式水洗の組立て式トイレを2基ずつ確保することとされていることから、また、この水洗トイレの運搬には時間を要することから、各避難所に洋式水洗の組立て式トイレを2基ずつ整備する予定としております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

ありがとうございます。各指定場所に備蓄いただくということを聞きました。よろしくお願いしたいと思います。

ここで、数日前に、ある住民の方から、急遽ではありますけれども、本件の防災備蓄に関する要望をいただきましたので、内容のほうを少しご紹介させていただきます。

地震などの大災害でなくても、台風や大雨などが発生すれば、停電が発生するというようなことはあるわけですが、特に、人工呼吸器でありますとか胃ろう等の医療的ケアを必要とする人、特に、そのご家族も含めて、大きな混乱をもたらすということは容易に想像できますので、何らかの手当てが必要だというふうに思います。

令和3年に医療的ケア児支援法が成立して、地域では医療的ケア児のコーディネーターが配備されて様々な取組が行われていますが、防災については制度的に確立したものはないということです。

そのような中で、大分県は令和4年度から酸素等も含めて各市町村で医療的ケア児の非常用電源の購入費を助成しているというふうに聞いております。だんだんそれが広がっているということなんですが、事実、本町においても、医療的ケア児だけでなく、電源を喪失してしまうことによって命の危機に陥るような方がいらっしゃるわけで、そのような方々にとつては、電源を必要とする医療機器、人工呼吸器でありますとか吸引器の電源確保は命綱と言えますので、どうか先進事例を参考にしていただいて早急に何らかの支援策の検討を切にお願いしたいというふうに思います。

以上、これは私の提言とさせていただきます。

続きまして、2項目めに入ります。

災害用の備蓄（分散備蓄）についてということで、これまで私が何度も唱えてまいりました分散備蓄の必然性に関しましては、本町には31の指定避難所があって、それらの施設については、学校や集会所等、様々なものがあって、平時の施設利用の障害にならないような場所への保管場所の確保が必要なので、現状の2か所の施設で集中管理をするというような町の見解がありました。

また、避難所に持参している避難所開設に係る物品、避難所の開設セットというものにつきましては、配備できるように努めるという回答であったんですが、一方、近隣の富田林市の危機管理室にお聞きしたところでは、防災倉庫以外に、ほぼ全小学校、中学校、高校、大学を含め、公園や体育館、福祉会館、JAなども含めて、約50か所の分散備蓄をされて、その備蓄先の備蓄品目でありますとか、数量、賞味期限も一元で把握されているというような状況がありました。

実は、この間にも、地域の年配の方からは、夜間に避難するにしても公民館に毛布ぐらい

はあるのかいなというようなことを聞かれることもありましたが、私は少しでも住民の皆さんに安心感を与えるというのも行政の大事な役割だというふうに感じております。

全ての指定避難所でなくとも、せめて主要なところだけでも避難拠点と位置づけて、必要最小限度の備蓄をお願いするのですが、改めて、新たに着任されました防災監のご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

町では防災備蓄品を白木の旧保健センターと神山の防災倉庫に保管する一元管理方式を採用しております。この方式は、備蓄品の品質、数量、消費期限を適切に管理するため、最も効率的な手法であると考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、本町では災害の状況に応じて避難所を段階的に開設することとしておりますので、集中管理によって、災害発生時の被害状況に応じて開設する避難所に応じた柔軟な供給体制を構築することで、必要な避難所へ必要な物資を効率よく配分することが可能になると考えております。

避難所ごとに分散して備蓄品を配置する場合、それぞれの施設での管理負担の増、期限切れや在庫状況の把握が困難になること、保管スペースの問題が生じることなどがあります。また、備蓄品の入替えや補充のコストも増大いたします。

したがいまして、今後も一元管理方式により適切な備蓄品管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。やはりといいますか、分散備蓄をすると各施設での管理負担が増える。また、在庫状況の把握も困難になり、保管スペースにも問題が生じて、備蓄品の入替えや補充のコストがかかるというような答弁でございましたけれども、先ほどの富田林市の例を出しますと、確かにご苦労されているということでありましたけれども、分散備蓄の重要性を認識され、現在、指定避難所である全小学校、中学校、高校、大学でも、何とかスペースを確保するべく、空き教室でありますとか、体育館の袖、また、場所がなければ物置を設置するなど、苦労して確保いただいているということありました。

また、備蓄リストを拝見しますと、どの学校にも毛布やボックストイレ、段ボールベッドだけではなく、保存食や備蓄水、トイレットペーパー、生理用品など、消耗品まで備蓄をされておりました。さらに突っ込んで聞いたところ、管理面について聞いたご返答では、指定避難所である備蓄倉庫の近隣に住む職員さん、現地配備員という言い方もされていましたけれども、職員さん2名が訓練を兼ねて年1回だけ在庫の確認をするということでございました。全く無駄がないなという気がしたんですが、本町の職員数で対応できないということであれば、それこそ地域の自主防災組織を活用いただければなという気がしております。

今お聞きした一元管理方式という、この方針は変わらないということは十分承知しましたが、待ったなしの災害時におけるいち早い避難所の設営等、そこにはいつでも備蓄品が配備されているという、そういう住民の安心感をコストと天秤にかけることはできないものであると私は確信をしております。改めて検討をお願いするところであります。

それでは、次の項目に移ります。

3項目め、避難所開設時の緊急連絡についてお聞きしたいんですが、先般の大宝地区の防災会議において、ある区長から、これまで避難所が開設されたときに何の連絡もなかったという声が上がって、昨年の事例では、たまたま他の地域の住民から開設の連絡があって状況を知って、その後、高齢者に声をかけたということがありました。

設置していた無線機も鳴ることはなかったということですが、たしか以前の答弁で、無線機の使用、これについては、停電時や電話が集中し連絡が取れないときに使っていると、そういう場合に限るというような話があったと思われますが、改めて、正確な緊急時の各区長への連絡の在り方、さらに地域の自主防災組織や我々議員への情報提供の在り方についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

避難所を開設する必要がある場合、町防災行政無線、かなん安全安心メール、大阪府防災情報システムを通じて、テレビやおおさか防災情報メールによるお知らせを行い、また、町ホームページ、エリアメール、あるいは町公式LINEによってお知らせを行っております。

直近では、令和5年6月の大雨時において高齢者等避難を発令し、農村環境改善センターに避難所を開設時において、これらの情報発信ツール等を通じて情報提供を行いました。

区長、議員及び自主防災組織の方への連絡については、避難所開設などの職員の人員体

制があることから、防災情報メールや安全安心メールへの登録をお願いしていきたいと思いますが、より情報伝達がスムーズにいく方法などについて今後研究してまいります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

ちょっと聞き落として、避難所開設などの情報については、区長さんや自主防災組織、我々議員も含めて、住民さんも同タイミングでメールにて提供するということでいいんでしようか。そういうことだと思うんですが。

また、区長に貸与されている無線機は、あくまで通信が閉ざされた場合のみ使用するという認識で間違いないということであれば、各区長の皆さんへの周知徹底を改めてお願いしたいというふうに思います。

それでは、再質問になりますが、私は多くの住民にリアルタイムに情報を提供するにはLINEが最も有効だなというふうな気がしておりますけれども、それより、まず真っ先に連絡を取るべき避難行動要支援者の方々に通知するためにも、自治会長や自主防災会への避難行動要支援者リストの事前共有は、既に可能になっているものと判断していいのか。また、改めて、住民と一体になった本年度の町の防災訓練が計画されているというのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

本町では、毎年、避難行動要支援者名簿の作成を行っております。

作成された避難行動要支援者名簿については、原本を高齢障がい福祉課が保管し、副本は自治防災課で保管しております。名簿に提供された方の情報については、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、そして社会福祉協議会などと情報共有できるよう取り組んでまいります。

町の総合防災訓練については、住民の防災意識の高揚と防災関係機関の連携強化や災害対応能力の向上を図るため、毎年実施しております。

令和6年度の総合防災訓練では、前年度から訓練内容を一部見直し、応急担架作成・搬送訓練、初期消火訓練を新たに実施し、災害時の時系列に訓練順の見直しを行っております。

令和7年におきましては、11月上旬での開催を予定しておりますが、具体的な訓練プログ

ラムは未定でございます。住民主体のよりよい訓練となるよう今後検討を進めてまいります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

少し分かりにくかったところは、「情報提供できるように取り組んでまいります」というような発言があったんですけども、今お聞きしましたが、結局、自治会長や民生委員さん、自主防災組織などへの避難行動要支援者名簿の事前開示・共有は可能になっているということでおいというふうに判断しておりますので、有効に活用したいというふうに思っております。

また、防災訓練については今後よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、3項目めに入りますが、これまで地域では、住民の皆さんと一緒にタイムラインを作成して、周知徹底するために説明会も実施してきましたけれども、あくまで、それは台風や土砂崩れという災害に特定したもので、作成以降、見直しもできていないというのが現状です。

そこで、住民自身が自ら話し合い、自らが作成し、地域防災力の向上につながるという画期的な手法と言われる地区防災計画とはどういうものなのか、また、町の地区防災計画との違いについて、お聞きしたいと思います。

さらに、政府は防災対策の改善に向けて、司令塔機能を強化するため、防災監のポストを新たに設けるというふうなことは言われておりましたが、本町の防災監の役割についても改めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震などの大規模な災害の経験から、公助でカバーできない部分が明らかになる一方で、自助・共助の重要性が強く認識されるようになりました。

このようなこれまでの災害対策の経験と教訓から、平成25年に災害対策基本法が改正されまして、地区防災計画制度が創設されました。地区防災計画は、一定の地域の住民などが行う自発的な防災活動を定めたものです。

地域防災計画は、都道府県や市町村が防災や災害時に何を行うか、公助を定める計画であ

るのに対し、地区防災計画は、地域住民が何を行い、どう助け合うか、自助・共助を自ら定める計画です。

次に、防災監の災害対応としての役割についてですが、防災に関する計画や対策を立案し、実施すること。防災体制の整備や強化を図り、災害に備えること。災害発生時の情報を収集し、関係機関や住民に適切に伝達すること。災害発生時の応急対策を総合的に実施し、住民の避難誘導や支援活動を行うこと。そして、平時から、関係機関と連携し、災害予防その他防災対策等を通じて、住民の防災意識向上を図ることを主な役割と考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。今お聞きすると、住民のコミュニティーレベルの計画が地区防災計画というようなことで、まさに地域による地域のための防災計画と言える気がするんですが、この計画を我々の地域で策定する場合には、改めて防災監を筆頭に自治防災課のご協力を是非お願いしたいなというふうに思います。

改めて、防災監の役割も認識いたしました。

余談ですけれども、私もこの5月に防災士の資格を取得しましたので、本町の防災・減災の取組に寄与していきたいというふうに思いますので、是非よろしくお願ひします。

次に、2事項目に入ります。

住民のボランティアと自治会活動についてということで、現在、地域には、区長さんや児童民生委員さんをはじめとして、住民の皆様の善意で成り立っている様々な地域活動、例えば自治会の役員でありますとか青パト、それ以外に、防犯パトロール、地区福祉委員、見守り活動であるとか、ふれあい喫茶、交通安全委員、防災委員、もちろありますけれども、まず、そのような方を新たに選任するということに非常に苦慮していますけれども、同時に、ご高齢で退任される方も非常に多くなっております。このように、長年にわたって活動いただいたにもかかわりませず、やむなく退任されるという場合においても、何らそのご苦労に報いるような対策はできておりません。

そのほかにも、自発的に道路のごみを清掃いただいたり、人知れずボランティア活動をされている方がたくさんおられます。長年にわたって、そのご苦労をいただいた方に対して、例えば町長名で、町として何らかの表彰をいただけないか、検討いただきたいというふうに思います。

例えば、河南町の人間国宝というようなイメージで賞状を渡して、それを広報にも掲載するというようなことを考えておりますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町内には、多くのボランティアの方々が地域の課題解決や防犯・防災活動、また高齢者の見守り、地域行事の実施など、多方面におきまして重要な役割を担っていただいております。改めて、これまでの活動に感謝申し上げます。

本町では、住民や団体並びに本町に縁の深い方で、町政または公益に関して、公益善行のあった方々の表彰や町の周年事業におきまして感謝状の贈呈を今まで行っております。

議員仰せのボランティアの方々に対しましては、活動内容等を踏まえまして、感謝状の贈呈等を検討していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

了解しました。よろしくお願ひします。

2項目めに入ります。

自治会活動支援と運営助成金についてというところなんですが、自治会は、住民同士の連携や交流を図って、地域の福祉や環境、防犯、防災など、快適で住みよい地域をつくることだけではなくて、災害から地域を守る、子供たちを狙った犯罪を防いだり、地域の皆さんがあ自発的に自主的に組織する団体というわけですが、町全体で取り組んでいる安心安全なまちづくりの中心的な組織として、自治会の果たす役割というのは、まだまだ大きくなっているというふうに思っておりますけれども、それにもかかわらず、非会員が増加するという傾向にあります。

そこで、それらを解決する手段として、実際に大阪府松原市では、自治振興報償金でありますとか自治連合会報償金のポイント加算制度というのがありますと、今年4月以降、自治会活動に応じた報償金を交付しているというようです。

例えば、自治会活動の活性化と活動を広く知つもらう機会づくりに対してポイントを付与する。1ポイント当たり100円として交付するようですが、一例では、自治会に新規加入された方がいたら、1世帯で30ポイント、清掃活動でありますとかイベント、防災活動であ

りますとか防犯活動、様々な活動をＳＮＳで紹介すると1回20ポイントを交付するというものでありました。

このような手法で、自治会などがどのような活動をされているのかということをアピールするのは、非常に重要なことだというふうに考えています。

また、自治会の活動の費用負担と活動の負担を軽減することを目的として、町会運営アプリ、言わば自治会アプリという導入も推奨されております。

この町会アプリでできることは、例えば会費の集金やデジタル回覧版、災害時の安否確認、スケジュール管理、会議などのイベント管理でありますとか、アンケートの回収、避難所などの登録、会員からの質問等々、様々な機能があって、利用する機能も選ぶことができるということであります。さらに、このアプリの導入及び費用に係る経費は、2年間、100%市が補助してくれるというふうに聞いております。

このように、自治会運営の課題に積極的に取り組まれている同市の取組について、本町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

町としましては、住民にとって最も身近な組織である自治会が、互いに連携し、一体となることで、住民の福祉向上につながり、特に地域福祉や災害時などにおいて、その効力を強く発揮することから、自治会を非常に重要な組織・団体と位置づけており、各地区に運営助成金をはじめ、様々な活動への助成を行うとともに、広報かなんにおいて、自治会の取組の内容など今後も掲載することで、自治会未加入者の自治会への加入促進等を行っております。

今後も、町としましては、区長会とも協議しながら、自治会活動の活性化に寄与できる取組を検討しております、議員仰せの町会運営アプリなどについても取組の一つとして調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。是非調査研究をお願いしたいというふうに思います。

それでは、3事項目に入ります。

地域の活性化に対する取り組みについてということで、まず、町周辺地区の開発について

質問をさせていただきますけれども、現在、役場周辺の再編の計画では、様々な公共交通の拠点となるバスのロータリーやコミュニティ広場、生活支援施設や防災公園等、便利で、にぎわいがあり、憩えるスペースになるものと、住民の皆さんも非常に期待されておるところであります。

実は、私は、よく羽曳野市の石川河川公園に行くんですけれども、行くたびに目にする、いつも多くの子供たちが集まって、楽しそうに、にぎやかに遊ぶ場所があります。それは、柔らかいクッション素材でできています、白い小山のようになった遊具なんですが、実は、先般、大阪・関西万博に行った際に、同じ用具があり、万博会場を楽しみにしているにもかかわらず、その遊具に多くの子供たちが数十人も集まって、わいわい、がやがや、きやっきやと遊んでいる姿を見ました。

私は、以前から、役場再編時のコミュニティ広場でありますとか、大宝地区のかなんこども園跡地に、是非この遊具を設置したいというふうに考えていましたが、たまたまこの5月に大阪・関西万博の自治体職員・議員向けの研修に参加した際に、施設や設備のリユースという話がありました。万博で使用した設備や機器の引取り先を募集するという話でしたが、本当に、この商品自体が高額であります、本町の子供たちのためにも何とかこの遊具入手できないのか。募集スケジュールもあると聞いていますので、もう間に合わないかも分かりませんが、本町でも何かの施設の申込みをされているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会では、施設・建材・設備・備品等の需要と供給をマッチングさせるサービス「万博サーキュラーマーケット ミヤク市！」を既に実施され、設備や備品等によっては引取り先が決まっているところもございます。

町としましては、有効活用ができるものがないか、検討を現在進めているところでございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

再質問になります。

役場周辺に計画されているロータリーは、バスロータリーですけれども、恐らく万博終了後に本町にも運行される自動運転バスを含めた交通の拠点になることから、現在、万博会場の各所に設置されている様々なユニークなバス停のリユースの応募にも是非申し込んでいただきたいなというふうに思っております。

大阪・関西万博で走行していた自動運転バスと万博のバス停は、大阪・関西万博のレガシーとして、必ず本町のイメージアップにつながるものと確信をしております。大体、バス停が欲しいというところは、なかなかないという気がしますので、是非これも含めてお願いしたいというふうに思いますが。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町中心地区再編整備基本構想（案）を令和5年6月に策定し、交通拠点や防災拠点などの整備をしていくこととしております。

現在、交通拠点としての交通広場、いわゆるバスロータリーの整備に向け、事業を進めているところです。

先ほどお答えをさせていただきましたとおり、施設・建材・設備・備品等の需要と供給をマッチングさせるサービス「万博サーキュラーマーケット ミヤク市！」を実施されていますので、議員仰せのとおり、バス停など有効活用できるものは積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

よろしくお願ひします。

続いて、2項目めになりますが、官民連携により住民が主体となる大宝地区の活性化についてということなんですけれども、大宝地区の活性化を図るその拠点として、かなんこども園の跡地を有効活用すると、これは大きな課題でありましたけれども、4月より、民間企業への貸出しが行われることによりまして、確実に一步を踏み出すことができました。今後に期待するものですが、その契約期間は2年間であり、その間の賃貸料は670万円にも及ぶというふうに聞いております。

それらの賃貸料は、できる限り、既に雨漏りをしている施設でありますとか床の補修など、

老朽化している園の補修費用や遊具も含めた他の基礎的な補修などの費用に充てていただきたいというふうに考えておりますが、町の見解のほうをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

令和7年3月24日付で、旧かなんこども園の園舎及び敷地の貸付契約を大和ハウス工業株式会社と締結いたしました。貸付期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

貸付物件の修繕に關しましては、貸付契約の規定で、貸付物件の維持修繕に要する費用は、借受人が負担することとなっております。ただし、主要構造体、いわゆる柱、屋根、はり、外壁等に關する維持修繕は、貸付人の町が負担することとなっております。

貸付物件の修繕につきましては、貸付契約の規定に基づき状況等に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

先ほどご案内しましたように、雨漏りでありますとか、建物の保守、修繕等ですけれども、当然、契約内容に係るものであるということなんでしょうが、施設を貸し出す前に貸付人が若干対応すべきものであるというふうにも思っております。

改めまして、園内を見直していただき、速やかな対応を是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、再質問になりますけれども、かなんこども園跡地利用の事業計画書が採択されたことに伴いまして、6月の補正予算で計上されます国庫支出金の体制整備委託料についてお聞きしたいと思います。

本当に、短時間に各種計画書を作成されて、補助金の獲得にご尽力いただいたことに関して、感謝を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

改めてお聞きしたいんですけども、補助金ではなく、なぜ業務委託にされたのか。また、委託先の民間企業への具体的な委託内容についてもお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

高齢化等の課題を抱える住宅団地について、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対する支援事業である住宅団地再生推進モデル事業（住宅市街地総合整備事業）の採択を令和7年4月1日付で受けております。

本事業は、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対する補助制度となっていることから、本事業の共同提案者である大和ハウス工業株式会社へ委託することを予定しております。

なお、本法人とは、令和7年1月17日付で「より住みやすく、より魅力あるまちづくりの推進に関する連携協定」を締結しております。

この事業は、共同提案者の大和ハウス工業株式会社が河南町と一緒にになって事業を推進していくこととしており、委託の中で、地域住民に対するアンケート、団地再生に関する先進地への調査研究などを考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きした委託内容としては、アンケートでありますとか調査研究費用というようなことではありましたけれども、絶対にそれらに限定したものではないというふうには思います。改めて、内容全般を確認させていただきたいと思います。是非よろしくお願ひしたいと思います。

再質問になりますけれども、また、その委託料については2年で300万円というふうに聞いておりますが、その使途については制限があるのか。そのあたりも再確認をしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

住宅団地再生推進モデル事業の採択につきましては、2年間で300万円を上限に令和7年4月1日付で採択を受けておりますが、この事業の補助制度で使途や補助対象経費が定められております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○ 3番（高田伸也）

分かりました。再質問したいところですけれども、3回目ということで。

この事業の使途、詳細についても、改めて委託内容の詳細に併せて確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続いて、3項目めになりますが、南河内基礎自治機能充実強化協議会についてお聞きしたいというふうに思います。

先般の協議会の発足式も傍聴させていただきましたけれども、まずは新たな取組に期待をしたいというふうに思います。

一方、南河内地域2町1村未来協議会の令和6年度の協議会資料のまとめでは、令和7年度は近隣市の協力を得ながら近隣市町を含む市町村合併について検討をしていくという記載がございました。それを踏まえて、羽曳野市、大阪狭山市を含めた新たな協議会を設置されるというふうになったものであるのか。また、これまでの2町1村未来協議会は今後も継続協議されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

南河内基礎自治機能充実強化協議会規約第1条で、この協議会は、大阪府の南河内地域に位置する2市2町1村が、急激な人口変動の中、様々な行政課題に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、人材、財源、施設等の限られた資源を地域として有効に活用し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして、市町村合併の調査及び研究を行うなど、将来の在り方等について幅広い検討・議論を行い、もってこの地域のさらなる発展・成長に資することを目的としているところでございます。

こうした目的の下、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村、大阪府、本町で構成する南河内基礎自治機能充実強化協議会が令和7年4月25日に設置されました。

また、2町1村の将来課題への対応策の検討に関しましては、引き続き南河内地域2町1村未来協議会におきまして検討を進め、取組を行っていくこととしております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○ 3番（高田伸也）

ありがとうございました。今お聞きしましたところでは、2町1村未来協議会で協議をする。これを継続する必然性はあまり感じなかつたんですけども、本件につきましては、先般の全員協議会におきましても説明をお受けし、選択肢の一つとして市町村合併の調査研究を行うというものの、今後、将来の在り方については検討協議するというところまで、まだ何も明確にはなつていなかつたというようなことではありました。

最近、新たに南泉州地域の4市町村による研究会が設立されるなど、大阪の南部地域がクローズアップされる現在、今後、本町及び周辺を含めた将来の在り方について、幅広い検討・議論を行う際には、住民の皆さん、我々も含めて、決して置き去りにすることのないようにお願いをしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問になりますが、人口減少による課題の対応、住民サービスの充実強化は、2町1村に限らず、全国の各市町村の課題というふうになっております。

本町の未来に向けて、住民の皆さんに一部ご不便や無理を強いてでも、単独で一定の住民サービスを維持しながら河南町住民の豊かな生活を守るということができないのかということについて、できれば森田町長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

国全体では、やはり少子高齢化が進んで、人口の減少というの、これは進んでいくと。こういう中で、やはり持続可能なまちづくりを進めていくと。そして、サービスの提供を続けていくと。こういうことが当然求められておりまして、財政的にも、やはり人材面においても、課題が深刻になってきているという、こういう現状がござります。

今後、こうした課題に対応するため、本町だけでは十分に対応できないということも多くあるというふうに思っております。

そのため、同様の課題を抱えております南河内地域全体で、公共インフラの維持管理や観光等を軸とした地域活性化、そして合併も選択肢の一つとし、ありとあらゆる市町村の将来の在り方などをテーマとした南河内地域基礎自治機能充実強化協議会において議論を深め、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

町長、ありがとうございました。

今後、様々なことがありますし、まだ未定のところはありますが、森田町政のかじ取りに期待をしたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

高田議員の質問が終わりました。

ここで11時まで休憩とします。

休 憩（午前10時51分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午前11時00分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、ポープ議員の発言を許します。

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

議席番号4番、会派かなん希望の風、ポープ三恵。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

事項1、リチウムイオン電池などの回収についてです。

2025年4月15日に環境省より、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに使われているリチウムイオン電池による火災や発火事故が相次いでいることから、環境省は家庭から出される不要になった全てのリチウムイオン電池を市区町村が回収するように求める新たな方針をまとめ、通知しましたとのことですが、リチウムイオン電池は、自治体のほか家電量販店などで回収しているものもありますが、一般ごみと一緒に捨てられて、ごみ処理施設やごみ収集車の火災事故の原因となっております。令和5年度（2023年度）には、全国の市区町村でリチウムイオン電池が原因とされる火災が8,543件発生するなど、社会問題となっております。

以前、ごみ処理施設やごみ収集車の火災があったと記憶しておりますが、この火災の詳細について教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺すこやか生活部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

過去に本町で起きましたごみ収集車等の火災ですが、令和3年4月28日に大宝1丁目の粗大ごみステーションで粗大ごみの収集中に出火いたしました。このときの出火の原因は、デジタルカメラに使用されている充電式電池でございました。すぐに原因物を取り出し消火しましたことで、大きな火災にはなりませんでした。

また、南河内環境事業組合での火災等でございますが、令和2年6月4日に破碎施設付近から出火し、充電式電池が発火の原因であると推定されております。このほか、令和3年10月19日には破碎機内で爆発、令和4年4月26日にも破碎機内で爆発し、いずれもガスボンベ等が原因と推定されております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

過去に、大宝1丁目ごみステーションの粗大ごみ収集中での火災、南河内環境事業組合の破碎設備付近での火災があったとのことですが、住民一人一人が適切な廃棄方法を守ることが火災事故の防止につながります。日常生活の中で、住民がリチウムイオン電池などの廃棄方法を改めて確認し、安全な処理に協力することが重要だと考えます。

それでは、次の項目に移ります。

河南町役場にもリチウムイオン電池を回収するボックスが設置されており、私も先日、使わなくなったモバイルバッテリーをこの回収ボックスに入れさせていただきましたが、今回、環境省の通達の中には、加熱式たばこ、コードレス掃除機などのバッテリー、スマートフォン、電気かみそり、電動工具、ハンディーファン、電動式玩具、作業服用のファンなどの品目について、特に住民に適切に回収方法を周知するような内容となっております。

私の家にも、そろそろ使えなくなりそうなコードレス掃除機があります。電池はリチウムイオンとの表記がありました。こういった掃除機の廃棄方法など、今後、自治体で回収方法を周知する必要があると考えますが、現時点でどこまで周知活動を行えているのか教えてく

ださい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

リチウムイオン電池などの回収方法につきましては、毎年3月に全世帯に配布するごみシールと一緒にチラシを同封し、小型充電式電池の取扱方法を記載しております。また、ホームページには、さらに詳しく掲載しております。

基本的には、リチウムイオン電池やモバイルバッテリーは、ごみ処理時に圧縮することで発火し、ほかのごみに引火することにより火災事故となります。

議員仰せのコードレス掃除機などは、リチウムイオン電池を取り外し、本体は粗大ごみに、リチウムイオン電池は小型充電式電池リサイクルボックスを設置している住民生活課の窓口や家電量販店、ホームセンターなどで回収することとなります。

今後も周知に努めてまいります。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

現在の周知活動について、具体的な取組が示されており、大変心強く感じます。

全世帯へのチラシ配布やホームページでの詳しい情報提供は、多くの住民にとって大切な情報源になると思います。特に、リチウムイオン電池を取り外す必要のある製品について、適切な処理方法の周知が重要であることが改めて認識されます。

今後、さらに住民への啓発活動が進められ、より安全で円滑な回収が実現できるよう期待しております。また、私自身も身近な人たちとこの情報を共有し、適切な廃棄に協力していきたいと思います。引き続き、住民の安全と環境保護のための取組に努めていただければ幸いです。

それでは、次の項目に移ります。

リチウムイオン電池以外にも、捨ててはいけないものの一例として、車のバッテリーや廢タイヤなどは、よく知られていると思います。

先日、ごみ収集のことを調べていましたら、水銀を使用している医療器具、昔使っていたような体温計や病院で聴診器を当てて使うタイプの血圧計などは水銀を使用しているとのこ

とです。水銀を含む製品を焼却炉で焼却すると、焼却炉内の水銀値が規定値を超えて緊急停止しなければならない事案があると聞きました。

例えば、水銀だけではなく、こういった焼却対象外のものを焼却し、過去に緊急停止した事例はあるのか、教えていただけますか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

南河内環境事業組合では、先ほど答弁いたしました粗大ごみによる破碎機の緊急停止の事例はあります。

質問の焼却炉につきましては、水銀濃度などの基準値を超えたことによる焼却炉の緊急停止の報告はございません。

今後とも、各市町村及び南河内環境事業組合と合同で啓発活動等に取り組み、ごみの分別収集を推進してまいります。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

焼却炉における緊急停止の事例は報告されていないとのことです、破碎機の停止事例があることを改めて確認し、ごみの適切な分別の重要性を再確認、再認識いたしました。

今後も市町村及び南河内環境事業組合と連携しながら啓発活動に取り組まれるということで、住民の理解を深めるための努力に感謝いたします。ごみの分別収集をより徹底し、環境保護と安全な処理に向けた取組が広がっていくことを期待しております。私自身も引き続き適切な廃棄方法を確認しながら協力していきたいと思っております。

では、次の事項、自治会未加入者への対応についてに移らせていただきます。

先ほどの質問とも関連しているのですが、河南町の住民の自治会未加入に関する質問です。

現在、粗大ごみ捨て方など、自治会が住民向けに発信される情報があります。しかし、自治会に加入していない世帯には、これらの情報が十分に伝わっていないと感じています。自治会未加入者に対する町の見解をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

行政から発信する様々な情報は、日常生活に直結する情報が多くあり、これらの情報については、町が発行する広報かなんでお知らせしております。

その広報かなんは、町のホームページや公式LINEなどの電子データでも閲覧することが可能となっております。いろんなツールを使って町の情報を発信していきたいと思います。

自治会活動について、令和7年2月号広報かなんにおいて、地域のつながりを生む身近な自治会への理解を深めるよう広報での特集記事を掲載しました。この活動により、一層自治会への加入促進に努めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

自治会未加入世帯に対する情報発信について、町が広報かなんやホームページ、公式LINEなど多様なツールを活用されていることを確認し、住民への周知を行っていることが分かりました。

次の項目なんですけれども、今後の自治会加入についてどうするべきかをお尋ねします。

広報かなん2月号では、「地域のつながり、身近な自治会」と題した特集が組まれておりました。自治会の重要性を伝える内容であり、各地域の区長が、それぞれ自治会での取組を発信しており、大変考えさせられるものでした。

この記事の内容から、自治会の未加入者が増えていることが推測されますが、町として未加入世帯に対して今後どのような対応を取るべきとお考えか、お答え願えますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

核家族化、世帯規模の縮小、働き方の変化や生活様式の多様化などにより、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、自治会加入率についても年々減少傾向にあるのは、全国的にも大きな課題と言われているところです。

町としましても、住民にとって最も身近な組織である自治会が、互いに連携し、一体となることで、住民の福祉向上につながり、特に、地域福祉や災害時などにおいて、その効力を強く発揮することから、自治会を非常に重要な組織・団体と位置づけており、各地区に運営

助成金をはじめ様々な活動への助成を行うとともに、広報かなんにおいて、自治会の取組の内容などを今後も掲載することで、自治会への加入促進等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

自治会の重要性や加入促進に向けた取組について、詳しくご説明いただき、ありがとうございます。地域のつながりを守るための活動が積極的に進められていることを改めて理解しました。

核家族化や生活環境の変化による加入率の低下は、全国的な課題ですが、自治会が果たす役割の大きさを考えると、住民へのさらなる周知が重要になると思います。町として助成金の支給や広報活動を通じた情報発信を行っていることは心強く感じます。今後も自治会未加入世帯に対して自治会の活動を伝え、参加しやすい環境を整えることで、地域の結びつきがより強固なものになることを期待しております。

河南町の情報ツールとして、広報かなんがありますが、区長、自治会長、班長、組長の皆さんのが各戸に配布してくださっています。また、河南町公式LINEによる情報発信もありますが、全ての住民に届いているわけではなく、掲示板などの貼り紙も必ずしも全員確認しているとは限りません。

情報を知りたい人が都度情報を検索すればよいという意見もありますが、自治会未加入世帯に対する河南町の情報発信の対策について、今後どのような取組が行われるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町の情報発信をするために、広報かなんがあります。また、その他に、住民の皆様に必要な情報をお知らせできるように、町のホームページや公式LINEによる情報発信のほか、商業施設や公共施設への広報紙の配架を行い、必要とされる方が自由に手に取っていただける環境を整えております。

今後も、住民の皆様の多様なライフスタイルや情報取得手段に対応できるよう、継続して

検討、工夫をしてまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

自治会未加入の住民が自治会に加入しない理由には、以下のようなものが考えられます。

1、自治会の活動には協力したいが、家庭の事情で難しい。2、時間がない。3、これが一番多いと思うんですけれども、役員になりたくない。

各地域の自治会の仕事内容はそれぞれ異なり、自治会長や区長の任期も地域によって違います。任期が短い地域では、毎年区長が変わるケースもございます。

こうした状況の中で、自治会未加入者が増加し、その変化に自治会側のルールが追いついていないという問題も発生しています。

その一例として、防犯灯の電気代負担があります。現在、地区管理の防犯灯の電気代は各自治会が負担しているという認識ですが、こちらは正しいでしょうか。お答えください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

自治会未加入者の理由は、地域での活動は大変で、仕事の都合、家庭の都合、様々な問題があると思われますが、改めて、地域の活動に目を向けていただきたく、町では地域住民に身近な自治会の活性化を図ることを目指し、河南まちづくり基本条例で、コミュニティの役割を尊重し、積極的なコミュニティ活動への参画やコミュニティの支援、育成の定義などを定め、地域の自主性重んじて、各地区自治会と調整を行い、必要な補助も行っています。

その補助の中で、議員仰せの防犯灯電気代につきましては、町では、河南町防犯灯電気料補助基準の規定により、1灯当たりの2分の1相当分の90円を補助しており、残りの額を自治会等で負担していただいております。

自治会への加入促進のために、今後も広報紙等を通じて啓発活動を行い、さらに、区長会とも協議しながら、自治会活動の活性化に寄与できる取組の実施に向け、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

「遠くの親戚より近くの他人」という言葉があるように、自治会の加入の有無にかかわらず、地域で協力し合える環境づくりが大切だと感じています。

河南町民が安心して暮らせるよう、今後も行政と住民が協力しながら支え合っていけたらと思います。

それでは、次の事項の質問にまいります。

大阪・関西万博を通しての河南町PRについてです。

4月13日に開幕しました大阪・関西万博ですが、当初は入場者数の伸び悩みが懸念されていました。しかし、連日の報道では、会場のにぎわいが伝えられており、安心しております。

私たち河南町議会議員も4月上旬のテスラで視察を行いましたが、大屋根リングの壮大なスケールには圧倒されました。また、各パビリオンの建物も個性的で、万博ならではの特別な雰囲気を味わうことができ、この時期に大阪府に住んでいてよかったと心から感じました。

河南町の小学校、中学校の遠足は、まだ全て終わっていないと思いますが、小学校低学年のトイレへの誘導や高学年の遠足時の雨天時の対応など、大変だったと聞いております。引率の先生方の尽力により、これまで無事に小学生、中学生の遠足が実施されていると聞き、ほっとしております。まだ残りの日程で遠足が予定されているかと思います。先生方をはじめ関係各所の皆様におかれましては、円滑な運営に向けて引き続き安全な遠足が実施できるようお願い申し上げます。

さて、万博会場内では、自動運転バスと通常の運転手が操作する電気バスの2種類が運行されております。私は両方の車両に乗車いたしましたが、電気バスならではの静かな車内と排出ガスゼロという環境に配慮された最先端技術を体験でき、大変貴重な経験となりました。この技術が万博後に河南町で導入されることを想像すると、今後整備予定の交通広場との連携にも期待が高まります。

また、5月13日には万博会場内で自治体向け研修が開催されました。大阪・関西万博の開催効果を全国に波及させることを目的に、各都道府県の市区町村の議員・職員を対象とした研修でした。この万博を通じて、各都道府県・市町村の魅力を発信し、地域活性化に寄与することが期待されております。今月号の広報かなんにも写真が記載されておりました万博でのイベント、5月9日、10日に開催されました大阪ウィークでのオープニングでのだんじり

参加、5月9日には、W A S S Eにて開催された「地域の魅力発見ツアー～大阪43市町村のみどころ～」、かなんのイチゴを使用したケーキやジェラート、Kanan Strawberry Fieldsでの出店ではどういった成果があったか教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪ウィークは、「笑おう！踊ろう！歌おう！まるごと大阪」として、大阪・関西万博会場内で、大阪府と大阪市が中心となり、大阪府内の自治体が連携して開催する大阪の魅力を国内外に発信する催事で、春、夏、秋の3期にわたり、それぞれ10日間開催されるものです。

春は5月9日金曜日から18日日曜日までの間で開催され、5月9日金曜日、10日の日曜日の2日間に「大阪の祭！～E X P O 2025 春の陣」として、だんじり、やぐら、太鼓台等の約40台が大集合し、本町からは5月9日に寛弘寺地区、10日は中地区にご参加いただき、曳き唄や横しやくりや曳行を実演いただき、会場は大盛り上がりとなってございます。

この2日間で、「大阪の祭！～E X P O 2025 春の陣」の会場であるE X P O アリーナ「M a t s u r i」への延べ来場者数は、4万8,000人となってございます。

次に、「地域の魅力発見ツアー～大阪43市町村のみどころ～」ですが、大阪府43市町村それぞれの魅力を発信するイベントが、E X P Oメッセで5月9日から11日の3日間開催され、本町は5月9日金曜日に、たべなはれゾーンにて、本町のおいしいイチゴのP Rのため、ジェラートやケーキなどの販売を行いました。3日間の延べ来場者数は3万2,000人となっております。

町としましては、町の魅力を多くの人にP Rできたと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

大阪ウィークの開催内容や河南町からの参加について詳しく説明いただき、だんじり曳行などの実践が行われ、会場が盛り上がったとのことで、多くの来場者にとって印象深い催しとなったことが伝わります。また、河南町の特産品であるイチゴを使ったスイーツの出店も、地域の魅力発信において大きな役割を果たしたのではないでしょうか。こうした取組を通じて、河南町の知名度向上や地域活性化につながることを期待しております。

このようなイベントは、地域の文化や特色を広く伝える貴重な機会となるため、今後もさらなる盛り上がりを楽しみにしております。引き続き町の魅力発信や地域の発展に向けた取組をお願いいたします。

では、次の項目、万博サーキュラーマーケット「ミャク市」についてお伺いします。

大阪・関西万博は10月13日に閉幕する予定ですが、会場内の施設や設備はリユースを前提としていると聞いております。その取組を一般の方にも公開しているのが、万博サーキュラーマーケット「ミャク市」です。私も定期的にチェックをしております。一例といたしまして、子供たちが遠足でお弁当を食べた休憩所のベンチや、大きい建造物ではバスターミナルなどがあります。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の企画局持続可能性部がウェブサイト上で公開している理念は次のとおりです。

万博会場の建設から会期終了までを見渡した上で、施設・設備の資源循環に取り組むべきだと考えています。

持続可能な開発目標（S D G s）の達成目標年である2030年まで残り5年となりました。万博という世界中から多くの人や物が集まるフィールドを活用し、「建設廃棄物の削減」という社会課題解決への取組を加速していきます。

リユースマッチング事業では、万博終了後に発生する建築物、アート、建材、設備、什器・備品などの資源を有効活用し、サステナブルな万博運営を実現することを目指しています。Webシステム「万博サーキュラーマーケット ミャク市！」は、使用済みの物品を再利用してもらうことを目的とし、需要と供給をマッチングさせるサービスです。これにより、ごみの発生量を抑制し、環境に優しい社会を目指していますとのことです。

大阪府交野市は、3月26日に2025年大阪・万博ルクセンブルク経済利益団体趣意書の調印式を行ったそうです。交野市とG I E——ここで言うG I Eとは、ルクセンブルク大公国が大阪・関西万博に参加するに当たり、各種の調整を行うためにルクセンブルク政府とルクセンブルク商工会議所が設立した法人の名前です——は、2025年日本国際博覧会が掲げる「持続可能な開発目標（S D G s）達成への貢献」に強く賛同することから、博覧会閉幕後のルクセンブルクパビリオンの施設の部材を交野市に移転し再利用することについて、今後、両者で協議していくことや、これを契機として両者の交流につなげていくことに合意したとあります。万博閉幕後における海外パビリオン移築に向けた協議の合意は、この交野市が全国初のものとなるそうです。

ほかにも、パソナパビリオン、オランダパビリオン施設の淡路島移設が決まったとの報道もありました。

河南町としても、大阪・関西万博で使用された建造物、アート、建材、設備、什器、備品などを万博のテーマである「持続可能な未来社会の共生」という観点からも有効活用できれば、観光スポットとして魅力向上につながると考えますが、河南町として、どうお考えでしょうか。お答えください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、施設、建材、設備、備品等の需要と供給をマッチングさせるサービス「万博サーキュラーマーケット ミヤク市！」を通じて、今後の国内全体の施設・設備のリユースの推進と産業廃棄物の削減やサーキュラーエコノミーの実現に向けて取り組まれています。

本町といたしましては、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの達成への貢献や資源の循環などの観点から、有効活用できるものは積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

「万博サーキュラーマーケット ミヤク市！」を通じたリユースの取組や持続可能な資源活用の推進について、町として積極的に取り組まれる姿勢を確認できて、大変心強く感じました。持続可能な未来社会の共存に向けて、万博終了後の建造物や設備の再利用が国内全体の廃棄物削減に貢献することは、非常に意義深いと感じます。河南町としても有効活用できるものを検討し、町の魅力向上や環境保護につながる施策を進めていただけることを期待しております。

続きまして、再質問なんですけれども、現在、中央公民館の中庭に1990年に開催された国際花と緑の博覧会の日本庭園が移築されていると聞きました。維持管理費用など、どれくらいの費用がかかっているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田教・育部長。

○教・育部長（和田信一）

中央公民館にある「ふれあいの庭」につきましては、国際花と緑の博覧会で好評を博した「花の江戸東京館」の回遊式庭園を復元したものでございます。

復元に要した費用ですが、当時の（仮称）ふれあい健康センター植栽等整備工事として971万4,668円を支出しております。

また、現在、維持管理に係る費用は、令和5年度40万4,800円、令和6年度37万1,800円、令和7年度49万6,100円で、約50万円弱の費用となっております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

「ふれあいの庭」が、国際花と緑の博覧会の庭園を復元したものとのことで、その歴史的価値や美しさが維持されることを改めて認識いたしました。復元にかかった費用や維持管理費用についても詳細にご説明いただき、庭園の維持には一定のコストがかかるものの、地域の文化的・景観的な価値を守るための重要な取組であると感じました。今後も、この庭園が住民の憩いの場として活用され、地域の魅力向上に寄与することを期待しております。

それでは、次の項目に移ります。

3-3、大阪ウィーク夏でのイベントについてお伺いします。

春の大阪ウィークでは、一定の成果が得られたようですが、7月24日木曜日から8月3日日曜日には、「ウィーク夏」が開催されます。「世代を超えて未来へ挑む～多様性と共生、未来を照らす共鳴～」をテーマに、河南町は7月28日から30日の3日間、季節のフルーツを使用した食べ物を販売予定だと聞いております。「地域の名物料理や特産品、大阪産を活用した万博特別メニューを通して大阪の食文化を発信」と万博の紹介サイトには掲載されておりますが、現時点では河南町の出店応募要項などはどうなっているか、教えられる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪ウィーク夏での地域の魅力発見ツアー、いわゆる「みなはれ」「やりなはれ」「たべなはれ」が7月28日月曜日から30日の3日間で開催され、本町は「たべなはれ」として、旬

のフルーツの加工品などの販売を予定しております。

出展に際しましては、河南町の特産品である果物などの魅力を発信できる飲食物を提供できることなどを条件に出展募集を実施いたしました。募集の結果、応募が3者からございまして、現在、審査中となっております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

大阪ウィーク夏「たべなはれ」における河南町の出展計画について、具体的な条件や応募状況をお聞きし、地域の魅力を発信する取組が着実に進んでいることを確認できました。

応募期間が短期間ということもあり、応募数が少ないと感じましたが。もっと前倒しで発信できなかつたのかという疑問点は残りますが、大阪・関西万博のイベントという大きなイベントでの旬のフルーツの加工品を活用した販売が予定されているとのことですので、特産品の魅力を存分に伝えられる貴重な機会になることを期待しております。

現在、応募者の審査が進められているとのことです、どのような店が出店されるか楽しみしております。地域活性化に向けた取組に尽力していただけますようお願いいたします。

私、私費で万博会場に何度も足を運び、各市町村、どのようなPR活動、情報発信をしているのかを視察を何度も行ってまいりました。特に興味深く視察したW A S S E会場、関西パビリオン横のイベントブースでは、大阪やほかの各市町村などが日替わり、週替わりでPRをしておりました。

ミカンで有名な有田市ではミカンジュースを振る舞ったり、和歌山県のブースでは梅酒の飲み比べなどには長い行列ができておりました。

茨城県最北西端にある大子町というところでは、面積の約8割が山岳地だそうで、この大子町のブースのワークショップでは、杉の木の丸太を輪切りにしたものに、町のロゴの焼き印をし、やすりをかけ、最後に杉の木の香りのするアロマオイルを染み込ませて持って帰ってもらうなどのとても楽しいワークショップがありました。ワークショップ中は、職員さんが大子町の森林に関する取組などを子供たちにも分かりやすい形で説明してくれました。同じような取組が河南町でも活用されつつある河内材でもできるのではないかと思いました。

私自身、こういったイベントを通して、今まで知らなかつた市区町村のことを知る機会が増えたと実感しております。大阪・関西万博では、いろいろな地域から夢洲会場に足を運ん

でくれる人々がたくさんおります。その方々に河南町の魅力を知ってもらいたい。そういうふた思いから、今回この万博関連の質問をさせていただきました。

今後も、町民だけにとどまらず、河南町の魅力を広く発信できるよう、私自身も引き続き尽力してまいりますので、町からの発信もよろしくお願ひいたします。

次の9月の一般質問でも、この進捗状況について質問いたしますので、町としての積極的な取組の成果の報告を期待しております。

それでは、次の事項、カナちゃんイラストの利用促進について質問いたします。

またまたすみません、大阪・関西万博の話になってしまふんですけれども、各市町村のゆるキャラのイラストが広く活用され、様々なグッズが配布されていました。全国的に知られるゆるキャラとして、熊本県のくまモンや彦根市のひこにゃんなどが挙げられますが、カナちゃんもそれらに引けを取らない魅力的なキャラクターだと思います。

また、カナちゃんバスが富田林駅に乗り入れていることもあり、カナちゃんの知名度は以前よりも向上しているものの、まだ十分に認知されていない印象があります。さらに、カナちゃんの髪型は、河南町にある金山古墳をモチーフにしており、日本で唯一の双円墳であることから、カナちゃんのイラストを通じて金山古墳をPRできないかと考えております。

カナちゃんのイラスト使用については、政策総務部まちづくり秘書課へ、河南町PRキャラクター使用許可申請書にて、イラストを使用する商品などの見本やデザイン図面を添えて申請し、許可を得る必要があると認識しておりますが、現在どの程度の使用許可申請があるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

ご質問のカナちゃんイラストの使用許可申請件数についてですが、過去5年間における使用許可件数は27件となっております。

申請内容といたしましては、主に町内イベントのポスターやチラシ、地域団体が作成するPR物品への使用などが中心となっております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

過去5年間で27件の使用許可申請があったとのことで、地域のイベントやPR物品を通じてカナちゃんの活用が進められていることを確認できました。特に、ポスターやチラシへの使用は、町の魅力を広く伝える有効な手段だと思います。金山古墳をモチーフにしたカナちゃんは、河南町独自の歴史や文化を象徴するキャラクターとして、さらなる認知度向上が期待されます。今後も自治体や地元団体と連携しながら、観光振興や町のPRに貢献できるような活用が進められることを期待しております。

それでは、次の項目です。

カナちゃんイラストの使用促進に関する今後の取組についてです。

近隣の千早赤阪村では、ゆるキャラ「まさしげ君」を活用し、道路脇に設置している子供の飛び出し注意を促す交通安全標識を設置しています。こういった町の注意を呼びかける看板にカナちゃんを使用したらよいのではないかと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

キャラクターの親しみやすさを生かして住民の皆様に注意を呼びかける工夫は、安全意識の向上にも寄与するものであり、有意義な事例であると認識しております。

本町におきましても、河南町PRキャラクター「カナちゃん」を活用した注意喚起の取組として、現在は寺田池での魚釣り禁止を呼びかける看板にカナちゃんを使用しております。

今後、ご指摘のような交通安全の啓発や標識などをはじめ、他自治体における活用なども参考に、様々な分野でのカナちゃんの活用について検討していきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

カナちゃんを活用した注意喚起の取組が既に行われていることを確認し、地域の安全対策に役立てられている点を心強く感じました。寺田池の魚釣り禁止の看板に使用されているとのことで、住民へのメッセージをより分かりやすく伝える効果が期待できると思います。

今後、交通安全標識など、さらに幅広い分野での活用が検討されるとのことで、カナちゃんの魅力を生かした啓発活動が進んでいることを楽しみにしております。他自治体の事例を参考にしながら、地域の安全対策として、より効果的な取組が実現されることを期待してお

ります。

再質問で、今まで河南町ではカナちゃんを使用したグッズとして、マスキングテープや折り畳みスマホスタンドなどが挙げられますが、今年度、カナちゃんのイラストの活用を促進するための計画があれば、教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

本町では河南町P Rキャラクター「カナちゃん」のイラストを活用し、町の魅力発信や施策の推進に取り組んでおります。

活用事例としましては、まずはカナちゃんのバスのラッピング、原動付自転車などのナンバープレート、ボールペンやメモ帳、うちわ、クリアファイルなどにも、カナちゃんのイラストを使用しております。

住民の皆様に一番なじみの深いものは、現在実施しております「梅雨ドキッ！カナちゃんコイン還元キャンペーン」のカナちゃんだと思います。

今後、より積極的にカナちゃんを町のP Rツールとして活用する観点から、町内にある大阪芸術大学やその他関係機関と連携しながら、カナちゃんのP Rに努めます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

今後も、カナちゃんを活用して河南町の魅力をさらに発信できるよう、企画の立案をお願いいたします。

それでは、最後の事項、中学生異文化体験事業についてです。

今年度の事業で、オーストラリアでの異文化体験事業についてお尋ねします。

今年度より再開された中学生海外派遣事業について、定員10名に対し、応募者数が事業成立に必要な人数に達しなかったため、派遣が中止になったと伺いました。

この決定は非常に残念ですが、私の周囲では本事業の継続を望む声も多く寄せられております。対象学年を中学2年生、3年生としたことで、部活動や受験勉強のための塾、夏期講習などと日程が重なり、参加を見送られた方も少なくなかったのではないかでしょうか。

今年度の中止に至った具体的な経緯について、ご説明願います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

令和7年度河南町中学生海外派遣事業は、河南町在住の中学生の海外への派遣を通じて、国際感覚を養うとともに、国際理解を深めさせ、将来、地域の振興に寄与する人材を育成するもので、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から中止していましたが、6年ぶりに事業化いたしました。

参加者の募集につきましては、令和7年4月号町広報やホームページで行うとともに、始業日には中学2年生、3年生に対して海外派遣事業のチラシの配布も行いました。

令和7年4月18日に実施いたしました海外派遣事業の説明会までに2名の参加申込みがあり、説明会では、それ以外に5組の親子の参加がありました。5月8日の申込締切日において応募は計3名にとどまりました。

そこで、5月22日まで申込期間を延長し、町公式LINEやチラシにより追加募集を行いましたが、結果的に最終5名の応募にとどまりました。事業実施も検討いたしましたが、海外派遣事業実施や現地学校交流等を行うには最低限7名が必要とのことから、やむなく事業を中止したものでございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

6年ぶりに再開された中学生海外派遣事業が、応募人数の不足により中止となったことは、大変残念に感じます。

しかし、町として参加希望者を募るため、広報やホームページ、チラシ配布、公式LINEを活用して情報発信を行ったことが伝わり、事業継続に向けた努力がなされたことを確認できました。

対象学年や応募時期の影響により、参加を見送ったケースもあったと考えられます。今後も町内の中学生に国際交流の機会を提供できるよう、より幅広い層が参加しやすい施策の検討が期待されます。

次の項目なんですけれども、中学生異文化体験事業の今後についてです。また、若者の留学促進とその意義について問います。

私は、過去に留学経験があり、その経験は私の人生において非常に有意義なものでした。

グローバル化が進む現代社会において、国際的な視野を持つ人材の育成は、地域にとって喫緊の課題です。特に若い世代への海外留学の促進は、多様な価値観や文化を理解し、自らの考えを相手に伝える力、すなわちコミュニケーション能力や主体性を養う貴重な機会になると考えます。

留学を通じて得られる主な利点は、以下のとおりと考えます。

1、実践的な語学力の習得。現地での生活を通じて、教科書だけでは学べない実践的な言語スキルが身につきます。

2、異文化理解の高まり。多様な価値観を持つ人々と交流することで、自己の固定観念に気づき、柔軟な思考を養うことができます。

3、自立心と課題解決能力の育成。慣れない環境での生活は困難も伴いますが、それを乗り越える経験は、社会に出てからの大きな糧となります。日本に住んでいると当然のように用意されている食事や洗濯も、留学中はホストファミリーの家事を手伝ったり自分で洗濯などをすることで自立心が育れます。

留学経験を持つ若者が地域に戻った際には、異なる文化で培った視点やスキルを生かし、地域の国際化や多文化共生の推進にも貢献できるのではないかでしょうか。次世代の育成のためにも、こうした能力を伸ばすサポートが必要だと考えます。

そこで、お尋ねいたします。本町として、将来的に地域の若者が、ここでいいますと中学生までですが、より積極的に海外留学へ挑戦できるような環境整備や支援体制の充実について、どのようにお考えでしょうか。お答えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員仰せの国際的な視野を持ち多文化共生の推進に貢献できる人材の育成に資するため、本事業をきっかけとして、将来的に本町の若者が積極的に海外留学へ挑戦できる後押しの一助となるよう考えております。

また、グローバルな人材育成の環境整備として、小・中学校にA L Tを配置し、小学生の頃から外国人や英語に触れ合い親しむ機会を設けるとともに、中学校では、全生徒に無償で英語検定の受験を行うなどの取組も実施しております。

本町では、今後とも、これらの取組を推進してまいる所存でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

地域の若者が積極的に海外留学へ挑戦できる環境整備に向けて、本町が具体的な取組を進めていることを確認でき、安心いたしました。小・中学校でのA L Tの配置や全生徒への英語検定の無償受験機会の提供など、国際的な視野を育む環境づくりが着実に進められている点は、非常に意義深いと思います。

この中学生異文化体験事業ですが、来年度から中学1年生も対象とすることは検討されていますでしょうか。

また、経済的な理由で応募できなかった世帯がある場合、就学支援制度を活用し、自己負担金の軽減について、もっと周知するべきではなかったかと考えますが、町としての見解をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

来年度の事業の実施に当たりましては、まずは、今年度対象となった中学3年生が希望される場合には、本事業に参加いただけるよう検討したいと考えております。

今回、応募者が少なかった要因を分析するため、中学1年生から3年生とその保護者に対してアンケートを実施したいと考えております。その中で、費用負担、実施時期、対象学年などの質問項目を設け、その結果も踏まえて、ご質問の中学生など対象範囲について検討してまいります。

次に、自己負担の問題ですが、中学校海外派遣事業において、通常1人当たりの事業費の3分の1を自己負担とさせていただいているところ、就学援助に該当する世帯においては、1人当たりの事業費の5分の1を自己負担とさせていただいている。

自己負担額の割合につきましては、より分かりやすくお知らせしていく必要があると考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

来年度の事業実施に向けて、対象学年の検討を含め、アンケートを通じて、参加希望者の状況を把握されるとのことでのことで、より多くの中学生が参加しやすい環境づくりが進められていることを確認できました。費用負担や実施時期が参加率に影響を及ぼす可能性があることを考慮し、丁寧に分析・検討されることは非常に重要なと思います。

また、自己負担額について、就学援助世帯に対する軽減措置が講じられていることを改めて認識いたしました。今後、より分かりやすく周知していく方針とのことで、対象世帯にとって支援を受けながら受けられる仕組みがしっかりと伝わることを期待しております。

最後に、町長にお伺いしたいです。

中学生異文化体験事業の今後についての見解をお聞かせ願います。来年度も実施していくだけまででしょうか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

中学生の海外異文化体験ですね、今年は非常に残念な形になって、今年度のいくつかの段階で実施できないかということも、いろいろ検討はしたんですけども、やはり中学生の学校の関係とかで今年度の事業実施は非常に難しい、日程的にもということでございますので、やむなく今年度は中止せざるを得ないというふうな判断をいたしました。

来年度につきましては、今年6年ぶりに海外研修復活ということでございますので、来年度はもう少し工夫を凝らして、参加するメニューがどうなのというところもあれば、考えていく必要があると思います。

ただ、やはり中学生の若いときに、いろんな体験をするということは、非常に将来にいろんな判断材料になったりするということもありますので、町としては積極的に進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

引き続き、国際感覚を持つ人材育成のために取り組んでいただけますよう、ご尽力をお願

いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前1時52分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、藤井議員の発言を許します。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

議席番号5番、日本共産党、藤井祥代。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問いたします。

理事者の方には答弁のほどよろしくお願ひいたします。

では、初めの質問をさせてもらいます。

1番、小学校、中学校の教育環境についてお伺いします。1番目から3番目まで続けて質問させてもらいます。

日頃は町内の教育環境を整えていただきありがとうございます。空調設備に関しても、今年度は中学校に加えて小学校2校の体育館にも空調機を設置していただけたところで、さらに子供たちが安心して過ごせる環境になると思います。

さて、その空調設備ですが、町内の小中学校に設置を始めてから何年が経過しましたか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

小学校及び中学校の普通教室の空調設備につきましては、近年の暑さ対策のため、中学校が平成27年度、近つ飛鳥小学校が平成29年度、かなん桜小学校が平成30年度に整備しております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

近年では、ほこりやカビに対してアレルギー疾患がある子供さんも少なくないと思いますが、空調設備の清掃、定期点検については、どのようにされていますか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

小学校及び中学校の学校施設空調機器保守点検業務につきましては、業者委託を行いまして、年2回、6月頃と11月頃に、フィルター及び熱交換器の詰まりについての確認、フィルター等の洗浄、化粧パネルの掃除を行っております。

また、冷媒ガスの漏れ、水漏れ、異音、各機器の損傷、腐食等について点検を実施しております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

定期的に専門業者によるフィルター清掃、定期点検を実施していただいているところで、安心いたしました。他市町村では、先生方がフィルター清掃を行っている学校もあるようです。先生方の負担が増えてしまうことのないように、今後も専門業者によるフィルター清掃、定期点検を継続していただけるようお願いいたします。

高いところに設置している空調設備については、高所作業が必要なこともあると思いますが、これについてはどのようにされていますか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

天井設置の空調設備もございますが、小学校及び中学校の学校施設空調機器保守点検業務の委託において、ご質問の高所での作業も行っていただいております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

高所作業についても専門業者にお願いされているようで、安心いたしました。空調設備は

頻繁に使用することで故障や不具合が起きやすくなると思います。今後も子供たちが快適に学校生活を送れるように配慮をお願いいたします。

次の項目に移ります。

小学校、中学校の給食のことでお伺いします。

本町では、給食無償化を継続して実施していただき、ありがとうございます。高校生の子供がいる私にとっては、給食のありがたさを再確認する日々を送っております。小学校、中学校の9年間、おいしい給食を食べさせていただきました。物価高が続く中で、大変ご苦労されていることだと思います。食材の確保、献立への影響はないですか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員ご指摘のとおり、近年の物価高騰は学校給食の運営に大きな影響を及ぼしており、食材費の高騰により予算の圧迫が懸念されております。

これに対して、町としましては、対策の一つとして、まず食材の調達において、地元産の食材を積極的に活用し、コストの抑制を図るとともに、給食献立の見直し、材料の見直しなど工夫し、質・量・栄養価を維持できるよう経費の削減に努めております。

引き続き、子供たちに安全・安心でおいしい学校給食を提供できるよう最善の策を講じてまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

おいしいと評判の本町の給食ですが、近年の残菜率はどのようになっていますか。分かるようであれば、学年別に教えていただきたいです。

また、コロナの始まりのときに給食が簡易メニューになっていたと思いますが、その後、通常の給食に戻った後とコロナの前とでは残菜率に違いはありますか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員お聞きの残食率の件でございますが、学年別の計測はしておりませんけれども、直近、令和6年度の小学校1年間の平均は10.4%で、中学校は9.7%となっております。

また、コロナ前の令和元年度の残食率につきましては、小学校の平均は12.7%で、中学校は10.0%となっております。

コロナ感染症対策で学校休校後の令和2年度の残食率につきまして、小学校の平均は11.2%で、中学校は9.2%となっております。

コロナ感染症予防で休校の前と後、そして最近と比較して、残食率について大きな変化はなかったと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

年齢に合わせて、給食の量は調整していただいていると思いますが、中学生にもなると、個人差はあっても、食べる量がどんどん増えてくるのが通常だと思います。最近は、中学2年生、3年生の子供たちやその保護者の方から、給食でおなかがいっぱいにならないことがあると聞いています。小学生の学年ごとに給食の量を調整していただいているように、中学生も学年ごとに調整するのは難しいでしょうか。中学生は、放課後にクラブもありますので、クラブ活動に集中できるようにしてあげてもらえると助かります。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員のご要望に関しましては、非常に重要な課題と認識しております。

学校給食センターでは、文部科学省の学校給食摂取基準に基づき、児童・生徒の年齢や活動量に応じて適切な量を提供するよう努めておりますが、中学1年生から3年生は同一の基準となっております。

また、文部科学省の学校給食摂取基準に基づき、栄養のバランスと満足度を両立させるため、献立の作成を行うとともに、児童・生徒からの意見や、毎月開催しております献立作成委員会、物資購入委員会で各学校の教諭や保護者からの意見も取り入れ、配膳の工夫やお代わりの方法など協議・調整を行っているところでございます。

今後もよりよい学校給食の提供を目指してまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○ 5番（藤井祥代）

文部科学省の基準が中学生3学年は同じとはいっても、多くの生徒たちが困っているのは事実です。中学生の学年ごとに給食の量を変えるのが難しいようであれば、おにぎりやパンなどの軽食の持参を認めるなどはいかがでしょうか。実際に生徒たちの声をきちんと聞き取っていただいて、検討していただきたいと思います。

体が大人に近づいていく大切な時期ですので、しっかり食べて成長してほしいと思います。学校と連携していただいて、是非検討をよろしくお願ひいたします。

では、次の項目に移ります。

中学校の制服に関してなんですが、物価高の影響が制服の価格にも及んでいます。中学校の入学準備にかかる費用は、制服、体操服、かばん、上靴、体育館シューズなどを全てそろえると10万円以上かかります。それに加えて、ほとんどの生徒が自転車登校ですから、それにプラス10万円以上かかるので、20万円以上の保護者負担になります。この状況をどう受け止めておられますか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中学校の学校指定用品につきましては、制服、体操服、かばん、上靴、体育館シューズのほか、ウインドジャケット・パンツ、アルト笛、美術科用の副教材などを含めまして、概ね11万4千円から11万6千円程度となっております。

3年間を通じて使うことができる品質でありまして、保護者の皆様にはご理解いただきたいと考えております。

自転車につきましては、生徒の状況によって使用する・しないがあり、また、使用する場合でも、電動アシスト自転車を選ぶ・選ばないがある上、登下校だけではなく日常的にも使用するものでございますので、小学生の間から乗っている子供も多いと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○ 5番（藤井祥代）

東京都品川区では、2026年度から区立中学校に入学する生徒の制服を全額無償化することになりました。「子育て・教育は河南町で」を合い言葉にしている河南町ですから、是非本町でも制服の無償化を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

先ほど申し上げましたように、中学校の制服等につきましては、3年間を通じて着ができる品質であり、保護者の皆様にご理解いただきたいと考えており、現時点では補助金を設ける予定はございません。

経済的理由によって就学困難な生徒に対しましては、就学援助制度において、入学に際しての学用品等の援助を行っております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

河南町に住んだらこんなメリットがあると一目で分かるような資料を作成していただきなどすれば、子育て世代の人口増加につながるのではないかでしょうか。子育てに関する河南町の魅力をもっと積極的にアピールしていただくことをお勧めしたいと思います。

次の項目に移ります。

入学準備金のことでお伺いしたいのですが、入学準備金の支給時期はいつですか。また、金額は幾らですか。小学校、中学校、それぞれ答えていただきたいです。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

入学に必要となる学用品等に関する就学援助費の支給は、入学前年度にも可能としており、令和7年4月入学の児童生徒につきましては、各校の入学よりも早く、令和7年1月末に支給しております。

金額につきましては、令和7年度におきまして、小学校児童は5万7,060円、中学校生徒は6万3千円となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

入学準備金の支給時期を早めていただけたようで、ありがとうございます。入学準備金は

どのぐらいの申請がありますか。

先ほどもお話ししましたが、中学校の入学準備にかかる費用は20万円を超えるので、入学準備金の金額では少ないよう感じますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

入学に必要となる学用品等に関する就学援助費の支給は、令和7年4月入学の児童生徒につきましては、令和6年度中に支給した児童生徒数が、小学校新1年生94人中で11人、中学校新1年生108人中14人となっております。このほか、令和7年度になってから申請をする児童生徒もおられます。

中学校の学校指定用品につきましては、制服等3年間使用できるものにかかる11万4千円から6千円のうち6万3千円を支給しております。

自転車費用につきましては、先ほどのとおりでございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。物価高の影響でつらい思いをされている家庭も多いと思いますので、是非検討していただきたいと思います。

では、次の項目です。修学旅行代金についてお伺いします。

物価高の影響は、修学旅行の費用にも及んでいます。例年の修学旅行の行き先は、小学校は三重県、中学校は長崎県と聞いています。中学校の修学旅行は今月既に終えていて、長崎県2泊3日で1人6万5千円ぐらいかかったようです。旅費に関しては、3年間保護者が積み立てたお金から出されるので、追加の支払いはありませんが、中学校の説明では、新幹線代やバス代がかなり高くなっていて、これ以上高騰するようなら、来年以降、修学旅行の行き先を長崎県から広島県に変更するなどの対策を考えないといけないかもしれないというお話をでした。

そこで、お伺いします。中学校の修学旅行の行き先を長崎県にしているのは、どういった目的があるのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中学校では、中学3年生の修学旅行について、長崎県を基本的な行き先としています。

その目的としましては、長崎の歴史を学ぶとともに、戦争と平和について考える態度を養うこと、また、平和セレモニーなどの学年全体での行動を通じて学年の絆を深めることなどにございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

長年、長崎県で楽しんでいた子供たちの恒例行事を、物価高の影響で行き先を変更するのは、少し寂しい気がします。ここに補助金を出して、行き先をそのまま長崎県にすることは難しいですか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

修学旅行などの旅行・集団宿泊的行事につきましては、学習指導要領において、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようすること」とされており、長崎県という特定の行き先や平和学習という目的に限らずとも、旅行・集団宿泊的行事の狙いを果たすことが可能であると考えます。

行き先を近くすることで、活動の時間を確保したり、移動費用を抑えるといった効果もありますので、学校において、教育的目的や必要となる費用などを踏まえた上で、修学旅行の行き先を決定すべきものと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。行き先はどこであれ、子供たちに平和教育が充実した修学旅行を経験してもらうために、是非配慮をお願いしたいと思います。

では、次の質間に移ります。

2番、農業被害の補助についてお伺いします。

鳥獣被害予防策についてお伺いしたいんですが、本町では鳥獣被害の予防に対しての補助

金があると思いますが、どのような制度ですか。また、どのぐらいの申請がありますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の鳥獣被害の予防・防護に対する補助事業といたしまして、農作物被害防止事業及びいちじく被害防止事業がございます。

この事業は、イノシシやムクドリ等の有害鳥獣による農作物の被害を未然に防止するため、農家の方が自ら行う防止対策に電気柵や防鳥ネットなどの資機材を購入する費用の2分の1を補助する制度でございます。

交付対象となるのは、町内の農地に所有権を有している方、または適法に設定された権利により現に農地を耕作している方で、直近の3年間の申請・交付件数、交付額の実績といたしましては、令和4年度は19件で補助額が62万2,842円、令和5年度は15件で補助額が56万3,026円、令和6年度は21件で補助額が99万747円となってございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

鳥獣被害予防策の申請がたくさんあるようで、住民の皆さんにも周知していただいているようで、よかったですなと思っています。

次の項目ですが、予防策についてはよく分かりました。最近、住民さんからイノシシやモグラについての被害の相談が寄せられています。場所は青崩、下河内、寛弘寺地区など広範囲にわたっています。特に去年と今年はモグラの被害に悩まされている住民さんが多いようです。田んぼや畑をモグラが掘りまくるために、田んぼの水は抜けてしまい、畑では農作物の根が駄目になってしまい、花も咲かず、育たなくなってしまっているようです。

特にひどいのは青崩地区の田んぼの被害です。イノシシとモグラによって掘られた結果、あぜ道が崩壊してしまい、田んぼの水が全て抜けてしまったそうです。これを業者に直してもらえば300万円から400万円ぐらいかかるそうです。

災害級の雨が降った場合には補助金が出ると聞いていますが、鳥獣被害による予防策以外の補助金はありますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

先ほどの予防・防護に対する補助以外にイノシシの捕獲及び埋設に対する補助といたしまして、本町鳥獣被害防止計画に基づいて行う有害鳥獣捕獲に要する経費について、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしまして、イノシシ1頭当たり、成獣7千円、幼獣1千円を本町鳥獣被害対策協議会から助成する事業を令和4年度から実施しております。

そのほか、イノシシの駆除につながる支援といたしまして、わな猟許可の取得・更新費用や箱わな賠償責任保険代の支援のほか、捕獲隊に対する箱わなの貸与や本町鳥獣被害防止計画の対象鳥獣であるアライグマなどの捕獲用の箱わなの貸出しを行ってございます。

モグラにつきましては、農業被害を引き起こす害獣として扱われることもございますが、狩猟鳥獣ではございませんので、モグラによる予防策や被害に対する補助金等は現在のところございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

今お伺いしましたイノシシの捕獲等に関する申請状況はどのようになっていますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

イノシシの捕獲及び埋設に対する補助といたしまして、河南町鳥獣被害対策協議会から交付されました金額は、令和4年度は80頭（成獣76頭・幼獣4頭）で53万6千円、令和5年度は43頭（成獣35頭・幼獣8頭）で25万3千円、令和6年度は131頭（成獣110頭・幼獣21頭）で79万1千円となってございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

鳥獣による多くの被害が出ているのが現状ですが、今後、予防策以外に農作物被害に対して補助金を出す予定はありますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

有害鳥獣対策につきましては、現在取り組んでいる防護に対する補助や捕獲に対する補助以外に、有害鳥獣が原因で農作物に被害があった場合に対する補助制度はございません。

また、町単独による新たな補助制度は、厳しい財政状況の中、困難な状況でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

現実問題として、町独自に補助金を出すのは難しいとは思います。

では、国や大阪府に対して農作物の鳥獣被害に対しての補助金についての要望はされますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

有害鳥獣対策につきましては、先ほどの防護対策や捕獲による個体数を減らすことで被害を未然に防止することが重要となります、議員仰せの被害状況を鑑み、今後もこのような被害が拡大してくるようであれば、農作物及び農地の被害等に対する補助・助成について、国・府へ要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。せっかく育てた農作物が鳥獣によって多大な被害を受け、補助もしてもらえないのであれば、もう田んぼも畑も続けていけないと、嘆きの声も住民さんから届いています。今後もしっかりと国に要望していただいて、自然豊かな河南町の田畠を守っていただきたいと思います。

では、次の質間に移ります。

3番、子どもショートステイについてお伺いします。

最近、福祉サービス事業で短期入所施設事業をされている事業者さんが近隣の市町村でも

増えてきているようです。その中でも幼い子供でも預けられる施設は少ないようです。ショートステイを利用できる子供は、基本的には支援が必要な子供とされていて、事前契約が必要ですが、緊急時には支援が必要ではない子供も預かってもらうことが可能です。24時間体制で受付されています。

ただ、緊急時には、河南町と事業所との委託契約が必要です。お隣の太子町では、千早赤阪村にある子供をメインに預かってくれる事業所と委託契約を結んでいて、必要時に役場から事業所に連絡が入り、いずれも受入れ可能な状態になっているようです。

緊急時とは、具体的には、保護者が入院してしまい家庭での養育が困難な場合、また、家庭内で虐待、ネグレクトの危険性がある場合に、役場の判断で事業所に連絡が入り、ショートステイを利用することになるようです。千早赤阪村にあるショートステイ事業所では、保護者の方の病気や出産、冠婚葬祭、出張などの理由により、家庭における療育が困難な場合や、レスパイトケアの役割も担われています。

本町では、緊急でショートステイが必要な子供さんがおられる場合、どのような対応をされていますか。また、委託契約を結んでいる事業所はありますか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業につきましては、保護者が疾病、疲労その他身体上もしくは精神上または環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、実施施設において養育・保護を行うものとして実施しております。

実施施設といたしましては、児童養護施設の羽曳野荘及び高鷲学園、母子生活支援施設の四天王寺悲田院太子乃園の3施設と契約しております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

その委託契約を結んでいる3事業所では、緊急時の受入れをきちんとしてくれている状態ですか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

現在、委託契約機関の施設は緊急時の受入れをしていただいております。

なお、他市町村とも契約をされており、各施設の定員もありますので、空きがなかった場合、利用できない場合もございます。

昨年度は、延べ19日の利用がありましたが、空きがなく利用できないといった事象はございませんでした。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

では、最後の質問になります。

現在の委託契約先が緊急時の受入れをしてくれる状態であれば問題ないと思いますが、事業所によっては人員不足などの理由で緊急の受入れが難しいこともあると聞いています。

そういうことを防ぐためにも、安心して預けられる事業所との委託契約も必要だと思います。今後、新たに委託契約をする予定はありますか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町においての利用状況からは、現在の委託契約機関で対応できておりますが、より近場で受け入れていただける施設の確保については検討が必要と考えております。

今後、他市町村の契約状況や受入れ可能な施設の情報収集を行い、新たに契約する施設の確保に取り組んでまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

是非検討していただいて、困っている保護者の方、子供たちを守っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤井議員の質問が終わりました。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○7番（中川 博）

議席ナンバー7番、公明党、中川博でございます。

通告書に従って一般質問を行います。

質問事項は、河南町三世代同居・近居支援補助金について、町道の道路補修について、将棋などを活用した学習について、帯状疱疹ワクチン接種助成について、子育て応援アプリについて、自治体職員についての6事項でございます。また、論点が明確になるように、質問は一問一答方式で行います。

初めに、元宮城県知事の浅野史郎さんの言葉、「断る理由は100ある。しかし、できる理屈を一つでも探しなさい」という言葉を紹介いたします。この言葉を受け止めていただき、町長及び答弁者におかれましては、町民のため積極的に前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1事項目、河南町三世代同居・近居支援補助金についてを伺いたいと思います。まず、この施策の趣旨について簡潔にお答えください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

三世代同居・近居支援事業ですが、Uターンによる定住を促進するとともに、子供を安心して産み育てる環境をつくることを目的に、三世代同居・近居支援として、住宅の取得、またはリフォームに対して補助を行うもので、平成28年度から事業を開始しております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

内容的には、定住促進と、そして安心して産み育てる環境づくりの2つだと思います。

次に、この施策の直近3年間の利用人数、金額、転入元などを、新築、リフォームに分けてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この制度の利用実績、過去の3年間分の状況でございますが、令和4年度は、住宅取得が11件、補助金額は1,100万円。町内で6件、富田林市1件、八尾市1件、堺市1件、松原市1件、藤井寺市1件の転入がございました。続いて、リフォームが6件、リフォームの補助金額は171万1千円。町内で5件、千早赤阪村から1件でございました。

令和5年度は、住宅取得が10件、補助金額は955万6千円。町内で7件、富田林市1件、東大阪市1件、堺市1件の転入がございました。続いて、リフォームが7件、補助金額は248万3千円、町内7件でございました。

令和6年度は、住宅取得が9件、補助金額は847万9千円。町内7件、羽曳野市2件でございました。続いて、リフォームが4件、補助金額は138万7千円。町内2件、大阪市1件、堺市1件。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

ありがとうございます。

今、答弁いただきました令和4年度で合計しまして1,271万1千円、令和5年度が1,203万9千円、令和6年度が986万6千円で、多くの大半の方が町内在住者というような答弁でございました。

それでは、およそ毎年合わせて1千万円前後の補助をしているこの施策の効果、乗数効果といいますか、つまり支出した金額より税収等で増えたなどの効果が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この事業は、平成28年度に事業を開始してから令和6年度末までの間、合計9年間になりますが、事業費の総額は1億3,113万円、定住促進者数346人、転入者数306人で、対象人数は合計652人でございました。

この事業による転出抑制や転入者の状況から税収増となった部分はございますが、サービスによる費用の支出額もあり、具体的に効果額を算出することは難しい状況でございます。

一定の効果はあったものとは考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

9年間で事業総額が1億3,113万円で、定住促進者が346人で、転入者が306人で、合計652人ということで、一定の効果はあったものというように答弁をいただきました。

それでは、補助対象者の条件をお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この事業の補助対象者につきましては、河南町三世代同居・近居支援補助金要綱の第3条第1項で次のとおり規定されております。

第1号、申請日において、親等が継続して3年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づく住民登録を行っていること）していること。

第2号、申請日において、子世帯の構成員の全員が補助の対象となった当該住宅に居住していること。

第3号、三世代世帯の構成員の全員が、納期限を到来している町税を完納している。ただし、義務教育終了前の子供は除く。

第4号、申請日において、過去三世代世帯の構成員の全員が、補助の対象となった住宅について、当該補助金の交付を受けていないこと。

第5号、三世代世帯の構成員の全員が、暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと。

また、第2項第1号で、継続して河南町外に居住した子世帯が、申請日までに住宅の取得またはリフォーム工事に伴い転入していること。

第2号で、継続して河南町内に居住している子世帯が、申請日において引き続き河南町内に居住している場合についても、補助対象者の要件に該当いたします。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

今、答弁いただきました最後の部分ですけれども、第3条第2項第2号、継続して河南町内に居住している子世帯が、引き続き河南町に居住するとの文言でございますけれども、この文言と、第1条、趣旨の部分ですけれども、先ほど一番初めに答弁いただきましたUターンによる定住を促進するという、Uターンによると限定されていると。その文言の関係性ですね、関係の説明をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この事業は、町内から一旦町外に転出した人が戻って来るUターン者を補助の対象としております。Uターンの方は、もともと町内在住であったことから、定住促進を図るこの事業の目的の対象として、町内で住み続ける方も対象としているものでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

この部分につきましては、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

まず、要点ですけれども、この一番初めの趣旨の文言に、もう合致しないのではないかと。例えば、子世帯が転出しないで、子供を安心して町内でというような文言が入れば、さっき申し上げました第3条第2項第2号の意味に合致すると思います。そしてまた、新たに子育てを河南町でということで、転入の促進ということで、こういう言葉が必要ではないかと思うのですけれども、また、親等が3年以上河南町内に居住しているとの補助対象者が明記されていることから考えれば、Uターンに限らず、IターンやJターンの子世帯も対象になるのではないかと考えます。実情に合った要綱の変更は必要ではないかと考えます。

要綱には法的効力はないものの、実際は要綱どおりの運用がなされており、その文言等は大事なことだと思いますので、回答をお願いしたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

要綱の文言につきましては、様々な表現の仕方があるとは思いますが、必要であれば、今

後、改正なども検討してまいります。

また、交付の対象者については、要綱や基準で細部を決めているので、個別に相談に応じているところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

また、相談とか、また今度、検討していただけるということで、よろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、6項目めですけれども、第2条第1項の定義ですね。その中には、その第2号に、子世帯の定義の中の最後の箇所ですけれども、この部分で、いずれも40歳未満の夫婦世帯をいうと、子世帯とはですね、ということがありますけれども、例えば、ご主人が40歳で奥様が29歳のご夫婦の場合、十分にお子様は授かる可能性もあると思うのですけれども、今回のこの要綱のこの定義の部分では該当しないと思いますけれども、なぜ該当しないのか。

この文言の「いずれも」という言葉を「いずれか」というように変更すればよいのではと考えますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この事業は、前の質問でも回答させていただいておりますが、若者の定住志向を高めるため、Uターンによる定住を促進するとともに、子供を安心して産み育てる環境をつくることを目的として制度を創設しております。

そのため、制度設計は若年層の定住をターゲットとし、年齢層において40歳未満を一定のラインとして定めたものでございますので、この基準で進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

この部分につきましては、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

それでは、今、答弁いただきましたけれども、若年齢層の移住をターゲットとし、年齢層において40歳未満を一定のラインとして定め、この基準を変えないというような答弁でござ

いました。

厚生労働省の初婚夫婦の年齢差につきましては、7歳以上の割合が10.5%というデータもあります。一定の年齢差はあるわけでございます。答弁では、夫婦どちらかが40歳以上の方は、逆にですね、移住のターゲットではないと。また、どちらかが40歳以上の夫婦は出産の見込みはないと、河南町が線引きしていることになります。

つまり、私が例に挙げさせていただきましたご主人が40歳、奥様が29歳のご夫婦は、果たしてこの移住のターゲットにはならないのでしょうか。また、ご主人が40歳、奥様が29歳の先ほどの例ですけれども、このご夫婦の場合、ご出産の見込みはないのでしょうか。私は十分にあるのではないかと考えます。

一定の基準は必要だと。それは分かるんですけれども、先ほど申し上げました厚生労働省の夫婦の年齢差のデータもあるわけです。一緒の年齢じゃないわけです。夫婦間では、やっぱり年齢差があるわけでございます。そのデータを考慮した上で、夫婦にとって重要なご出産については、町が画一的に決めるのではなく、もう少し幅を持たせて、先ほど提案しましたけれども、「いずれか」にすべきではないかと思います。

冒頭述べさせていただきましたけれども、元宮城県知事の浅野史郎さんの言葉、「断る理由は100ある。しかし、できる理屈を一つでも探しなさい」という言葉の意味をちょっと説明していただきまして、その上で、今回は町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

内容的には部長が答弁したとおりなんですけれども、あくまで、これは補助事業でございますので、補助事業の一定のルールを定めているという要件でございます。

ただ、いろんなデータがあって、そういうケース・バイ・ケースがいっぱいあると思うんですけれども、これについては、当然ながら、河南町で子育てをしていただくということ、そういうことを前提に、いろんな事業やっています。それは、やはりこども園に今のところ待機児童ゼロでやっているとか、第2子以降、保育料を0、1、2歳については無料をしていると。それから、あと、給食費も無料にしているとか、いろんな子育て施策をやっている中の一つの補助事業としてやっておりますので、これによって、そういう方々が当然河南町でというわけではございません。

ただ、事業を進めるに当たって、一定の補助の基準を設けているということですので、その中で補助を頂いていただく方は恩恵を受けていただくと。それ以外の方については、確かにそういうケースは存在するかも分かりませんけれども、いろんなほかの施策も含めて、総合的に判断して河南町を選んでいただけるような形で、今まで進めてきていると。こういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

町長、ありがとうございます。

もう少し前向きな答弁をいただけるかなと思って、期待していたんですけども、私が述べているのは、「いずれも」を「いずれか」にすればいいのではないかという提案なんです。ですから、町のそういう一定の基準から大きくはみ出して、今、提案というか、要望しているわけではないわけですので、一定のやっぱりそういう画一的な判断よりか、少し幅を持たせた基準というのを決めるべきではないかというような提案ですので、是非そこは今後ご検討いただきたいと思います。

決して、当初の目的から極端にはみ出したような提案をしているとは思いませんので、「いずれも」を「いずれか」にということでございますので、そこは是非ご配慮いただきたいと思います。

続きまして、第2事項目、町道の道路補修についての質問を行います。

1項目め、まず、令和5年10月策定の河南町舗装修繕計画の概要を教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町が管理する町道は369路線で、総延長約153キロメートルあり、その多くは道路が整備後約十数年を経過していることから、今後、ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、財政負担の増加が懸念されます。

このような状況の中、本町では、舗装の損傷度を把握するため、現地調査のほか、一部区間において測定車による路面の状況調査を行いました。その結果を基に道路の維持管理・修繕を計画的に行うことを目的として、安全で円滑な通行を確保するとともに、限られた財源

の中で効果的かつ効率的な修繕を図るため、費用の平準化を踏まえた河南町舗装修繕計画を平成25年度に策定いたしました。

令和5年度には、経年変化を踏まえ、主要な道路や市街地における生活道路のうち、大宝地区とさくら坂地区の約40キロメートルを対象としたとして、計画の見直しを行い、今後、概ね10年間における舗装修繕計画を策定いたしました。

現在は、この計画に基づき、計画的な舗装修繕に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

安井部長、ありがとうございます。

今、答弁の中にも出てきましたけれども、路面性状測定車（検定車）による路面の状況調査について、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

測定車による舗装の状況調査につきましては、国の舗装点検要領に準拠して行っており、一般財団法人土木研究センターが実施する性能確認試験に合格した路面性状測定車を用いて行っています。

路面性状測定車とは、路面の劣化や損傷状態を走行しながら測定できる特殊車両のことをいい、カメラやレーザーなどのセンサーを搭載し、走行中に路面を撮影したり、レーザーを照射したりし、路面のひび割れ率、わだち掘れ量、平たん性などを測定するものでございます。

測定された画像データについては、AIを用いたコンピューター解析によって数値化し、計画策定に役立ててございます。

路面性状測定車を用いた点検については、従来の人力による点検に比べ、点検時間を短縮したり交通規制を少なくするなど、高速かつ効率的に路面状態を把握できるだけでなく、客観性の高い指標に基づく計画策定が可能となるものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

続きまして、3項目めですけれども、河南町舗装修繕計画によりますと、検定車及び路面状況を把握した分類B（重要な路線）は、50ポイント以上、分類C（市街地における道路など）につきましては、40ポイント以上が対象とのことでございます。

そのことを押さえた上で、まずお聞きしたいと思いますけれども、さくら坂4丁目の町民の方から、かねてからご要望をいただいておりました。住宅が見て古い順からいえば、4丁目、1丁目、3丁目、2丁目の順ですけれども、4丁目の道路もかなり傷んでいるのに、なぜ修繕ができないのかというものです。町の回答は、住宅ができた順ではなく、傷み具合で優先順位を決めているとのことでしたので、私もそのように答えさせていただきましたけれども、その間も何人かの方から足を引っかけ転倒している等のお話も聞いております。もう数年も前からの話で、その都度、何度も要望しております。

そこで、質問ですけれども、分類Cさくら坂地区路線番号でいいますと6104番の真ん中の部分の200メートル、100ごとに区切っているらしいんですけども、調査が100、100、100、100という、その400メートル中の真ん中の200メートルの部分は、合計ポイントが57.3と61.4でございます。既に修繕済みの道路よりポイントは高いのに、なぜいまだに舗装修繕がなされていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

先ほどご説明させていただきました路面性状測定車を用いた路面性状調査結果に基づきまして、劣化状況を数値化し、令和6年度から令和15年度までの10年間における舗装修繕の優先順位を定めております。

劣化判定方法につきましては、延長約100メートルを一つの判定区間といたしまして劣化状況を数値化することにより、状況を可視化し、舗装修繕の優先順位を決めております。単に判定区間だけではなく、予算については各年度の費用の平準化を図りつつ、路線ごとや交差点間の一定規模での修繕を行ってございます。

したがいまして、場合によっては劣化状況の配点どおりにならないケースがございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ここはちょっと再質問させていただきたいと思います。

今、安井部長のほうからは、劣化状況の配点どおりにならないというようなことがありましたけれども、配点どおりにならないのであれば、何のための数値化の調査なのかということが、まず疑問です。

次に、今まで舗装修繕の起点から終点が一つの区切りとされているんですけれども、今までの舗装修繕の中で、途中で区切られている。途中まで修繕を行って残りは後ほどというような、そういう修繕はなかったのかどうか。私は、あったと思うんですね。そこがまずは疑問に思いますけれども、もう一つ大事な要素が抜けているのではないかと思います。

先ほど、住宅ができた順の話をいたしましたけれども、それはつまり入居の順にもなるわけでございます。高齢化率も要素に入れる必要があるのではないかと思います。私も、40代、50代の若かりしときには、つまずくことがなかった段差が、今では簡単につまずいてしまいます。入居が古いということは、つまり居住年数も長い。河南町にそれだけ長くお住まいいただいている。また、高齢化率も増加しているのではと考えます。このことを考慮していただいて、少しでも前倒しして補修・修繕をしていただけないのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今、議員仰せのように、舗装修繕計画につきましては、舗装の打ち始めた時期から順番に打ち直していくというものではなく、状況に応じまして、悪くなつたところから測定して、その測定結果を基に直していくというのが基本でございます。

今回の場合、工事発注に関しましては、これまでから再生資材の活用などコスト縮減に努めてございますが、現在、労務費などの高騰、資材価格の高騰から、なかなか計画どおり進まないこともあるかも分かりませんが、できるだけこの計画に沿つた工事ができますよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

是非よろしくお願ひします。

やはり我々もだんだん高齢化なつたら、普通の道であったとしても、言うたら大したあれじゃないんですが、やっぱりつまづく場合もあるんですね。そういう意味では、かなりの年数も経過しておりますので、そこは少しでも早いそういう補修ができるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、3事項目ですけれども、将棋などを活用した学習について伺いたいと思います。

このような記事が目に入ってきました。「将棋学んだ子、進学塾生より好成績」との見出しがあり、記事には、将棋を学ぶと中学受験の突破力も身につくのではという仮説の下に、日本将棋連盟、進学塾大手のサピックスと東急が検証し、将棋を学んだ児童のほうが進学塾生よりもテストの平均点が高く、将棋が思考力を養うのに役立っているのではと期待を寄せたというような記事でございました。内容が分かれば、是非解説していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員も説明していただきましたが、記事によりますと、関東に住む小学生12名がプロ棋士から3か月間将棋を学んだ後、そのうち10人が塾生と同じ算数テストを受けました。将棋教室では、基本的な作戦や強い相手に勝つための戦略などを学び、先を読む力やルールに基づいて試行錯誤する力、正解がない問いを考える力を養うことを狙いとするところでございます。

実施されたテスト（150点満点）の結果では、思考力を問う難問や、ルールに従って着眼点を見つけ試行錯誤して回答を導き出す虫食い算などで、将棋教室生のほうが正解が多かつたとのことであります。

なお、将棋教室生は僅か10名と少ないため、あくまで参考データであり、今後の検証も必要との内容でございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

和田教・育部長、ありがとうございます。

2項目めですけれども、今回の検証は、今、和田部長からありましたように、塾生が約6,300人に対しまして将棋教室ラボの生徒は10人と極端に少ないので、あくまで参考にと記事でも言わされていました。

しかし、逆に、日頃から算数の思考問題に慣れている塾生に比べ、塾生は日頃からそういう訓練を行っていますけれども、それに比べ将棋教室生は、塾通いを経験していない子供もいて、訓練の機会もなく、テスト慣れもしていないのに、塾生の平均点が86.1点だったのに対しまして将棋教室生が96点で、平均点が約10点も高かったことに驚きを感じているとも、その記事では述べられておりました。

取りあえず、教育委員会として参考にされたほうがよいのではと思いますけれども、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

河南町教育委員会では、令和5年度の3学期に、近つ飛鳥小学校の3年生36名を対象に、「考える力を養う囲碁講座」として全10回の囲碁の学習を行い、事前と事後に非認知能力やプログラミング思考を問うC B Tのテストも行いました。

実施期間も短く、強い相関関係までは裏づけできませんでしたが、囲碁の学習を通して非認知能力やプログラミング思考の一定の向上は見られました。

教育委員会では、テスト等の結果ではかかる認知能力だけではなく、集中力や粘り強さ、進んで自分で考える姿勢などの非認知能力の向上も重視しております。その認知能力、非認知能力、双方併せた学力の向上に取り組んでいるところであります、今般の将棋の記事も参考とさせていただきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

ありがとうございます。是非参考にしていただきたいと思います。

河南町の子供さんが幸せな人生を送られるように、やはりそういう学習能力の向上というのは非常に大事な部分だと思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

それでは、4事項目。

○議長（浅岡正広）

すみません、中川議員の質問の途中ですが、ここで10分間の休憩を取らせてもらいます。

休 憩（午後2時06分）

~~~~~

再 開（午後2時15分）

○議長（浅岡正広）

途中になりましたが、休憩前に引き続き中川議員の質問に移ります。

中川議員。

○7番（中川 博）

それでは、4事項目、帯状疱疹ワクチン接種助成についての質問を行います。

帯状疱疹ワクチン定期接種による助成が始まりました。その中で、アメリカのスタンフォード大学医学部の研究チームがNatureに帯状疱疹ワクチンに認知症発症に予防効果がある旨の研究データを発表いたしました。内容が分かれば教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

帯状疱疹ワクチンにつきましては、近年の研究において、痛みを伴う発疹の予防だけでなく、認知症の発症を減少させる可能性があるという報道がされております。

議員仰せのNatureに掲載された内容につきましては、関連記事の内容を引用しますと、「2013年9月1日に、高齢者に対する帯状疱疹ワクチンの接種が開始されましたウェールズにおいて、帯状疱疹ワクチン接種開始の直後に80歳に達した接種対象者（接種群）と、ワクチン接種前に80歳に達した接種対象外の高齢者（対照群）を7年間追跡し、認知症の発症について比較されました。その結果、接種群では、対照群に比べて、追跡期間中に新たに認知症の診断を受ける確率が3.5%ポイント低いことが示されたということです。これは、接種群では、対照群と比較いたしまして、認知症の相対的なリスクが20%低下したことに相当とのことです。この効果は、教育レベルや糖尿病、心臓病、がんなどの慢性疾患など、認知症リスクに影響を与える因子を考慮した解析でも変わらず認められました。ただし、なぜ帯状疱疹ワクチンが認知症を予防するのかは明らかにはなっていない。今回の研究で検討された生ワクチンに対し、不活化ワクチンの認知症リスクへの影響は生ワクチンと異なる

可能性がある」と掲載されております。

令和7年4月から開始されました定期接種の対象である住民の皆様には、帯状疱疹の予防を目的に接種していただきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

渡辺部長、ありがとうございます。

今、お答えいただきましたけれども、認知症の予防というよりか、まずは帯状疱疹の予防ということを中心には当然のことなんですけれども、でも、また、このような記事がありました。ちょっと再質問させていただきたいと思います。

「認知症で行方不明者、死者491人」というものでございました。新聞記事ですけれども。警察庁によると、24年に自宅などから行方不明になった認知症やその疑いのある人は全国で1万8,121人、大半は1週間以内に発見され、491人が、残念ですけれども、お亡くなりになられたという状況で見つかったということでございます。

発見状況を分析したところ、77.8%が5キロ圏内で、約半数が1キロ以内と、ごく近くで、場所は、河川・河川敷が115人で最も多く、用水路・側溝が79人、山林が71人と続いておりました。どの場所も河南町には多くあり、非常に心配であります。

先ほどの研究データを帯状疱疹ワクチンの帯状疱疹予防の効果とは別に付加価値と捉えていただき、前向きに評価すべきではないかと思いますけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

先ほど答弁させていただきましたように、帯状疱疹ワクチンが認知症の効果を低減させる具体的な因果関係は、まだ分からぬということでございました。

本町といたしましては、認知症に対する取組といたしましては、認知症推進員の事業であったり、高齢者の徘徊SOS、あるいは認知症高齢者による損害賠償に関する助成制度といった形で、認知症に関する対策といたしましては、それぞれの施策を展開しております。

今、答弁しましたように、このワクチンが認知症の効果にどういった関係があるかというのは、まだはつきり分かっていないということですが、その辺はまた研究してまいりたいと

は思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

渡辺すこやか生活部長、ありがとうございます。急な質問で、よく答えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、2項目めですけれども、認知症予防は、河南町にとりましても重要な関心事であります。帯状疱疹ワクチンが65歳未満の若年性認知症にも効果があるとすれば、可能性ですけれども、プラス材料になります。また、帯状疱疹ワクチンの年齢制限も、18歳以上の方が受けることができるようになりました。

また、2025年5月13日のデータによりますと、674の自治体が50歳から64歳までの任意接種を実施されているとのことです。全国自治体3分の1以上です。

特筆すべきことは、この4月から定期接種になったんですけれども、定期接種と同じように新たに任意接種として50歳からの接種を始められた自治体が61もあるということでございます。河南町として、それらを総合的に考え、対象年齢の拡充は考えられないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

帯状疱疹ワクチンの接種助成につきましては、令和7年4月からの定期接種化に伴い、現在、富田林医師会管内では、国の制度設計どおり、5年間の経過措置といたしまして、主に65歳から100歳までの5歳刻みの方と、今年度に限り、100歳以上の方全員を対象に開始いたしました。

大阪府内では、松原市が、国の制度設計の対象者に加えて、任意接種の助成を50歳、55歳、60歳を対象として実施しております。

対象年齢の拡充につきましては、国や富田林医師会管内4市町村や、ほかの自治体の動向を注視し、研究してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

3項目めですけれども、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課の資料によりますと、国内における大規模調査のいずれにおきましても、罹患者数は50歳代から増加し、70歳代がピークになるとのことでございます。

大阪府下でも、いろいろな取組をされている自治体がございます。例えば、今、渡辺部長から紹介がありました松原市におきましては、接種年齢を50歳から国の定期接種と同じ助成を行っております。また、四條畷市は、接種年齢は定期接種と同じ65歳からと変わりませんけれども、接種費をシングリックス、不活化ワクチンですけれども、河南町は1万円ですけれども、四條畷市は1回5,400円、ビケンは、河南町は3千円ですけれども、四條畷市、生ワクチンのほうですけれども、2,100円と非常に低額で接種できます。

河南町としましても、もし財源的な問題があるとすれば、町助成分のみの補助をするなどの方法を工夫していただき、50歳からの接種など何らかの独自の取組は考えられないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

現在実施しております帯状疱疹ワクチン接種の補助につきましては、自己負担が接種費用の半額以下となるように町が助成し、生ワクチンが3千円、不活化ワクチンは、2回接種が必要ですので、1回につき1万円で合計2万円の自己負担で接種していただけるようになっております。

帯状疱疹のような予防接種法に基づくB類疾病に係る定期予防接種は、主に個人の発病またはその重症化を防止する観点から行うものであり、対象者本人が希望する場合に接種されるもので、富田林医師会管内関係機関と調整の上、自己負担額を決定しております。

補助に対する工夫につきましても、国や富田林医師会管内4市町村や、ほかの自治体の動向を注視し、研究してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

ありがとうございます。

ただ、今おっしゃられました富田林医師会管内の4市町村の中には、当然、河南町も入っ

ていますので、河南町が議論をリードしてもいいわけでございますので、何も受けということじゃなしに、リードしていただきたいと思いますので、是非よろしくお願ひします。そしたら、4市町村が足並みをそろえるということも逆に考えられるわけでございますので、そこは是非よろしくお願ひしたいなと思います。

次の5事項目ですけれども、子育て応援アプリについて伺いたいと思います。

まず、富田林市が、子育て世代に役立ててもらおうと「子育てアプリTonTon」の配信を始めたという記事が目に飛び込んでまいりました。なぜかといえば、私も過去の一般質問で、自治体アプリを検討・推進していただき、河南町における子育て支援事業に生かしていただきたい旨の質問をしていたからでございます。そのときの答弁は、パソコンがなくても最新の子育て情報をいつでもチェックできることは、スマホとかですね、子育て支援情報を効果的に発信できるものだと思います。しかしながら、当時ですけれども、導入に1,150万円かかり、維持管理にも年間400万円が必要で、費用対効果等も勘案し、今後研究していくという、まずは答弁でございました。

そのときの一番の問題点は、そのように必要性は感じていただきながらも、経費の問題、財源的な問題でございました。

しかし、今回、子育てアプリの件を富田林市に、どれぐらいかかるのかとお聞きしますと、初期費用は2万6,400円。先ほど、何年か前は1,150万円という回答でしたけれども、2万6,400円で、維持管理費用が年間59万4千円。つまり、一月5万円弱でございます。先ほどは、維持管理年間400万円という回答でしたけれども、そして、当時も必要性を訴え私はさらに質問を続けた。最終的な答弁の回答は、子育てアプリの有効性は十分把握しておるのでですが、議員仰せのことも踏まえて研究してまいりたいと考えているというような答弁で締めくくっていただきました。

そういうことを考えたときに、経費等の件も含めて、研究にもう既に数年、10年近くなつておるわけでございますから、十分な年月をかけられておられると思いますので、もうそろそろ結論を出していただけないのか、ご見解をお聞きいたしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

子育てアプリの活用についてでございますが、町では、これまで大阪府内市町村の子育てアプリ導入について状況把握に努めてまいりました。議員仰せのとおり、近隣では富田林市

でも本年度の4月から子育てアプリの配信を始められております。

一方、過去の一般質問で費用等についてご答弁申し上げました世田谷区では、現在では多くの人がLINEを利用し、区民との接点も多く、より多くの利用が期待できることから、LINEの活用に切り替えられております。

本町では、現在、子育てに関する情報を、河南町子育て応援ミニブックの配布や、広報、ホームページ、ポスター、チラシ等で発信しておりますが、町の公式LINEはお友達登録数も多く、機動的な情報発信に活用しております。今後は、この町の公式LINEを活用して情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

2項目めですけれども、実は、この子育てアプリに代わるものとして世田谷区のような公式LINEの発信の質問をしようと思っておったわけですけれども、既に和田部長のほうから河南町では公式LINEアプリを考えていきたいというような回答をいただきましたので、質問は省略しますけれども、この公式LINEの発信のほう、世田谷区では、子育てに必要な人に対しては子育て情報の発信が届くようにということで、そういうように的を絞った公式LINEの発信等を行っておられます。

そのことを今、和田部長のほうからおっしゃっていただいたと思いますし、和田部長も、私が言ってから、世田谷区の公式LINE、既に取っておられると思うんですけども、そのようにやっていただいておりますので、私も、この2項目めで質問しようとしておりました、河南町では公式LINEを使っていただいて、そういう子育て情報の発信を是非していただきたいということをお願いしようと思っておったわけなんですけれども、そういう回答でしたので、是非その辺はよろしくお願いしたいなと思います。

続きまして、6事項目ですけれども、自治体職員について伺いたいと思います。

近年、自治体職員は集まらなくなっています。全国的なデータですけれども、1999年度の採用試験の倍率は14.9倍でしたが、2022年度は5.2倍に減少しました。同時に、職員の離職者も増加しております。ある市のデータによりますと、2023年度の自己都合退職者が25人で、過去5年間で109人、職員の12%が離職したとのことでございました。

河南町の状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、本町の一般行政職の採用試験の倍率ですが、データで確認できる範囲でお答えさせていただきます。

平成18年度が10倍、本町単独で採用試験を実施しておりました最終年度の令和4年度が7.1倍、その後、3町村共同で実施しています直近の令和6年度が8倍となっております。

次に、本町の自己都合退職者の状況ですが、直近の令和6年度中の自己都合退職者は9人でございました。また、令和2年度から令和6年度までの5年間で31人が自己都合退職で離職しております。令和6年度の離職率は6.8%でございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、どうもありがとうございます。

現在は2町1村合同で採用を行っていると思います。先ほども答弁していただきましたけれども、様々な自治体で採用を工夫されておられます。

まず1つは、年齢制限を撤廃する。2つ目が、ジョブ型雇用をしておる。職務内容を具体化し、その業務遂行する人材をまずは採用していくというようなものでございます。3つ目が、U J Iターン採用。先ほど三世代同居・近居の話もしましたけれども、Uターン、Jターン、Iターンを採用して、移住・定住枠を設ける。河南町に移住していただける人は採用を優先的にすると。4番目が、S P I試験、簡単な適性試験だけにしたり、面接重視の方針を打ち出したり、また、5つ目ですけれども、インターンシップ募集をするなどでございます。

河南町では、合同採用以外に何か工夫をされておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

ここ数年、職員採用の状況は厳しくなってきているというのは、実感を持っております。

基本的には、3町村の合同採用試験で採用することとしております。その中では、年齢要件の緩和など、一定広げるなどの工夫を行っております。

この採用試験は、令和6年度採用から導入しているもので、従来、1次試験として実施し

ておりました基礎能力検査、事務能力検査を第3次試験に移行し、第1次試験は集団面接に切り替えるなど、より人物重視での選考方法としております。

また、町では採用までは至っておりませんが、デジタル職の採用に当たって、民間企業等の実務経験を要件とした専門性を重視した採用試験募集も行ったこともございます。

今後も、他団体の事例を参考にし、より多く優秀な人材を採用できるよう、試験方法については調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

多村部長、どうもありがとうございます。

それでは、3項目めですけれども、次に職員の離職について伺いたいと思います。

職員の前向きな離職は、逆に応援してあげるべきだと思います。前向きに、よりステータスの高い、そういう職場に移られることは、歓迎すべきことだと思いますけれども、逆に、職場環境が悪いなどの後ろ向きな離職、環境が悪いから、もうやむを得ず退職するんだというようなことは、対応すべきだと思います。

その一つに、スタッフプライド、昔で言うたら、会社で言うたら愛社精神とか、そういうことですけれども、の醸成があります。例えば、職員研修を活用して庁内のコミュニティの強化、また、研修の最後に森田町長も一緒に集合写真を、うれしいかどうかは分かりませんけれども、撮るなど、ワークショップにおいて職員同士の交流、たわいもないことかもしれませんのが、職場でよい思い出を多くつくることが大事でございます。

河南町として、何か対応されているのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

スタッフプライドとは、組織の一員として、仕事のやりがいを感じ、貢献しているという自覚を持つこと、組織の活動を支援し、よりよくするために貢献しようとする積極性、組織への愛着や所属意識を強く持つことなどを示すものと承知しております。

近年、職員の離職が目立つことは危機感を持っております。

職員のモチベーションの向上につながる研修やメンタルヘルス研修は毎年行っておりまます。職員のモチベーションアップや職務に対するやりがいの醸成につなげています。ほか

に、健康診断の際はストレスチェックなども行い、職員の健康状態の維持に努めているところでございます。

まず、管理職の意識改革を進めることも重要なことから、人材の確保・流出への対応、良好な職場環境の構築、職員のモチベーションの向上といったことをテーマとした管理職研修をこのほど開催したところでございます。この研修には、町長、副町長、教育長の特別職も参加されており、今後、各人が研修で得たことを職場内に浸透できるように努めてまいりたいと考えております。

今後、他自治体とも情報交換を図りながら、効果的な手法については取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

多村部長、ありがとうございました。

それでは、「断る理由は100ある。しかし、できる理屈を一つでも探しなさい」という言葉を最後に、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了しました。

一般質問2日目は、明日6月18日午前10時開きます。

本日はこれをもちまして散会とします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後2時40分散会

~~~~~


令和 7 年 6 月 18 日 (水)

令和 7 年河南町議会 6 月定例會議会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会

令和7年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和7年6月18日（水）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	佐々木	希 絵	2番	藤 野	裕 子
3番	高 田	伸 也	4番	ポーピ	三 恵
5番	藤 井	祥 代	6番	河 合	英 紀
7番	中 川	博	8番	大 門	晶 子
9番	力 武	清	10番	浅 岡	正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
防 災 監	谷 道 広
政 策 総 務 部 長	多 村 美 紀
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長	中 海 幹 男
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長	渡 辺 慶 啓
まち創造部 長	安 井 啓 悅
まち創造部 理事	久保田 篤
政策総務部副理事（秘書広報官）	森 口 龍 也
政策総務部副理事兼自治防災課長	藤 木 幹 史
政策総務部副理事兼選舉管理委員会事務局長	田 中 啓 之
政策総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
政策総務部副理事兼契約検査室長	岩 根 有津佐
政策総務部副理事兼まち創造部副理事	金 道 純 一
すこやか生活部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	中 筋 美 枝
すこやか生活部保険年金課長	桶 本 和 正
すこやか生活部副理事兼税務課長	辻 元 哲 夫

すこやか生活部高齢障がい福祉課長 安 達 信 介
すこやか生活部健康づくり推進課長 山 田 恵
まち創造部地域整備課長 藤 本 雄 介
まち創造部副理事兼農林商工観光課長農業委員会事務局長 森 弘 樹
まち創造部副理事兼都市環境課長 池 添 謙 司
(出 納 室)
会計管理者兼出納室長 北 野 朋 子
(教育委員会事務局)
教・育 部 長 和 田 信 一
教・育 部 教育課 長 藤 井 康 裕
教・育 部副理事兼こども1ばん課長 渡 辺 恵 子
教・育 部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長 木 矢 哲 也
教・育 部学校給食センター所長 浅 井 明 郎
議会事務局職員出席者
理 事 兼 事 務 局 長 大 門 晃
課長補佐兼庶務係長 吉 田 高 朋
会議録署名議員
9番 力 武 清
1番 佐々木 希 絵
議 事 日 程 別紙のとおり
本日の会議に付した事件
日程第1

令和7年河南町議会 6月定例会議

令和7年6月18日（水）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1 一般質問（2日目） 148

（個人質問）

8番	大門	晶子	議員	148
9番	力武	清	議員	169
1番	佐々木	希絵	議員	184
2番	藤野	裕子	議員	204

~~~~~

## 議事の経過

~~~~~

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット708、令和7年6月18日、6月定例会議一般質問（2日目）に送信しています。ご確認ください。

日程第1 一般質問2日目に入ります。

では、個人質問を行います。

本日の質問者は、大門議員、力武議員、佐々木議員、藤野議員、以上の順で発言を許します。

最初に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○8番（大門晶子）

議席番号8番、大門晶子です。ただいまより一般質問を行います。

今回は、通学の安全対策とスクールバスの課題で、子供たちの安全と権利をどう守るのかと題して、1事項9項目の質問をいたします。この質問は、中学校のバス通学の相談があつたことがきっかけとなっていますので、それをお含みいただき、ご答弁よろしくお願ひいたします。

さて、本年5月に大阪市西成区で下校中の児童7人が車にはねられたのを皮切りに、福岡県筑紫野市でも同様の事故が起き、兵庫県小野市では小学1年生が運転していた自転車で相手方は重傷、愛知県扶桑町でも車と衝突し男子児童が死亡、また、西宮市では下り坂で中2の男子生徒が転んで重体と、連日、命に関わるような事故が報じられる中、登下校時の安全

確保に対する効果的な対策として、国が推奨しているのがスクールバスの導入であります。

国が推奨することになった背景には、令和3年に千葉県八街市で下校途中の児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷する事故が起きたことや、平成17年に広島市などで発生した犯罪事案を受け、通学路の安全確保が課題となり、文科省は、令和6年に通学路における交通安全の確保の徹底周知案内やスクールバスの活用状況調査も実施され、結果は、バスが導入されても利用している生徒は少数で、小中学生の約1.7%にすぎないなどの取りまとめが公表されています。

本町の場合は、学校の統廃合により、遠距離通学の解消と安全確保のためにバスを導入されたと理解しているのでありますが、では、各学校で運行しているスクールバスの台数、加えて、小中学校で設定しているルートごとの利用者数はどうなっているのかお示しください。

○議長（浅岡正広）

和田教・育部長。

○教・育部長（和田信一）

本町のスクールバスは、近つ飛鳥小学校がバス4台、かなん桜小学校がバス7台で運行しており、町立中学校の生徒は、かなん桜小学校のバスに同乗しています。

ルートごとの利用者数につきましては、近つ飛鳥小学校が山城で乗り降りする1号車が19人、一須賀で乗り降りする2・3号車がそれぞれ24人と23人、東山で乗り降りする4号車が17人、かなん桜小学校が平石、加納、中央公民館等で乗り降りする1号車が26人、持尾、白木、長坂等で乗り降りする2号車が23人、鈴美台1丁目、3丁目で乗り降りする3号車が27人、馬谷、中村等で乗り降りする4号車が27人、芹生谷、道の駅等で乗り降りする5号車が23人、寛弘寺、中村公園等で乗り降りする6号車が23人、出屋敷、五軒家等で乗り降りする7号車が24人となっております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

ルートごとの利用者数をお示しいただきましたが、実は、中学校の通学にバス利用を認めてほしいとの要望があり、現課に相談させていただいたのですが、国庫補助や運営費の交付税措置で示されているキロ数を根拠に乗車は無理との返事が返っていました。本町の運行規程は、キロ数を根拠に乗車できる地区を指定していますので、児童生徒全体の安全確保という観点から見た場合、国の方向性とは若干異なるようにも感じています。

埼玉県川口市や桶川町で女子中学生への付きまといや痴漢騒ぎも起きるなど、通学路の安全対策もさま変わりしていますので、乗車の可否を返答する場合は、納得を得られるように相談者に理解をしてもらえる理由を提示する必要があると思うのであります、それについてのお考えをお示しください。

加えて、運行管理規程の第4条関係別表の変更は、教育総務課の所管となっていますので、小学校の乗車基準を国庫補助の対象基準である4kmから2km以上に変更された理由は何か、変更理由と許可地区は全て乗車基準2km以上に即応をしているのかもお示しください。さらに、中学校の基準の6kmは公表されていないので、公表していない理由も教えてください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員仰せのとおり、様々な相談を受けたときには、相談者に理解していただけるよう対応することが大切であると考えております。

学校の設置につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担法に関する法律施行令において、適正な学校規模の条件として、通学距離が小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内であることと定められています。このことからスクールバスを運行する目安としては、小学校4km以上、中学校6km以上とすることが考えられますが、小学校の統合や通学の安全対策として、町では地区を基本的な単位として、小学校は原則片道通学距離が概ね2km以上の地区とするとしております。

学校統合により地区単位でのバス通学になっていることから、一部の地域において2km以内の地区も含まれております。中学校につきましては、遠距離の生徒は自転車通学が認められているほか、地形も考慮して、上河内地区、青崩地区、持尾地区でバス通学としていますので、距離は特に示しておりません。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

今、公表していない理由をお示しくださいましたが、では、距離を示していないのに、目安のキロ数だけで乗車の可否を決定されたのであれば遺憾であり、今回の私の質問の方向性としては根底から崩れてまいります。中学校の場合は特に距離は示していないというのであ

れば、言葉にそごがありますので、答弁は現在求めませんが、納得できないということは申し添えておきたいと思います。

では、中学校では持尾地区を指定しているのはどのような基準で判断されたのか、説明をお願いいたします。加えて、運行計画は平成31年度から平成35年度までの公表で、それ以降は公表していないので、その理由も教えてください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

持尾地区から中学校への通学方法は自転車通学となります。自転車通学は、距離だけなくアップダウンのある地形が負担となることから、小学校のスクールバスに同乗いただいております。

議員仰せの運行計画とは、第4回白木小学校・河内小学校・中村小学校統合委員会、総務部会資料のことであると思いますが、こちらは旧白木小学校、河内小学校、中村小学校の統合に関する資料ですので、概ね5年程度のスクールバス利用見込みとして、平成35年（令和5年）までの運行計画をお示ししたものです。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

では、2項目めの通学路の安全対策のほうに移るのであります、本年の中学校の入学式で印象に残った校長先生の言葉は、頑張って登校する、心と体をつくる、他人への思いやり、そして、子供の目線に立って相談に応じ十分な話し合いをするなどがありました。子供の目線に立って相談に応じるというのはとても大切だと思うのであります、平石地区の要望は、安全対策は平等に取り扱ってほしいということで、それに応じないのは何が障壁となっているのでしょうか。

言うまでもなく、自転車通学は雨や強風などはネックになり、道路に水があふれるような状況でも、本町では大雨特別警報または暴風特別警報、大雨警報、暴風警報などが発令されない限り休校にはならない上、山間部では土砂災害も起きています。数年前には、不慣れな自転車通学で転び、新入早々ズボンが破れた生徒や溝に落ちた子もいて、寺田の閑電の進入路は、町長や富田林警察も立会いの上、砂利道を整備し道路標示を施してもらいました。

では、許可しないと判断した平石地区は、府道704号竹内河南線を通るルートと馬ヶ背を

下る方法があるのでありますが、馬ヶ背には過去に通学用に設置した防犯灯があるので、ここを通学路と指定しているのなら、通学経路の安全性を確認されたのか、新聞紙上やニュースサイトでは連日のように自転車事故を報じていますので、通学路の安全性をどう担保するのか、何か対策があるのであればお示しください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

平石地区から中学校に向かう主要な通学路としましては、府道704号線竹内河南線でふくふくドーム方向に進むルートと、馬ヶ背から町道寛弘寺竹ノ内線を通り白木地区方向に進むルートとなっております。

町では、児童生徒等が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るため、庁内関係部署や富田林警察署、富田林土木事務所と連携して、河南町通学路交通安全プログラムを策定し、同プログラムに基づき危険な箇所や対策を必要とする箇所を各小中学校に照会を行い、関係機関で合同点検を実施し、安全確保に努めています。

また、学校におきましても、自転車走行の交通ルールを守ることや、注意すべき点を交通安全教室などで指導に努めています。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

河南町通学路交通安全プログラムには、小学校の路線名で対策内容が公開されていますが、中学校に関する通学路についての対策は示されていませんでしたので、安全上、事故につながる可能性もあるのでお聞きしましたが、この質問をするに当たり、地域を見て回り危険性も現課に伝えましたが、そのことで小中学校に照会されたのであれば、小学校はバス通学ですし中学生の在校生はいない中で。合同点検を実施し安全確保に努めているというのは疑問でありますし、教育委員会としては問題はないという判断は、地区の思いや願いとは異なるということは指摘しておきたいと思います。

是非、安全確保に万全を尽くしていただくように、これはお願ひしておきます。

では、続いて、3項目めも通学上の安全の課題を掘り下げて質問いたします。

大阪府では、自転車の利用促進に関する取組について、平成28年に大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定されたのでありますが、では、制定する目的は何なの

か、お示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の目的につきましては、同条例第1条におきまして、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的とすると定められております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

大阪府議会の本年2月定例会の代表質問で自転車の安全対策を取り上げ、警察本部長の答弁で、大阪は2年連続でワーストワンの事故発生率ということが明らかになっており、今年の春の交通安全運動ではヘルメット着用と交通ルールの遵守などを呼びかけ、交通事故防止の徹底が図られたようあります。

生徒の自転車事故は、今年に入って、愛媛県松山市内の交差点で自転車走行中の中学生と軽自動車が衝突し、生徒は死亡。それ以後、丹波篠山市や多治見、桶川、高松、京都、福島、行橋、大津、仙台、松山、姫路市など数多くの自治体で、中学生の死亡や命に関わる事故が起き、熊本県菊陽町では、自転車に乗車中に坂道で転び意識不明の重体となっている子もいるようあります。

車と自転車の衝突事故が多いのですが、昨今、転倒などの単独事故も増えていて、2023年には全国で5,497件にも上り、交通事故総合分析センターの河口主任研究員は、単独のしかも軽傷の事故ばかりがこんなに増えるのは普通ではないとおっしゃっています。

では、本町の自転車事故の状況はどうなっているのか、道路で転ぶ生徒を何度も見かけたことがありますので、ここ数年の軽傷事故も含めて事故件数や事故内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

登下校における自転車事故につきまして、町立中学校から受けている報告は、令和4年度は6件、令和5年度は5件、令和6年度は2件、令和7年度は1件となっております。

事故内容につきましては、14件中、操作誤りや滑ったなどのケースが11件、車をよけようとバランスを崩したケースが1件、車との接触が2件となっております。車との接触ではいずれも打撲や擦過傷でしたが、さくら坂環状線や白木バイパスでの転倒では骨折等のケースもございました。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

お示しいただいた人数は報告があった分の累計なので、報告していない数を含めると、もう少し増えてくるというように私は思っています。小学校はバス通学だったのに中学校に入った途端に自転車通学となるので、背中に背負っているかばんは重く、さらにクラブ等に必要なグッズを入れた荷物も背負うので、バランスを崩した場合、お示しのように骨折事故を起こすなど、また、左側通行は車と接触するリスクや、歩道も可の場合は歩行者との接触リスクもあるのでお聞きいたしました。

では、次に、4項目めの講習内容の項目に移るのであります。対策を取るために状況を把握しておくことは重要で、大阪府警のホームページには府内の自転車関連事故発生状況の情報が掲載されており、令和6年度は8,641件の自転車事故が起き、中高生は①として、自転車利用や交通に関する経験が浅く、交通事故の危険性に対する認識が低い。②といたしまして、ルール、マナーに関する教育を受けてはいるものの、子供は自転車という車両を運転しているという意識や責任感が乏しく、実際の現場での行動に結びつきにくいということのようであります。

道路交通法の改正後、安全運転の講習が義務づけられていますが、中高生は交通ルールを理解する機会が少ないため学校における指導の充実が必要となっており、最近では、福岡県大野城市で、踏切で自転車を対象とした交通指導の取締りや、浜松市でも交通ルールを把握し安全に利用するための指導も行われているように、各地で深刻な問題となってきていることがうかがえます。

では、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の第8条に基づき、本町で実施されている安全講習の内容をお示しください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第8条では、小中学校等の長は児童生徒に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない旨が定められております。

本町では、各小中学校において、交通安全についての教育内容も含め安全教育に関する年間計画を策定しております。

具体的な取組としましては、中学校では、年度初めに自転車登校の生徒を対象に自転車の点検を実施しているほか、各小中学校において富田林警察の方をお招きして、信号についての説明や自転車の安全な乗り方、点検のポイントなどをお話ししたり、運動場に描いた模擬道路を使って歩行訓練を実施したりするなど、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教室を実施しており、交通ルールを守ることの大切さ、自転車乗車時のヘルメット着用の重要性、ながら運転による加害の危険性などについて、多くの児童生徒が考えるきっかけとなっております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

ご案内のように、本年4月8日に自転車通学を許可した生徒を対象に自転車の安全確認を行い、4月25日には全校生徒を対象に交通安全教室を実施し、交通ルールの理解と自転車の乗り方についての注意点やヘルメット着用の重要性を学び、ながら運転の危険性についても考えるきっかけとなったとホームページで紹介されていましたが、中高生が加害者になる事故も増加していることから、危険な違法行為は自転車事故の加害者にもなるということを理解させるための通学指導が行われているということでしたので、このような指導内容も本町では含まれているのかということが知りたかったのであります。

ご相談を受けて以降、特に自転車通学の様子を気にかけて見ているのでありますが、相変わらず今も道路の真ん中を並進走行で走る子やヘルメットの顎ひもを外したままの生徒もいます。自転車の事故で死亡原因は70.8%が頭部損傷と言われていますが、帰宅後の外出は、ヘルメットは着用していません。もちろん帰宅後の行動は親の責任だとしても、中高生という年代はスリリングなことに挑戦し、親の注意も聞かず、やきもきさせがあるので、この年代の特性を知る先生方に適切な指導をお願いしたいのであります。

退任された元議員の質問の答弁には、交通ルールの教育及び指導にしっかりと取り組んでいるとありますので、交通安全教室以外ではどのようにご指導くださっているのか、指導内容

をお聞かせください。加えて、本町では、令和8年6月で終了予定の自転車用ヘルメットの購入費用の一部補助も行われていますので、高校生の申請状況もお伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

私からは、指導内容についてお答えさせていただきます。

中学校におきましては、月に1回程度、校区内巡回を教員が行い、通学路の各所で教員が生徒の登下校の様子を見守り、自転車の安全運転についての指導などを行っております。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

私のほうから、町が助成しておりますヘルメットの件についてお答えさせていただきます。

本町では、令和6年8月から自転車用ヘルメット購入費用に対する助成を開始しております。ヘルメット購入費用の2分の1、上限が2千円でございますが、助成させていただいております。これまでの助成件数ですが18件助成決定しており、このうち高校生相当の方の申請は2件でございました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

指導内容をお聞きしましたが、では、学校で対応を取ってくださっているにもかかわらず、生徒はなぜ道路標識や交通ルールを守らないのでしょうか。高校生はヘルメットもかぶらず通学をしていますので、申請数は2件ということなので、その安全性も高めないといけないというふうに思っているのでありますが、全てではないにしても、交通安全の重要性を認識していない子があまりにも多いように思います。

文部科学省のホームページには、生きる力を育む学校での安全教育についての学校安全資料もアップされ、交通安全の領域では、安全教育や安全管理に役立てるための資料も公開され、安全教育は学校で行うということになっていることから、本町では、第3期河南町子ども・子育て支援事業計画、基本目標の3で、子供を交通事故から守るため、交通事故防止対策を推進するとあり、さらに、安全・安心に住めるまち、子育て教育のまちをまちづくりの

基本理念に盛り込んでいますので、表面化してきた自転車走行の安全課題の解決に向けて、学校でも取り組んでいただきたいのであります。

中高生の自転車事故による死傷者数を類型別に見ますと、圧倒的に多いのは出会い頭の事故で、見通しの悪い交差点や一時停止の標識の見落とし、安全確認をせずに交差点内に進入することが大半を占めるのは、これは本町も同じ状況で、数年前に元同僚議員も交通ルールを守るように教育してほしいと一般質問で要望されていましたが、教育関係者は、生徒の安全対策を意識して通学時の状況を見てくださっているのか、校門で出迎えてくださっているのは承知していますが、先生方は特に問題視されていないようにも感じますので、これで安全教育としては盤石なのか、地域で見守りする私たちの認識と乖離していないのか、確認をさせてください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

先ほど申し上げましたとおり、中学校において、交通安全についての教育内容も含め安全教育に関する年間計画を策定しており、交通安全教室の開催や指導だけでなく、登下校指導なども行っています。地域の皆様や警察などの関係機関との連携の下、皆様と同じくして生徒の安全の確保を図っております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

その後の取組を確認させてもらいましたが、学校では安全対策にかける時間も限られるとは思うのですが、自転車は車の仲間だと認識させ、周囲の安全も守れるように周知に努め、安全対策を進めてほしいのであります。

では、続いて、大阪府警が発表している自転車関連の事故の発生状況について伺います。

大阪の自転車関連事故の発生状況では、大阪府内で毎年8,000件以上の事故が発生していて、事故の3件に1件は自転車が関係する交通事故となっており、令和6年度の交通事故による中高生の死傷者数は1,439人で、そのうち自転車に乗用中の事故は1,022人で交通事故の約7割を占めています。また、事故が起きるのは中学生の場合、16時から18時の時間帯で本校の下校時刻と重なるのでありますが、教育委員会が編集、発行されている第3期河南町子ども・子育て支援事業計画や教育に関する事務の点検及び評価報告書には、学校・家庭・地

域の連携と安全で安心な学校づくりをうたっていますが、全国的にも自転車事故が目に見えて多くなっている状況の中で、その危機感を共有するなら、今後、具体的にどういうふうな目標を立てて危険回避をするのか、大阪府の事故の発生状況を受け、何かお考えがあるのならお示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

第3期河南町子ども・子育て支援事業計画では、「子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備」としまして、子供自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等の取組を掲げております。

教育に関する事務の点検及び評価報告書令和5年度実施分において、河南町教育の目標に関連して、重点課題に係る具体的な取組としまして、「学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり」の中で、スクールガードリーダーによる見守り活動、教職員の校区巡回指導、集団登校・下校の決まりの徹底を上げております。

大阪府の事故の発生状況を受け、特に自転車事故防止に向けて、引き続きスクールガードリーダーによる見守り活動、教職員の校区巡回指導、登下校の決まりの徹底といった取組により、児童生徒の安全確保を図ってまいります。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

児童生徒の安全確保を図っていただけるということですが、大阪府警によると、6月3日時点での府内の交通事故の死者数は50人で、前年同日比で3人増なっていると6月5日の朝日新聞に掲載されていましたが、事故は教育委員会の取組や地域と連携していても、それだけで防げるものでもなく、通学距離にも比例はしないであります。交通ルールを守っていても後遺障がいを伴うようなけがをした人は私の地区にも数人いて、その後遺症や不自由さは一生涯付き合うことになります。

役場は安全対策として信号機をつけ、道路区画線を引き、カーブミラーやガードレール等の整備や防犯カメラなどを設置するのですが、その場所で再び事故が起きたとしても行政が責任を問われることはありません。町職員や区長さんと連携し、交通安全デーで街頭

指導を実施し、青パトで啓発活動も行ってくださっていますが、唐突に起きる事故防止の対策はやっぱり難しいように思います。

子供は安全な社会で生きていく権利を有し、社会はその環境をつくっていく責任を有しているとしても、自治体ができるることは道路管理者としての責任に限られ、誰が児童を守るかについても、教職員も緊急時を除けば安全確保の責任はないはずなのであります。だから、地区役員や保護者は、安全対策の選択肢としてバスの乗車を求めているのであって、教育委員会の役割としては、関係者と話し合い、子供たちのためにどうすればいいか合意形成を図り、サポートをすることだと考えているのであります。

もちろんのこと、全ての中学生をバスで送迎することはかないませんので、バス通学においては一定のルールをつくり許可をしているというのは承知していますが、今後、この地区には毎年のように中学校に通う生徒がいることは、教育委員会も分かっているはずなのであります。だとしたら、まずは話し合いをすべきで、それを行わずに規則を優先させた理由は何なのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

河南町スクールバス運行規程におけるスクールバス運行の対象となる地区や考え方につきましては、既に述べさせていただいたとおりです。スクールバス運行についての一定のルールとして、平成26年度に同規程を策定して以来、学校統廃合のように児童生徒を取り巻く環境が変化した際には、運行対象地区を変更するなどの対応をしております。

同規程の第4条では、ただし、座席に余裕がある場合において、教育長が特に認める場合は、その運行経路を変更しない限りにおいて、対象地区区域外の児童等に利用させができるとしておりますので、この例外的な取扱いとして、議員ご指摘される地区は平石地区と思われますが、その時点において話し合いの場を設けることを検討したいと考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

話し合いの場を設けることを検討していただけるということですので、この件については、よろしくお願ひしておきたいと思います。

では、次に、6項目め、自転車通学の変化とカナちゃんバスの利用状況について伺います。

現状では、全体的に中学生の自転車通学が増えていると思うのであります、過去の答弁からは、自転車通学者は全体の80.8%となっていたので、では、現在は何人の生徒が自転車通学し、何%になっているのかもお示しください。また、カナちゃんバスの減便で中学生のバス利用はかなり減っているのであります、現在の利用者数や保護者の送迎人数が把握できているのであれば、お示しください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

町立中学校の生徒の自転車通学者数及びその割合は、令和5年度328人、80.8%に対して、令和7年度293人、81.8%となっております。また、バスの利用者数や保護者の送迎人数につきましては、把握はしておりません。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

雨天時でなくとも保護者による送迎が行われていますし、カナちゃんバスの利用は、雨天時や短縮授業、テスト中などは利用する生徒が大勢いて、平成28年の河南町総合教育会議の会議録には、保護者が送迎しなくてもいいようにカナちゃんバスは午前7時スタートに変更した云々の元町長の発言もあるのでありますが、金剛バスの廃止に伴い、カナちゃんバスの朝夕の便が減便したことと、自転車通学の割合が増えたことは関係があるのかということと、現在もカナちゃんバスを利用する生徒がいることから、保護者の送迎やバスの利用の選択肢は学校では黙認もしくは認めているということなのか、2点お伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

金剛バス廃止に伴うカナちゃんバスの朝夕の減便と自転車通学の割合が若干増えたこととの因果関係は、分かっておりません。保護者等に配付する河南中ガイドブックにおいて、バス通学も認めていることや保護者による車での送迎の留意点についてお知らせをしております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○ 8番（大門晶子）

最近では、市町村が運営するバスにスクールバスの機能を持たせて走らせている自治体も増えてきているようですが、現在、申出のある地区はスクールバスの乗車がかなわないのであれば、通学に必要なバスの時間帯にカナちゃんバスを走らせてほしいとの要望もあります。役場周辺にターミナルができるのであれば、将来に向けて広域路線バスと乗り継ぎが可能となるように、その解消に向けても早急に対策を講じてほしいということなので、そのあたりも考慮し町長部局と協議されたのか、もしくは今後、検討していただける予定はあるのかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中学校の登下校につきましては、原則徒歩とした上で一部自転車通学を許可し、バス通学や保護者送迎も可としております。

今後、町長部局と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○ 8番（大門晶子）

全体人数は減っているのですが、293人、81.8%の生徒が自転車通学をしていますので、安全面を考慮するなら、是非とも町長部局との協議をよろしくお願ひしておきたいと思います。

では、次の7項目めの質問は、登下校のスクールバスの活用の際の財源について伺います。全国で登下校中の児童生徒等の事故が続く中で、文科省は平成25年に、通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組を取りまとめるために、市町村を対象にアンケート調査が実施されたようで、調査結果を受け、文科省、国交省、警察庁が連携して取りまとめた資料には、市町村単位での推進体制の取組の3、児童生徒の通学手段の検討の①の項目で、スクールバスの活用が上げられています。理由としては、人口減少が進む中、地域生活圏の在り方が変化し、こうした状況を踏まえ、通学路の設定だけでなく、通学手段の在り方も各地域の実情に合わせて児童生徒の安全について定期的に検討することが重要となっているとのことでありました。

令和3年度には、全国の公立小学校の17.4%、中学校の17.7%においてスクールバスが導

入され、通学路の安全確保の手段として導入する事例も見られることから、スクールバスの購入等の経費については国の補助が行われ、また、市区町村が運行するスクールバスの維持運営費についても、地方財政措置を講じているとあります。

では、本町の令和5年度の決算書には、教育費で車両リース負担金、小学校費でスクールバス運行管理業務委託料が計上され、車両はリースで、運行業務は業者委託をしているのでありますが、この財源は、文科省の公立小・中学校の統合に係る助成などの通知にある、へき地児童生徒援助費などの補助対象となっているのかということをお示しください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

遠距離通学費等に関する国庫補助金としましては、へき地児童生徒援助費等補助金が措置されており、学校統合に伴う遠距離通学児童生徒に対して市町村が負担した委託料等が5年間対象となります。小学校までの通学距離が4km以上という補助要件がありますので、かなん桜小学校区の一部の児童に係る経費が対象となっております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の第4条には、小学校は4km以内、中学校は6km以内のキロ数の定めがあるのでお聞きしましたが、対象はかなん桜小学校の一部の経費だけなら拒否する根拠にならず、中学校は要件外なので要望を聞いてあげてほしいのであります。

では、要望に応じてバス乗車を受け入れるにしても、財政的な課題もある中で、優先順位もあり全体最適化を目指さなくてはならない行政としては、当然、現状を変更するには財源も必要になってくるというのは承知していますので、その際生じる負担額はどの程度なのか、また、通学時間帯にカナちゃんバス、やまなみタクシーの増便を走らせるとした場合の負担額も把握しておきたいので、お伺いしておきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

交通に関する全体的な考え方、また、財政負担のご質問でありますので、私のほうからお

答えさせていただきます。

河南町内で運行しております地域公共交通としましては、町内を循環しているカナちゃんバス、やまなみタクシーのほか、今回、質問の趣旨となっている小学校のスクールバス、社会福祉協議会が行っています福祉有償運送などがございます。金剛バス廃止に伴いまして、現在は金剛ふるさとバスとして運営しております4市町村協議会のバス交通を維持することを最優先課題として取り組み、北部・南部ルートのカナちゃんバスを朝夕に減便した関係から、ご利用の皆様にはご不便をおかけしておりますことは、議員の皆様もご理解いただいているところでございます。

スクールバスも含めて交通問題に相当の経費がかかっていることを考えますと、住民の皆様のご要望をどのようにして対応していくかが、非常に難しい問題であると認識しております。スクールバスも含めて、今後の地域公共交通は、利便性向上のため必要に応じ改善しなければならないと考えておりますが、サービスの向上と効率的な運営のみならず、財政負担の面からも検討していかなければなりません。個々の条件等を勘案してシミュレーションしないと、財政負担が必要なのかについてお答えできる段階ではございません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

部長の説明から、財政負担額については検討が必要ということは理解いたしました。

では、続いて、8項目めの先例主義について伺います。

これまでの教育委員会とのやり取りから、バスに乗せられない事情は、過去に定めた規則にのっとる先例主義にあるというふうに感じています。先例によることは不測の事態を防止し、円滑な業務執行に資する面もあり、そのこと自体を否定するものではありませんが、時代の変遷とともに状況も変化し、過去に作成した規則が当時は最適と判断したものであっても、現在ではベストとは言い難いと感じることであります。したがって、その都度、現状の規則の妥当性を検証しなければ、時代にふさわしくない判断となる可能性もあるのではないかでしょうか。

今回の教育委員会の対応で感じるのは、過去に定めた規則を踏襲することによって、住民の願いとのずれを増幅する一面も否定できないし、規則があることで前向きに事を進められないとなつては、マジですごい河南町の充実した子育て支援を掲げる本町にとって、マイ

ナスイメージとなってしまうと思うのであります。

教育委員会は子供たちの安全のために仕事をするのが本意なら、通学路の安全・安心のためにボトムアップすることを前提に、まずは議論をしてほしいのであります、提示された結論は、通学路の安全性は問題視されていないように感じています。しかし、問題が顕在化すれば事故に遭う可能性やリスクも抱えてしましますので、だから、子供の視点に立って課題と向き合い、保護者の立場や地域の思いに理解を示し、気遣う気持ちを持ってほしいのであります。

人口が減少し、子供の数が減っているならなおさらで、大事なのは、本町が子育て支援を推奨する施策の中身で何をやるかが問われていると思っています。本町では3世代同居・近居の支援をしているのですが、本町に定住・移住してくださった次世代の住人にとって、ここでの暮らしも将来的に魅力がなければ他地区への移住も考え、本町に定着してくれなくなるおそれもあるのであります。

そういう意味でも、不都合が生じないように未来志向に向けて安定させていくことが求められると思うのですが、このことも含めて町長部局と協議を進めてほしいのであります、その予定はあるのか伺っておきます。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

河南町スクールバス運行規程におけるスクールバス運行の対象となる地区や考え方につきましては、既に述べさせていただいたとおりでございます。スクールバス運行についての一定のルールとしまして、平成26年度に同規程を策定して以来、学校統廃合のように児童生徒を取り巻く環境が変化した際には、運行対象地区を変更するなどの対応をしております。

また、町の公共交通体系の中におけるスクールバスの在り方などにつきましては、町長部局と協議をしていくことも必要と考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

町長部局と協議をしていくことも必要とのお考えをお示しいただきましたので、この件についてはよろしくお願ひしておきます。

次に、9項目めの子供の声を尊重する社会をというテーマに移るのであります、相談者

に結論を示す前に、まずは、問題点をきちんと検証するということをしないといけないと思っています。安全性という実態から乖離した数字を根拠にするよりも、みんなが守れる程度の穏やかな規制をかけつつ、安全性を確保するバランスが重要で、現状の規制を押しつけるのではなく、選択肢を与えてほしいという願いに耳を傾けてほしいのであります。教育委員会はそのために仕事をし、存在するのではないかと考えています。

私が今回ここまで言及するのは、横断中に交通事故に遭った経験があるからで、子供たちの命と向き合う姿勢がない対応は、私自身も受け入れ難いのであります。

そこで、最後の項目になりますが、次は、子供の声を尊重する社会を築こうと題して提案をしたいと思います。

2023年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、こども家庭庁が目指す社会は子供中心の社会をつくること。子供の権利を守り、子供にとって重要な課題を支援することがその目的だと理解するなら、そのような地域社会を形成するために子供の声をいかに尊重しているかが問われます。

今回、取り上げた問題は、不安軽減などの地区も平等にという思いとは別の場で通学方法が定められていて、意図と反した結果になっていることがあります。通学方法に関しては、入学説明会などで説明されるのであります。その場合、決まった規則にのっとり説明するだけで、保護者や子供の声を聞く機会は設けていません。

公園で球技は禁止、バスケやスノボで遊びたいと思っても、そのような場所もなく、帰宅後は公園の片隅に集まって遊ぶしかない子供たちは、通学路の危険性を感じたとしても自ら言葉を発しないし、自分の意思を伝えない子供たちになっています。子供の利益を優先し、子供が大人に従う存在ではなく、一人一人の意見が尊重されることが当たり前の社会になることで子育てはすごい河南町と言えるのであって、実施されている同居・近居などの施策も功を奏し、子供たちに優しい河南町がつくられていくはずなのであります。

子供自身が小さい頃から自分の権利を知り、自分の意思が大切にされることを経験することで権利教育が始まると考えるなら、子供の安全課題などの地区も保護を必要としているため、区別をされず、利益が優先される子供特有の権利が加わってこそ、子供全体の権利が守られると考えるのであります。子育てをするなら河南町をさらに進めるために、そのような本質を職員が理解し、諸課題の解決に向けて検討してほしいので、ここは教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

それでは、お答えさせていただきます。

こども基本法の理念は、我々子供に関わる者にとって常に肝に銘じなければならない、そういう思っております。河南町教育大綱においても基本理念としております。教育現場においても自ら考え、その考えを相手に伝えていくこと、そのことの大切さを子供たちに教えておりまし、子供たちの声を聞くことの大切さも教員には伝えております。事務局にあってもそれは同じことだと考えておりますし、当然そのことはご家庭においても同じことだと思っております。

河南町では子供目線で「こども1ばん」というこども基本法の「こどもまんなか」に通ずる理念を大切にしておりますので、社会の中で生きる、他者と共生する、自分の声の大切さと同様に自分とは考えの違う誰かの声も大事にする、そうしたことができる子供たちの成長を育んでいきたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

教育長のお考えをお伺いいたしました。

子供の意見の反映については、改正児童福祉法第2条では、努力義務なので、厳しい見方をするなら、本町では政策反映に生かし切れていないと感じます。

以前、教育長と子ども条例についてもお話ししたことがあるのですが、新しく成立したこども基本法では、子供の意見反映に関する考え方を変化させていて、こども基本法の第11条、意見の反映では、「こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」というふうに書かれています。

本町で住まいしている人々にとって、暮らしやすい地域をつくることで心地よさを感じることができるのなら、いろんな施策も盤石なものになってくると思うのですが、もちろんのこと、教育委員会には教育委員会としてのご見解もあり、全体最適化を考えたとき、ある程度の枠は必要というのは理解しているつもりであります。それなら規定を重んじ、できない理由を探すより、できる方法を探って結論を導き出し、誰もが納得できる答えを提示してほしいのであります。

何を大切にし、どんな未来をつくるのかについては、では、どうすればできるのか、再度、教育委員会としてのご見解をお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

河南町教育委員会では、先ほど教育長がご答弁されましたように、子供目線で「こども1ばん」、「こどもまんなか」という理念を大切にしながら、社会の中で生きる、他者と共生する、自分の声の大事さと同様に自分とは考えの違う誰かの声も大事にできる、こうした子供たちの成長を育んでいく。その実現に向けては、教育長が掲げる「KANAN BEAM」の「つながる」を踏まえて、子供たちの意見もできる限り取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

まとめとして、訳は分からぬけれども、先生が言うから、学校が判断したから、納得のいかない数字の曖昧さに疑問を感じても、恐らく異論はあってもこれを受け入れ、これまで正当化されてきたのであります。今年の春は次々起こる交通事故のニュースに心が痛み、通学路をテーマに地区長や保護者のご意見を伺い、地域を見て回り、通学路の安全対策を考えました。

「子育て・教育は河南町で」を目指し、子育て・教育環境の充実をはじめ、子育て世代への支援を積極的に推進していくために「KANAN BEAM」の理念を掲げ、「つなげていく・つながる」ということを意識することは、子供たちを中心に子供ファーストで課題を解決する一助となり得るので、教育長がお示しくださったこの精神を私は大いに期待し、賛同しています。

自転車のルール違反が重大事故につながるかもしれないという意識を持つことも重要で、改正道路交通法が施行され、来年4月から反則金制度も新設されることになるなら、なおのこと、規則を優先させるのではなく、その制度の中で、子供へのデメリットを最小にする工夫ができるような裁量権があれば、それも一つの選択肢になるので、検討してみる価値はあるというふうに考えました。

教育長や教育委員会に、こうした通学の安全対策等についての見解をお伺いしたのであり

ますが、町長も「安全・安心に住めるまち」「子育て・教育のまち」をまちづくりの基本理念に盛り込んで、安全・安心なまちづくりに努めていくというふうにお考えのようありますので、町長には、子供たちの登下校や高齢者の病院通いなどの朝夕の地域公共交通の充実をお願いしたいのですが、それも含め、町の安全・安心に向けた対策について、今後どのように展開していこうとお考えなのか、このテーマの総括として、最後に町長のご見解もお伺いしておきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。いろいろご質問いただきましてありがとうございます。

私は、「住みよいかなん みんなが輝くまちづくり」、これを念頭に「住みやすいまちへ」それから「子育て・教育のまちへ」、「まちの魅力、創造のまちへ」、「住民サービスと行財政改革を推進するまちへ」、こういう4つを目指して施策展開を進めると、こういうふうにしております。

その中で、子供の安全対策、それから交通の問題というのを非常に大切だというふうに思っております。「子育て・教育のまち」、それから「こども1ばん」の真ん中社会をつくるという実現には、当然ながら登下校の安全対策だけでなく、いろいろな視点から考える必要があること、「安全・安心に住めるまち」では、子供だけではなく高齢者を含めた全ての世代を対象として考えていかなければならぬと考えております。

交通の問題は、道路とか下水道といったインフラ整備と同様に、住民の皆さんのが安心して暮らせる重要なインフラであるというふうに考えております。インフラ整備でございますので、やはり重点的に考えていく必要があると思います。

今後、町全体としましては、こういう課題を踏まえて、あらゆる選択肢を考えながら住みよいまちづくり、住みやすい安全のまちづくりを目指してまいりたいと、このように思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員の質問が終わりました。

ここで11時15分まで休憩とします。

休 憇（午前11時03分）

~~~~~

再開（午前11時15分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○9番（力武清）

9番、日本共産党、力武清。今から一般質問させていただきます。議長の配慮、よろしくお願ひいたします。

では、1項目めから順に質問させていただきます。

1事項目は、公共施設の改善と備蓄品の充足について質問させていただきます。

1つは、災害に備えての蓄電池の設置についてであります。

毎年のように台風、豪雨による災害が全国各地で発生し、甚大な被害を起こしております。気候変動や地球温暖化の進行による異常気象による線状降水帯が発生しております。こうした自然災害の発生によって、避難生活を余儀なくされる人々もたくさん出ています。

今回の質問は、災害に備える取組の一環として、避難所に指定されている蓄電池の設置状況についてから質問させていただきます。

まず、現状の公共施設における蓄電池の設置状況はどうなっているのか。現在、設置されている蓄電池の能力的な面はどの程度なのかも、併せて答弁してください。また、避難所に指定されているところへの必要数はどう捉えているか、まず、最初に質問させていただきます。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

本町の公共施設のうち、非常用電源として蓄電池が備えられている施設は、役場庁舎及び農村環境改善センターです。農村環境改善センターの蓄電池は、太陽光発電パネルで発電した電気を蓄電しております。蓄電容量は20kWhで、夜間における1日分以上の電力量を蓄電することができます。また、役場の庁舎の蓄電池は、外部電源が途絶した場合に瞬時に非常用電灯を点灯させるため、また、同時に自家発電の起動を行うための電源でございます。

避難所に指定されている施設で蓄電池を設置している施設は、先ほど申し上げました農村

環境改善センターのみであることから、設置していない避難所について、開設している状況で停電等が発生した場合につきましては、町や地区で保有している発電機により対応することとしております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

今の答弁を受けて、避難を余儀なくされた場合の電気の必要性は言うまでもなく必要不可欠の課題だと捉えておりますが、答弁のあったところしか設置されていない状況では、不足していることが分かりました。

また、蓄電池を役場と農村環境改善センターの2か所に設置されていることなんすけれども、いざというときに使用できるように定期的な点検をやっていくようにお願いをしておきます。

町内31か所に指定された避難所がありますけれども、増設を計画的に進めるべきだと思いますが、検討していただきたいと思いますが、見解を示してください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

避難所への増設を計画的にすべきとのご意見ですが、電力の確保は、特に夜間の避難所の運営にとっては重要なものと認識しております。

農村環境改善センターは、高齢者等避難が発令された場合に最初に開設する避難所としており、優先度の高い避難所として電源を確保しておりますが、31か所の避難所全てに非常用電源——蓄電池等となります——を整備することは難しい状況です。

このような状況の中、本町では、国の補正予算に伴う新しい地方経済・生活環境創生交付金——地域防災緊急整備型になりますが——により、令和7年度においてポータブル蓄電池5台を購入する予定としております。他の避難所については、先ほど答弁いたしましたとおり、町や地区で保有している発電機により対応することとしております。

また、避難所に避難をされる際には、各ご家庭や地区ごとに懐中電灯や乾電池等の予備電源をご用意していただくようにお知らせしております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○ 9番（力武 清）

昨年正月に発生した能登半島の地震がありました。救援活動に参加された本町の職員の方からの報告を受けて、簡易トイレの必要性が言われておりましたが、それでトイレを追加する補正予算が昨年12月に組まれました。

同時に、蓄電池の補正も組まれましたけれども、その蓄電池の能力はどの程度のものなのか、お答えください。設置される避難所はどこの場所を考えておられるのか。さらに、今後の必要箇所に増設されるべきだと思いますが、見解を示してください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、令和7年度においてポータブル蓄電池を5台購入することとしております。購入予定の製品は、バッテリー容量が概ね1kWhで、太陽光パネルでの充電が可能なものを予定しております。

また、企業からのご寄附により、ポータブル蓄電池を2台所有しております。このポータブル蓄電池については防災倉庫に配備し、必要な避難所に必要なときに使用することとしております。ポータブル蓄電池の増設につきましては、国の予算状況を留意しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○ 9番（力武 清）

よろしく蓄電池の重要性を鑑みて、配置のほどをお願いしたいと思います。

②の質問に移ります。

近つ飛鳥小学校の設備改善について、質問させていただきます。

近つ飛鳥小学校の保護者から私宛てに、このような東側階段のところのさびている状況を連絡いただきました。そのこととの関連で質問させていただきます。

小学校の東側校舎の階段の写真ですが、今年3月に撮られたものですが、階段がさびついています。この階段は、主に学童保育の教室に移動する際、児童が利用する階段ですけれども、この状態になっていることを把握されておりますでしょうか。どのような認識として捉えているのか、まずお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

校舎東側の階段につきましては、主に放課後児童クラブに通う児童、保護者が利用しております、保護者の方からそのような状況についてお伺いをしております。

校舎東側の階段のさび、塗り替えにつきましては、滑り止めの塗料を塗装し既にさび対策を実施してございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

3月に連絡をいただいたて、すぐに保護者のほうからの要望、児童の危険防止との関係で早速、さび防止をやっていただいてありがとうございます。安心できることと思います。

次に、校舎北側、運動場側に雨よけカバーが設置されております。このカバーは学童保育の教室に行く際、先ほど指摘させていただいた階段を上って教室に行くときに使われるものと承知しておりますが、雨よけカバーが途中で途切れている状態となっております。このカバーの延伸が保護者の方から望まれております。以前、このことを口頭で担当課のほうに話したんですけども、スクールバスとの接触のおそれがあるということで延長は難しいとのことでありましたが、私、確認させていただいたが、スペース的には十分その延伸は可能だと思いますが、見解をお示しいただきたいと思います。

もう一つの解決策として、学童の教室に移動するのに一旦外に出て、2階の教室に移るような移動を今設定されておりますけれども、校舎内の廊下を使うコースに変更してもよいと思います。見解を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

放課後児童クラブに通う児童が、下足室から雨よけを通り、そこから先は傘を差して、校舎東側の階段を利用して学童教室に通っていることは承知しておりますけれども、雨よけの拡張につきましては、やはりスペースなどの課題があることから対応は難しいと考えております。

なお、強い雨の日には、校舎内から放課後児童クラブに通うことができるような方法について、学校と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

今から梅雨の時期ですけれども、台風のときとか大雨がきついときとか、本当に学童は傘を差して2階階段を上がるという状況ですので、是非コースの変更も含めて検討していただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

大きい事項の、次に、2番目、農水路の維持管理についてお伺いいたします。

今年も田植のシーズンを迎えて、ほぼほぼ田植が終わってきておりますが、9割程度になっております。水田に早苗が根を張ってきておりますが、秋の収穫の豊穣を願うばかりであります。

農家にとって、田畠に注ぐ農水路の維持管理は必要不可欠の仕事として承知しているところであります。それで、農水路の維持管理は、水利組合の組合員に委ねられていると思います。町内には幾つの組合があり、その構成員は何人ほどおられますかお聞きします。構成されている年齢層はどのようなものかも含めて、お答えください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農業用水路の維持管理につきましては、その農業用水を利用している受益者が主体となって水利組合を組織するなどにより、日常管理が行われております。しかしながら、町では水利組合を把握していないため、組合の数、受益者などの情報は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

水利組合の実態を把握されていないということなんですけれども、私は長年、田畠の管理、水利組合に依存しているわけですから、担当課としては、また河南町としては農業を推進する立場を取っているわけですから、そのあたりの実態は是非つかんでいただきたい、個別の組合に委ねることなく実態を把握して、そのところを共有していただきたいと思っております。

それでは、農水路の維持管理をしていくのにどのような支援策を取られるのか、お伺いい

いたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農業用水路につきましては、清掃や草刈り、堆積土砂の撤去などの日常の維持管理は水利組合により実施しており、その維持費用の一部について、多面的機能支払交付金によって支援しております。

水路の補修や改修などが必要となった場合は、補修規模、受益農地の面積や受益者数などの要件にもよりますが、国、府の補助制度を活用した整備工事の実施のほか、水利組合による府単独整備事業に対する町の補助、そのほか河南町農業施設整備原材料支給要綱に基づく原材料支給などの支援を行ってございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

いろんな施策があるわけですけれども、こういう制度を、できれば農協などと一緒に連携を取って維持管理をしていただきたいと思います。

②の小山田水路の水漏れの改善についてお伺いいたします。

加納・寺田地区からふくふくドームを通って太子町に抜けている小山田水路というのがあります。この水路横の道、町道がありますが、水路から漏れているのかよく分かりませんが、年中、町道がぬれている状態となっております。夏場はともかく、冬場においては寒いときに氷が張ったりして滑る危険性があります。そのことを含めて原因を調べ、対応すべきだと思いますが、見解を示してください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

小山田水路の水漏れにつきましては、町道山城寺田東線の田久橋の南側の一部区間において、議員仰せのとおり、以前から道路がぬれている状態となることは認識してございます。現時点では、道路の状況を見ると緊急で対応を講じる状況ではございませんが、今後、原因を調査し対策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

私も何度もこここの道を通らしていただいておるんですけども、地権者の方から、この水漏れの状態を早急に把握していただいて、対応を願っているという要望をいただいております。すぐに土手が崩れるような危険はないわけですが、ずっと水漏れ状態、ぬれている状態なんで原因を早急に調べていただきたいと思います。これは要望しておきます。

次に、3事項目の補聴器への補助制度について質問させていただきます。

補聴器の補助制度を設けるように提案した質問は、過去に令和2年6月と令和6年2月の2回、私はさせていただいております。この間、全国的な市民運動や全国年金者組合など積極的な行政や議会への働きかけなどの高まりの中で、5月30日現在において464の自治体にまで広がってきております。これは全国1,718自治体のうち27%、約3割にもなってきております。

特に、顕著に現れているのは、東京都は都道府県段階で初の補助金制度を昨年度から実施したことを見て、23区全てが制度化されました。さらに、2026年度までに全自治体に広がるようになってきております。令和4年に184の自治体、令和5年1月には239の自治体に広がり、令和5年と比べて225の自治体が増えてきております。実に194%、倍に増えてきております。大阪府内においては、43自治体のうち20の自治体、46%までなってきております。特に今年においては、大阪市や隣の太子町も今年の4月から実施されるようになりました。このことは社会的な影響が大きいと思われます。

そこで伺います。

こうした動向があることに関して把握されているでしょうか、質問させていただきます。

○議長（浅岡正広）

渡辺すこやか生活部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

令和7年4月時点で確認いたしますと、府内で20市町の自治体で加齢による補聴器の助成事業が実施されております。近隣では、令和5年度から大阪狭山市が、令和6年度から富田林市、河内長野市が、令和7年度から太子町のほか大阪市においても実施されております。

いずれの自治体においても概ね65歳以上、かつ住民税非課税世帯が対象となっており、医

師意見書により補聴器の必要性が認められることが条件となっております。

近隣団体においても助成制度の取組が進められていることは把握しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

私は、これまで介護保険制度の中で、介護予防の観点から補聴器の補助制度を求めてきました。本町では、国や大阪府に要望するにとどまっているのが現状であります。介護保険料が3年ごとに改正されておりますけれども、保険制度ができて8回の改正が行われてきましたが、毎回のように保険料が高くなってきて、利用料も当初1割から、所得によっては2割、3割と負担となってきております。利用すればするほど、保険料に跳ね返る構造的な問題があるにせよ、1号、2号被保険者に負担が増してきております。

介護予防の取組は、百歳体操など積極的な取組をやられていることは承知しておりますけれども、地域社会への参加、家族とのコミュニケーションの大切さはこの間も指摘させていただきました。この間の提案、要望を踏まえて、介護予防の大切さ、大事さは十分認識されていると思います。ほかの自治体の動向を踏まえ、過去の議会答弁にあった研究の段階はもう過ぎているんじゃないでしょうか。改めて、制度の実施を求めます。見解を示してください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

高齢期の難聴による閉じ籠もりや認知機能の低下、フレイルを予防し積極的な社会参加や地域交流を支援するためにも、引き続き制度化に向けて国や府に要望するとともに、町独自の制度については、対象者や条件、助成金額等など近隣市町を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

この項目の3回目となりますので、町長に、この間、質問させていただきます。答弁を求めたいと思います。

今、部長答弁にあったように、フレイルの認識はされているということですが、フ

フレイルはタイプが分かれております。身体のフレイル、心のフレイル、社会性のフレイル、口のフレイルとなっております。これらを含めて補聴器の役割があると思います。

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間段階の人のことを指すという医学的な表現でありますけれども、この状態を指す総称として言われておりますけれども、今、地域の実施状況を鑑みて最終段階に来ているんではないかと思いますが、町長の見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

今、高齢者の積極的な社会参加のためには、そういうような施策が必要であると、こういうようなご質問でございました。

フレイル健診とかいろいろなところがうたわれておりますけれども、認知症の予防、それから健康を維持して介護にならないというような、そういうことを積極的に進めている段階でございますので、この事業についても検討し、介護保険の中でどうできるか、もしくはいろんな方策を含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

是非とも早急な補聴器の補助制度を実現していただきたいと、改めて要望しておきたいと思います。

最後の事項、熱中症対策についてお伺いいたします。

近年の夏場は地球の温暖化、気候変動などによって、猛暑日が増えて災害級の暑さが襲うようになってきました。熱中症になるリスクはますます高くなってきております。毎年のように緊急搬送された人は、昨年度は10万人に迫るようになってきております。高齢者だけでなく、子供も命を落とす事例が報道されてきております。

総務省消防庁の調べによりますと、昨年5月から9月の間に緊急搬送された人は9万7,578人に対し、年代別に見ますと65歳以上が5万6,000人で6割を占めておりますが、18歳未満でも1割弱、9,000人に及んでおります。本町も例外なく発症し緊急搬送された方も多いと推察できますが、そこで、過去3年間の発症事例と、救急車での搬送数はここ3年間で

どの程度あったか示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

消防は、令和6年度から大阪南消防組合の所管となっておりますが、消防組合に確認したところ、次のような回答がありましたのでお答えのほうをさせていただきます。

令和4年度は、発症数、救急搬送数とも10件、令和5年度は12件、令和6年度は17件となっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

毎年2桁の方が搬送されているということで実態が分かりました。相当数の人数が発症しているわけですけれども、猛暑は災害と自覚することが大事だと言われております。熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることで体温調整がうまく働かなくなり、体内の熱が籠った状態のことを指すと言われておりますが、軽症の場合、立ちくらみやこむら返りなどに、重症になると全身の倦怠感、意識障害などの症状が出て、最悪死亡に至る場合もあると言われております。

発症数を減らすために暑さ指数、W B G Tが厚生労働省から示されております。また、熱中症警戒アラートも発表されるようになりました。そこで昨年、本町でアラートを発表した回数は何日ありましたか。発表する判断はどこが担い、どのタイミングで発表されるかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷道広）

熱中症警戒アラートは熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報です。全国を58に分けた府県予報区等を単位（大阪）として発表され、発表対象地域内の暑さ指数（W B G T）の算出地点、能勢とか枚方、大阪、生駒山、堺、熊取のいずれかで日最高暑さ指数を33以上と予測した場合に発表されます。暑さ指数は、人体と外気との熱のやり取りに注目し、一番最初は、1、湿度、2、日射・輻射などの周辺の熱環境、それと3としまして気温の3つを取り入れた指標です。

令和6年に、大阪に発表された熱中症警戒アラートは30回となっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

この項目の最後3回目となりますので、この質問は副町長に答えていただきたいと思いますけれども、先ほど、熱中症、猛暑は災害と自覚すべきと言いましたけれども、庁舎内や学校関係者などで構成する対策委員会、仮称熱中症対策委員会を立ち上げて、予防や注意喚起を促すような組織の立ち上げを提案したいと思いますが、副町長の見解を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

江島副町長。

○副町長（江島芳孝）

ただいま議員のほうから、熱中症に関する非常にシリアスな事態は人の命に関わるようなことになるというご指摘がございました。こうした熱中症に対しまして適切な予防や対策、対処を実施されますよう、本町におきましてはホームページでお知らせをさせていただく。それとともに、大阪府で示しております暑さ指数、先ほど防災監からありましたW B G Tというものを含めた詳細な内容と、日本気象協会が示しています河南町の熱中症予防情報も町のホームページ、ここにリンクして掲載させておるところでございます。

また、毎年猛暑日が続くことが予想される、こうした場合にはより効果的な注意喚起ができますよう、毎日、町防災行政無線、これにおきまして熱中症や予防対策などの放送をしておるところでございます。

そのほか、広報かなん、S N S、これらにおきまして、日常生活上においての熱中症予防対策についての掲載や、介護予防教室や集団住民健診時におきましても、熱中症の予防としての注意点を講話に加えるなど、こうしたことを対応しておるところでございます。

さらに、学校におきましても通学時の熱中症対策として、水分補給や木陰で休むこと等について注意喚起を行っております。

こうしたように、今後におきましても、熱中症への注意喚起、そして予防対策については町全体で連携して、引き続き防災行政無線、ホームページ、各種教室などを活用して取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

副町長、答弁ありがとうございました。できれば全序的な対応を、危機管理と一緒に取組を強化していただきたいことを提案しておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、個別の質問をさせていただきます。

こども園や小学校、中学校での対策についてお伺いいたします。

学校管理下における対策として、1つは暑さ指数、今言われたW B G Tの活用、2つ目としてエアコンの使用や日陰の確保、3つ目に水分の補給の徹底、4番目に熱中症予防の指導と啓発活動が上げられています。

そこで、こども園での対策はどのような問題意識を持っておられるのか、小学校、中学でもまた別の対応をされているのか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども園における熱中症対策につきましては、小まめな水分補給を行う、冷房を適度に利用する、熱中症指数計で測定し日中の暑い時間帯は外へ出ることを控える、遮光ネットや日よけシェードを取り付けるなどの対策を行っており、子供を熱中症から守るよう努めております。また、保護者の方から連絡帳を通じて、その日の子供の健康状態をお知らせいただくなど、家庭と連携しながら熱中症対策を講じた園運営に努めています。

次に、小中学校における熱中症対策につきましても、喉が渴いていなくても、小まめな水分補給を行うよう教員からの声かけを行っております。また、冷房を適度に利用するとともに、暑さ指数に基づいて運動を実施するか否かの判断をしております。啓発活動としましては、日頃の声かけを行っております。また、保護者に対しましても、保健だよりなどを通して、十分な睡眠や朝食をしっかり取るなど熱中症対策について情報提供を行っております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

エアコンの使用について、どのような温度、室温のときに作動されるようにされているか、お伺いいたします。また、水分補給との関係で、それぞれ施設で設置されているウォーター サーバーやクーラーの設置はどのようにになっているのか、お伺いします。こども園や小学校、

中学校への現状設置はどのようにされているのか、お伺いいたします。

水筒持参されているということですが、体格の大きい子供は体力がある程度ついて荷物の負担はなくなっていると思いますが、低学年の場合、20Lの場合200g、大きくなると思うんですけれども、こういうウォーターサーバーとかいうのを設置すべきだと思いますが、その見解を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

エアコンの使用につきましては、学校環境衛生基準により教室等においては、教室の温度は18°C以上、28°C以下であることが望ましいとされておりますが、28°C以下の場合であっても児童生徒の状況に応じて適切にエアコンを使用しております。

ウォーターサーバーにつきましては、小学校には設置しておりませんが、水筒を忘れた児童や飲み切った児童には職員室で補充を行っております。中学校には1台、ウォーターサーバーを設置しており、水筒を飲み切った生徒が補充するなどで活用しております。設置数については特に不足しているとの声は聞いておりません。

中村こども園では、保育室の室温28°C以下を目安としておりますが、園児の状況に応じてエアコンを利用してあります。なお、ウォーターサーバー、クーラーは設置しておりませんが、必要に応じて職員が水筒に補充を行うなどの対応を行っております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

残念ながら、小学校にウォーターサーバーが1台もないというのは驚きですね。是非、計画的な設置を要望しておきたいと思います。

ミストシャワーも予防対策として有効だとの報告がありますけれども、適当な場所への設置を提案いたします。見解を示していただきたいと思います。

また、対策として塩分補給として塩あめやドリンクが有効だと言われておりますけれども、熱中症対策キットなどの備えを保健室などに置いておくべきと思います。このことは、今どのようにになっておるかお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

小中学校では熱中症予防対策として、暑さ指数に基づき、体育の時間はもとより休み時間においても屋外での活動を控えるよう判断しております。屋外での活動が可能な場合でも、日陰で過ごす、帽子をかぶる、小まめな水分補給をするなどの声かけを行っております。

ミストシャワーにつきましては簡易的なものを設置している学校もございますが、風向きによりミストが当たらなかったり、あまり活用されていないのが現状となっております。塩分補給につきましては、夏場にスポーツドリンクの持参を認めております。また、保健室に保冷剤や経口補水液を用意するなどの対策をしてございます。

中村こども園では、ミストシャワーは設置しておりません。なお、熱中症対策の一つとして、経口補水液を常備してございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

先ほどの答弁の中で、ウォーターサーバーが小学校に設置されていないということだったんですけども、学童保育の教室にもないというふうに保護者のほうから意見をいただいているんですけども、学童保育の場合、ほかの子供と違って学校にいている時間が長い状況ですね、水筒を持参していても足らない状態になると思うんですよね。そのあたりの配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の項目になります。高齢者への対策についてお伺いいたします。

救急搬送の中で高齢者の実態をお伺いするわけですけれども、高齢者への対応は別の対応が必要だと思います。そのことはどのように捉えておられるか、問題提起を持っておられるのか、この間の取組と併せて答弁いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

高齢者の方につきましては、体内的水分が不足しがちであり、暑さに対する感覚機能や体の調節機能が若年者よりも低下していることから、特に注意が必要であると考えております。

対策といましましては、熱中症予防のチラシを窓口や介護予防教室及び居宅介護支援事業所に配架、配布しており、ケアマネジャーから利用者に対しチラシの配布のほか、呼びかけ

を行うなどの取組をしております。

そのほか、防災行政無線を通じての呼びかけ、広報にて熱中症予防に関する注意喚起を行っております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

高齢者の場合、体温管理は年とともに鈍くなると言われております。高温を感じなくなると言われておりますけれども、デジタル化の中で注意喚起を促すことや啓蒙活動も特別な配慮が必要ではないでしょうか。そのことも含めて、引き続き啓蒙活動をよろしくお願ひしたいと思います。エアコンの使用やお出かけの際の注意事項などを分かりやすく啓蒙活動をやっていくことが大切だと思います。

そこでちょっと私の調べた中で、高齢者への対策の一環として、東京都品川区の場合、今年から75歳以上の高齢者のおられる世帯に、高齢者熱中症見守り予防宅配事業をやられる見通しですが、スポーツドリンクの提供を始めるということです。高齢者に優しい施策の一つとして注目されております。配送時に置き配せず、エアコンをつけていますか、体調は悪くないですか、声かけをされているみたいです。その成果が注目されているわけですが、本町としての取組の中で、この間、今、部長答弁であったようなところで教訓はどのように捉えておりますか、見解をお示しください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

議員仰せの東京都品川区では、高齢者の熱中症を予防しようと、75歳以上の高齢者がいる全ての世帯に4千円相当のスポーツ飲料水を7月から9月の間に2回に分けて宅配し、その際に配達業者が高齢者と面会し、エアコンを適切に使用しているかや水分を十分に取っているかなどの生活状況について聞き取りを行い、熱中症への対策が取られているか確認するそうです。

本町では、特に配慮を要する高齢者には、地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネジャーや介護サービス事業所が見守り訪問などを実施しております。

また、配食サービスを利用されている高齢者には生活状況について聞き取りを行い、熱中症への注意喚起を実施しております。緊急通報サービスを利用されている高齢者には、毎月

実施するお元気コールにて、その都度、必要な注意喚起を実施しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

積極的な取組をされておりますけれども、まず、私は最後に、防犯パトロールが毎日、各地区、5地区で運行されておりますけれども、ボランティアの協力でやられているわけですけれども、この防犯パトロールの活用をもっと幅広く運用すべきだというふうに思います。そのために、テープの中に注意喚起を促す文言を入れたらどうだろうかという提案をいたします。見解を示していただきたいと思います。

これで、私の質問は最後になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

熱中症に対する注意喚起につきまして、ご提案をいただきました青色防犯パトロール車による注意喚起も一つの方法とは考えますが、現在、実施しております防災行政無線や広報紙による注意喚起に加え、LINE等、様々な媒体を活用した注意喚起を検討してまいりたいと考えております。

○9番（力武清）

ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

力武議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩（午後0時00分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再開（午後0時59分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議席番号1番、佐々木希絵が質問します。

まずは、教育全般、特に幼児教育・保育の無償化について質問します。

幼保無償化が2019年から始まって、まずはこの制度がどのようなものだったのか、町内で利用実績がどれぐらいで、この対象から外れる人というのがいるのかどうか、お尋ねします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

幼児教育・保育の無償化でございますが、令和元年10月より、保育園、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの児童については保育料が無料となっております。また、認可外保育施設におきましても、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすものにつきましては無償化の対象となっております。

なお、本町では、町独自で第2子以降保育料無償化を実施しております、対象児童につきましては、河南町に居住しており、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の認定証を有する第2子以降の児童となってございます。町独自の第2子以降保育料無償化の令和6年度の実績といたしましては72人、1,852万5,400円となってございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

町独自の保育料無償化に関しても、対象児童が河南町に居住している、これは当然ですね。子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する者ということで、そこから外れる者が対象外になる。要は対象外の属性もあるということなんですね。

次に、外国人学校幼保施設についてなんですかけれども、この2019年から始まった幼児教育・保育無償化制度というのは、財源が消費税の増税分なんです。日本に住む全ての人がひとしく負担する税金によってこれが運営されています。でも、この制度では、認可外保育施設も補助対象とされているのに、外国人学校の幼保施設というのが対象外となっています。この対象外にされている理由としまして、国は、外国人学校の幼保施設は学校教育上の保育施設とはみなされず、認可外保育施設としての制度的枠組みにも適合しないためと説明しているんです。

具体的には、2019年当時の閣僚合意とそれに基づく厚生労働省の通知により、地方自治体が、外国人学校の幼保施設からの認可外保育施設としての届出を原則として受け付けないという方針が示されました。これまで、その外国人学校の幼保施設も認可外として届け出ることができたんですけども、それすらも受け付けないという方針が示されました。本来であれば無償化制度の対象になり得る施設であっても、制度の外側に置かれた形となって、結果的に制度からの除外が構造的に固定化されているというのが現状です。

この点について、日弁連、日本弁護士連合会は、差別的な取扱いに該当するおそれがあるという会長声明を発表しており、大阪弁護士会も、日弁連の会長よりももっと厳しく批判しています。その内容としては、外国人学校幼保施設の中には、もともと認可外保育施設として届出を行っていた施設や、無償化制度の施行に合わせて新たに届出をしようとした施設もあった。しかし、厚生労働省の指導により地方自治体はこれらの届出を受け付けず、さらには既に届出済みだった施設に対して、認可外保育施設としての廃止届の提出を求めたと。

さらに、この声明は次のようにも述べられます。

無償化の対象施設は、届出された認可外保育施設のうち、内閣府令で定める一定の保育基準を満たすものであり、その基準は、子供の発育状況に応じた保育内容の工夫、安全かつ清潔な環境での保育リズムの確保などです。ここで求められているのは、特定の言語や教育の内容ではなく基礎的な保育の安全性と健全性です。ということが、大阪府の弁護士会の声明でも言われているんです。にもかかわらず、外国人学校の施設だけを一律に排除する運用は事実上の差別であり、憲法に定められた法の下の平等、また、人権規約や子どもの権利条約などに定められているいろんな属性にかかわらず平等の権利があるというようなことから、国内外の法的枠組みに違反するおそれがあると指摘されています。

また、特に外国人学校の中でも朝鮮人学校を取り上げて言うと、高校無償化制度においても対象外にされているということで、国連から複数回にわたって是正を求める勧告が出されています。

こうした経緯を踏まえて、現在、国では内閣府令とか閣僚合意があったんですけども、もうちょっとどうにかしなあかんなという動きになっておりまして、自治体が独自に外国人学校の幼保施設に対する補助制度を設けた場合に、国がその財源の一部を補助金として支援する仕組みを整備するということをやっていまして、大阪府内でも大阪市、東大阪市、八尾市などで、この制度を活用して子どもたちに補助を行っています。

実は、河南町でもこの制度があるということを聞きました。制度設計もう既にされている

んやなというのが分かったんですけども、制度を整備された目的と利用の状況をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

外国人学校幼保施設の保育料無償化につきましては、国の保育料無償化の対象外となっております。

本町では令和3年度より、国で制度化された趣旨を踏まえまして保護者の経済的負担の軽減を目的として、国の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児で、本町の定める基準に適合した小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児に係る利用料の一部を保護者に対して給付する制度を設けさせていただいております。なお、これまで本制度の利用実績はございません。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

既に、国で制度化された趣旨を踏まえてやっているということです。

利用実績がないということだったんですけども、周知がどうなっているのか、お尋ねします。そして、これは町長に聞きたいんですけども、国で制度化された趣旨を踏まえてと答弁がありました。これは具体的にどのような趣旨で町長は設計されたのか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

これまで、この本制度に関するお問合せやご利用もないこと、それから該当者がいらっしゃる場合には、施設のほうからその方にアナウンスがあろうということなどの事情から、現状、本町では本制度を実施している旨についての周知は行っておりません。

今後につきましては、ホームページに掲載するなどの方法で周知について検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えいたします。

本制度を導入しているわけなんですけれども、そういう方は今までなかつたというようなことでございます。ただ、幼児教育無償化の中の一環で、国の制度で消費税増税のときに社会保障財源を使って保育料の無償化というのが始つたと。それにあわせて、本町のほうもやはり幼児教育無償化、第2子以降というのを始めたというふうに記憶しています。その中で一部、その枠の外にいてた部分だと思うんですけれども、これが国のほうでもいろいろ議論された中で、こういう制度を設計した場合に補助というような形があるということなので、やはりその補助を使って、我々も支援していくべきという趣旨で制度化したものというふうに理解しています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

そうですね。町長の思いというより国の趣旨を踏まえてと言つたので、初めにね。国の趣旨ってどういうものと町長は考えているのかということを聞いたんですけれども、町長も国の趣旨を踏まえたという答えでした。

周知自体はしていないということなんです。その理由も、施設のほうがもう情報持つていいやろうと、対象の人はもうすぐに情報が渡るやろうということなんですけれども、対象者が町内にいないという可能性も十分にあるんですけれども、やっぱり全く周知していないというのも問題かなと思います。

実際に、朝鮮学校の無償化問題に取り組んでおられる方が、河南町の状況というのは全然把握されていなくて、八尾市とか大阪市とか、あと、どこかではもうやっているんやで、河南町も取り組んでくれへんかなということをおっしゃつていたんです。ということは、必要な人にも情報が届いていないというような状況でした。なので、周知は是非迅速にしていただけますよう、ホームページに載せていただくということなので、私のほうからも話をさせてもらいますが、役場のほうでも是非迅速にしていただけるようお願いします。

ということで、次の放課後児童クラブについて入っていくんですけれども、今、河南町にも放課後児童クラブというのが設置されているんですけれども、その運営方法と開所時間、保育料、定員及び利用状況について、まずお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町の放課後児童健全育成事業につきましては、保護者等が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、遊び場や生活の場を提供し、児童クラブ活動を通じて健全な育成を図ることを目的に平成16年度から実施しております。

現在は、近つ飛鳥とかなん桜の2クラブ体制となっております。そして、河南町放課後児童健全育成連絡協議会のほうで運営しております。

開所時間につきましては、月曜日から金曜日は授業終了後から午後6時、7時まで延長となっております。土曜日及び長期休暇中の開設時間につきましては、延長利用も含めまして朝7時45分から、夕方につきましては午後7時までの対応としております。

保育料でございますが、保育料として月6千円、おやつ代として月2千円としております。

定員といたしましては、近つ飛鳥放課後児童クラブは114名以内、かなん桜放課後児童クラブは121名以内となっております。

利用状況につきましては、令和7年5月1日現在、近つ飛鳥放課後児童クラブ84名、かなん桜放課後児童クラブ80名となっております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

よく分かりました。

ふだんは授業終了後から6時、7時まで延長があるということなんですけれども、ふだんもなんですけれども、長期休暇中の7時45分からというのが不満だというお声が私のところに届きました。どうしても河南町って通勤時間が長くなる傾向にあるという立地なので、ちょっと7時45分からやったら8時に家を出て、仕事に間に合わないという方が多いということをおっしゃっておられました。

こども家庭庁が去年実施した調査によりますと、長期休暇中に朝7時から開所している放課後児童クラブは全国で35.9%になっているそうです。これも増加傾向にあって、より早い時間からの受け入れニーズが全国的に高まっていると。このニーズの高まりを受けて、長期休暇中ではないんですけれども、豊中では朝7時から児童クラブを開けるわけにはいきませんので、取りあえず校門を開放して、体育館で地域スタッフが子どもを見守るというような取組が始まっているそうです。

先ほども申し上げましたが、町内の保護者の方がやっぱり切実に8時の出勤では間に合わないということを言っておられました。なので、町としても早朝からの受入れをしてほしいんですけども、そういうニーズをどれぐらい把握されておられるのか。今後、放課後児童クラブの開所時間の見直しとか、早朝時間帯における地域との協働における受入れ体制の構築などについてどのように対応していくかと考えているのか、そのご見解をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

長期休暇中の開設時間の見直しについてでございますが、現在7時45分からとなっておりまして、その開設時間の延長を実施するとなると、現在勤務している指導員で調整するには難しく、新たな人材の確保も必要となることから、現在の体制では対応が難しい状況にございます。また、時間延長に必要な人件費の増加、そして延長に見合った保育料の金額の見直しなどの課題がございます。

早朝からの受入れにつきましてですけれども、利用者の方からの意見としては、お声はお伺いしております。ただし、先ほどのような課題もございまして、すぐに対応するのは難しいんですけども、近年の情勢なども踏まえ、長期休暇中の学童保育の時間の見直しを含めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

この保護者の会みたいなのがあって、そこでも話が出ているということを事前にお聞きしました。やっぱり特に働く人がすごく増えている中では、こういうニーズが高まっているんだろうなと思います。見直しを含めて検討を進めるということなんですけれども、もし制度を変えるというタイミングがあつたら、町で対応可能な案、例えばこの時間に開けるけれどもちょっと高くなるよとか、逆に時間縮小するけれども安くなるよとか、町が対応可能な範囲で案を幾つか提案しながら、保護者さんと一緒に考えるとかにしてほしいです。というのも、固まった案がもう決まって、この時間、この値段ですというふうに一方的に発表することになると、やっぱり反発も出ますので、一緒につくっていくというふうにしていく

ていただけたらなと思うんですけれども、そのあたりの考えはどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

制度を見直していく過程についてのお話ですけれども、議員おっしゃっていただきましたように、一方的にもうこの制度でやりますということではなくて、やはり時間延長した場合にはこれぐらいの保育料の増加がありますけれども、それでもいいですかというふうなことについては、保護者の方のコンセンサスといいますか、そういったこともいただきながら制度化のほうはしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。是非よろしくお願ひします。

そして、次の項目、猛暑対策についてなんですけれども、先ほど午前中に力武議員も同じような質問をされていたんですけども、やっぱり小学校のウォーターディスペンサーの設置が難しいと。もう大分前に設置してほしいということを議会で私、お願ひしまして、中学校にはつけていただきました。でも、小学校は、そのときは長期休暇中に水の循環がなくて衛生状態が保てないということを、大分前におっしゃっていたんです。7年前とか。

今ではもう多分機械も改良されてよくなっているでしょうし、実際に寝屋川とか京都の左京区だか右京区だか、どっちかの小学校でウォーターディスペンサーの導入が始まっているそうなんです。時代が多分変わっているので、いま一度、研究し直して、もし置けるようであれば置いていただくと。そのときに私、衛生状態が保てないなら、家庭にあるようなでかいタンクを据え付けるようなやつやつたら、勝手に業者がタンクを換えてくれるやんかということも申し上げていたんですけども、なかなかそれも難しいということで言っていました。

ただ、今回もまた検討してほしいというお願ひなんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

小学校でのウォータークーラー等の設置についてということで、私のほうも今、議員がお

っしゃっていただいたような理由ですとか、やはり保健の先生からすると、唾液がついたりといったことも含めて、やっぱり衛生上の問題とかもあるというふうなことで導入が進んでこなかったというふうなことや、設置するとなると場所の問題とかいうふうなものもあるかと思いますので、これまで今おっしゃっていただいたような状況なんですけれども、この点につきましては、今ご紹介いただいたような事例もございますので、そういった先行されているような事例の確認というふうなところから、ちょっと研究のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。是非よろしくお願いします。ボトルにしか入れられないようなものもよく空港とかで見ますので、そういうものも是非検討してください。

次に、地域活性化について質問します。

河南町には、大阪芸術大学という全国的にも評価の高い大学があります。そこで河南町としては、河南町と住民向けの講座の開催とか、ふくふくサンデーコンサートとか、既に大阪芸術大学との連携というのを進めていただいているんですけれども、大阪芸術大学という地域資源を、もっとまちづくりや空き家対策といった課題に直結させる形で活用できるのではないかと考えています。

まずは、河南町と大阪芸術大学の連携について、現状と今の関係をお聞きします。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪芸術大学との関係ですけれども、先ほど議員仰せのとおり、ふくふくサンデーコンサートや共催講座の開催、また、カナちゃんバスのデザインとかカナちゃんナンバープレートのデザインの関係で協力などをいただきながら、連携を現在行っています。

また、現在開催されております大阪・関西万博の開催予定の大阪ウィーク秋ですが、大阪芸術大学の協力により、今現在、LIVE ART EXPOへの参加を予定するなど大阪芸術大学と連携し、町のPRや活性化の推進に努めています。

芸術による地域の魅力を高めることで、町における様々な課題に対して大阪芸術大学と連携して対応することは有意義であると考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。答えてもらったように、大阪芸術大学との連携というのは10年前よりも今のほうが、20年前よりも10年前のほうがという形でじわじわと進めていただいているんですけども、もうちょっと何かできるんじゃないとか、もっと歯車が合えば、もっと大きなことができるんじゃないかというのは、やっぱり住民さんも役場の方も私たちも感じているところじゃないかなと思います。

今、空き家をアートの力を利用して地域資源として活用するという取組が、全国的にも注目されていまして、多くの論文にもその有用性というのが報告されています。

瀬戸内国際芸術祭——今もう本当に盛り上がって、海外からもたくさん来場者がいらっしゃるんですけども——では、ディレクターという人をまず雇って、アーティストと自治体の間に入って運営をしているというような状況なんです。

具体的には、アーティスト、この人にやってほしいという人に対して、ディレクターがどういう作品をやりたいのかということをきちんとヒアリングして、こういうのをやりたいらしいというイメージになったところで、自治体が地元の人、自治会の人とか区長さんとかとこういうのをやりたいんやで、いい空き家ないかなということを提案して、空き家を確保する。最終的にマッチングした段階で、瀬戸内国際芸術祭は香川県が主となってやっているので、香川県が賃貸借契約をするというような流れで実施されていまして、こうやってすごい大成功を収めているんです。私、割と毎年行くんですけども、年々人が増えている、年々お店も増えている、年々移住者も増えているというのが、この2年、3年間だけでもよく分かります。

河南町でもやっぱりこういうモデルを参考に、大阪芸術大学の先生とかに地域のディレクションを依頼して、空き家や学校の跡地を舞台にアート作品を展開するということは十分可能じゃないかなと考えます。こういうことを通して、生徒の実習場にもなって、地域に人の流れができるきっかけにもなるかと思いますが、町の見解はどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

先ほどもちょっと一部お答えはさせていただきましたけれども、町には空き家も含めてい

ろんな課題がございます。議員仰せのとおり、芸術による地域の魅力を高めることで、町における様々な課題に対して大阪芸術大学と連携して対応することは有意義であると考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

まずは、大阪芸術大学と協議を行うという答えをいただいていたんですけども、ノウハウが実際に河南町にはない中では、一つ一つクリアしていかないといけないと思うんです。やっぱり大阪芸術大学の先生と話をする。そういうちゃんとディレクションしていただける方がいないか、もしくは河南町にこういうアートをやってみたいという芸術家さんがいないか、役場の人、職員さんよりも大阪芸術大学の先生のほうがそのあたりは詳しいと思うので、是非協議を行っていくという答えをいただきましたので、よろしくお願ひします。

次に、芸術で地域の掘り起こしをしてほしいということなんですが、先ほどの質問とほとんど一緒なんですけれども、芸術による地域の活性化というのは、本当に今や全国的な流れになっているんです。国内だけでも50以上の芸術祭が行われています。大阪府でも大阪関西国際芸術祭と大阪国際文化芸術プロジェクトというのが開催されています。こういう府主導の枠組みに参加することで、町ではなかなか難しい広報とか集客も可能になるのではないかと考えております。

実際に、2023年に開催された大阪関西国際芸術祭のときは、これ毎年やっているんですけども、2023年のときには多くの自治体が参加して芸術祭を盛り上げたようです。河南町は参加していません。

例えば、能勢町とか豊能町とかやったか、今的大阪国際文化芸術プロジェクトは、府主導というよりちょっと民間要素が大きいんですけども、これたしか松原市が協賛しているんですよね、多分。松原市が協賛していて、松原市にも人を呼ぶこの流れをつくっているというような形なんです。こういう広域的な芸術プロジェクトに町として参加しながら、実際の地域展開については大阪芸術大学の先生方にディレクションを受けるというような手法が、最も河南町にとっては現実的じゃないかなと思います。

先ほども触れた瀬戸内国際芸術祭に参加している小豆島の土庄町では、この芸術祭をきっかけに移住者がすごい増えて、一回廃校になった学校がまた復活したということを土庄町の人から聞きました。瀬戸内国際芸術祭はもう本当に大成功なので、ここまでの大成功という

のはなかなか難しいかもしませんが、こういうプロジェクトをきっかけに、河南町でも移住者を増やすというような効果が期待できるのではないかなどと思います。

先ほども申し上げたんですけれども、空き家だけを対象にしているのではなくて、例えば白木の学校の跡地を大阪芸術大学の先生に丸ごとお願いする、丸ごとじゃなくても1室でもいいんですけども、ディレクションしてもらうというようなことも可能かだと思いますが、町の見解はどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

先ほどもお答えをさせていただいたとおり、大阪・関西万博で開催予定の大阪ウィーク秋におきまして、本町は大阪芸術大学の協力によりましてLIVE ART EXPOへの参加を予定しており、芸術とともに町のPRを行っていくことと現在しております。

芸術によるまちづくりは、地域の魅力を高めるとともに新たな交流を生み出し、活力ある地域づくりにつながることが期待できるため、本町といたしましては大阪芸術大学の立地条件を生かしまして、まちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

是非よろしくお願ひします。LIVE ART EXPOの参加というのも、中身はまだ何にも言えないかと思いますが、ちゃんと町民に広くPRしていただけたらと、町民以外にもよろしくお願ひします。

予定と違って、はっきりした答えをもらえなかつたんですけども、大阪芸術大学と連携してもらえますよね。もう一回答えてください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

先ほどいろいろとこちらの考え方のほうを述べさせていただきましたので、まずはいろいろと大阪芸術大学さんとも、当然相手がある話ですので、協議などをちょっと進めていきたいなとは考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。ごまかさず、ちゃんと言ってください。

次に、物価高騰についての質問に入ります。

今、ご存じのように、お米をはじめとする食料価格の上昇が続いている、主に主食である米価の高騰というのが住民さんの暮らしを直撃しています。育ち盛りの子供を持つ子育て世代では、1日に二、三杯、ご飯を食べるのが当たり前であって、消費量もすごく多いので家計への影響がすごく大きくなっていると聞きます。高齢世帯でも年金収入だけでは食費の高騰に耐え切れず、節食を余儀なくされるという話もよく聞くようになりました。

こういう状況を受けて町として、今、住民の食生活、特に米の価格、入手のしやすさについて実態を把握されていますでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

米をはじめとする食料品の価格につきましては、報道されているとおり高騰していると認識してございます。本町での実態につきましては、販売店や品物、仕入れなどによって異なることから実態はつかめておりません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

実態をつかめていないということなんですけれども、もちろん住民さんの生活実態を数値的に表せとかということは難しいかと思うんですけれども、どういうところで困っておられるのかというようなことは、常に敏感になって知る努力をしていかないといけないんじやないかなと思います。

米価の高騰対策なんですけれども、農水省によりますと、米価というのは、1990年度からの資料しかなかったんですが、1990年度からずっと低下傾向にあったんです。2010年が一番安くて、そこからもうどんどん上がっていると。特に、今年はもちろん高騰している。それに取引数量も減少しているというような状況です。この上昇が続いている中で、大阪府を含

む一部の自治体では、子育て世代や高齢者世帯にお米券、現物支給というような形で支援を始めています。農水省も備蓄米30t——どれだけ最終的になるのか分からぬでけれども——を放出するということなんですけれども、一番初めに話のあった30t、国民1人当たりに換算すると1日二、三杯食べる場合におよそ3日から5日分にしかならないということで、恒常的な価格安定には足りないんです。まして河南町にどれだけ入ってきて、どれだけの人が購入できるのかというのが分かりません。

国や府の対応を待つだけではなくて、自治体としても主体的に物価対策に講じる必要があるかと考えますが、その見解はどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪府では子育て世帯を支援するため、これまで3回にわたって府内に住む18歳以下の子供と妊婦に米の電子クーポンなどを配布しており、第4弾として、府内全ての18歳以下の子供と妊娠している方を対象に7千円のお米クーポン、または食料品を配布する事業の受付が6月2日から始まりました。

また、物価高騰対策として、19歳から22歳を対象にお米クーポンを給付すると発表されました。

本町におきましては、物価高騰対策及び影響を受けた地域経済の活性化を図ることを目的に、電子地域通貨カナちゃんコイン第13弾キャンペーンといたしまして、「梅雨ドキッ！20%還元キャンペーン」を6月30日までの期間で現在実施中でございます。

本町といたしましては、電子地域通貨カナちゃんコインのキャンペーンを活用し、引き続き、物価高騰に対する住民の方や町内事業者の方への支援を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。カナちゃんコインで対応しているから、ええやないかというような答えです。

次、米の生産についてなんですけれども、河南町でも近隣の自治体においても、米の産出

額自体がもう年々減少しているんです。これは、たしか農水省のホームページにあったんですけども、河南町では2018年には2億2千万円産出していたんですけども、2023年、これが最新のデータでした。2023年には1億6千万円と5年で7割に落ち込んでいました。近くの富田林市でも3億6千万円から2億4千万円と、もうすごく減少しています。これは単に農業の構造的問題にとどまらず、将来的な食料供給への不安にもつながっていくんじゃないかなと思います。

去年は高温障害の影響で不作となり、宮崎県の農家からは、自宅では古米でしのんでいるというような報道もされ、実際に能勢町や豊能町で農業を営んでおられる方も、高温障害で不作であったという話を直接聞いています。気候変動の影響が今後さらに大きくなれば、米の安定供給というものが自体がますます困難になる、米不足と米価の高騰は慢性的なものになるというような可能性もあります。

米の生産基盤を守るためにには、農家の経済的負担を増やすことなく、安定的に作付を継続できる支援などを行う必要があるかと思うんですけども、まず、その支援を行うためにも町内の生産者さんが抱える問題についての調査が不可欠かと思います。

町として、今後、米の生産、供給安定化に向けての考え方、また、支援に向けての調査をされるのかお答えください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せのように、政府統計で公表している市町村別農業産出推計における本町の農業産出額は減少してございます。また、本町の米、水稻の生産状況につきましても、農林水産省の作物統計調査によりますと、令和4年度は収穫量679t、作付面積135ha、令和5年度は収穫量671t、作付面積132ha、令和6年度は収穫量624t、作付面積129haで推移してございまして、作付面積及び米の収穫量ともに減少傾向でございます。これは近年の猛暑の影響、農業従事者の高齢化や後継者などの担い手不足などが考えられます。

こうした傾向が加速すれば、本町の農作物全体の生産に影響を及ぼすおそれが考えられるため、本町では各地域において、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にした地域計画を今年3月31日に策定してございます。

策定に当たりましては、地域の農業従事者の方々と協議の場を設け話し合をさせていただく中で、農業従事者の高齢化や担い手不足など、地域が抱える様々な課題が浮き彫りとなっ

したことから、今後、課題への対応に向け、意欲ある担い手への農地の集積、集約を促進させるなど、農用地の効率的かつ総合的な利用を目指し、取組を進めていくことが必要となってございます。

また、現在、国において令和9年度に向けた水田政策、米政策の在り方を検討していく中で、米農家への支援の在り方について検討していくことでございますので、国の動向も注意しながら、米の安定的かつ継続的に生産、供給できるような環境づくりを支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

農業の話ってすごく雲をつかむような話が多いなといつも思うんですけども、国の方針が割と定まっていない中で、町でも自治体でも対応しないといけない。それが増やせなか減らせなのか、一体何が正解なのか分からぬ中でやっていかないといけないというのが、この質問を考えながらも、改めて関わる人が多過ぎて、米不足が本当にどこに原因があるのか、本質が見えにくいということも含めてすごく感じたんです。

でも、今、部長が答えていただいたように収穫量、作付面積、これだけで見ても一体どういうことになっているのかというのが、少し見えてくるじゃないですか。なので、こういうデータをしっかりと追うということで、本当に雲をつかむ中から少し糸口が見えてくるんじゃないかなというふうに感じました。

引き続き、使えるデータは積極的に取って使っていくということの中で、この地域計画というのを皆さんに提供して、しっかりと皆様方、当事者の方々で、どうしていきたいのかというのを決めていくという取組をしていっていただけたらなと思います。

最後に、性と生殖に関する健康と権利、これＳＲＨＲとそれぞれの頭文字を取って言うんですけども、今、河南町で取り組んでいる支援について、まずはお聞きします。

性と生殖に関する健康と権利、特に女性が予期せぬ妊娠や性にまつわる困難を抱えたときに、適切な支援にアクセスできる体制があるのかどうか質問します。

今年4月から全面施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる困難な女性支援法について触れたいんですけども、この法律は、様々な困難を抱える女性に対して相談、保護、自立支援を一体的に行う支援体制の整備を国及び地方公共団体に求める

ものです。従来の売春防止法に基づく一時保護制度とは異なり、本人の意思と尊厳の尊重を基本理念とし、強制的な介入ではなく、包括的かつ丁寧な自立支援を行うことを目的としています。

河南町における女性の性と生殖に関わる健康と権利への支援体制をお教えください。困難な女性支援法を踏まえた支援もあるかと思うので、現状を教えてください。そして、町内において、例えば生活困窮であるとか家庭内暴力、DVとか予期せぬ妊娠、若年女性の孤立といった問題について、どのような実態把握をされているのか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

昨今の女性をめぐる課題につきましては、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、こうした状況を踏まえまして、令和6年4月1日から売春防止法における婦人保護事業に関する規定が削除され、従前の婦人保護事業においては不十分であった女性の権利の擁護、福祉の増進や自立支援等を基本理念に据え、様々な困難に直面する女性への支援について必要な事項を規定した新たな法律である困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。

本町におきましても、かなんジェンダー平等推進プランの下、関係各課と連携し、DV相談の実施や国、府等の関係機関とも連携し、DVについて相談しやすい体制の確立を目指しております。

また、町内における生活困窮等の把握につきましては、センシティブな内容ですので全体を把握することは難しいですが、相談窓口や電話相談の開設、また、性暴力や予期せぬ妊娠など緊急を要する場合については、直接専門機関で相談できるように本町のホームページにも性犯罪・性暴力の相談のページを掲載しております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

分かりました。困難な女性支援法に関して再質問いたします。

この法律では、都道府県には女性支援センター、第14条でこの設置が義務づけられているんです。24時間の相談体制や一時保護、住居支援、自立支援などを担うことが求められています。都道府県にそういう義務がつけられた一方で、市町村にも幾つか重要な役割が期待さ

れています。

1つ目として、市町村には、地域の実態に即した支援提供体制の整備、支援計画の策定、相談体制の整備に努める努力義務がある。特に身近な自治体として、早期発見・早期支援につなげるための窓口体制が問われています。

2つ目に、支援は本人の意思に反してはならず、その尊厳、プライバシーへの配慮が徹底されるべきであるということが法律に明記されており、これは支援に関わる市町村の職員の対応や情報提供の質の話であって、その姿勢が求められると。

3つ目に、市町村は地域支援、資源や民間団体との連携を通じて、柔軟かつ実効性のある支援体制を構築する責務があるということが書いています。

この法律自体が、市町村に見て見ぬふりをしない姿勢と支援につなぐ体制の整備を明確に求めた法律なんですけれども、こういった市町村の役割とか責務についての見解はどのように捉えているでしょうか。また整備、既にされているものがあればお答えください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

困難女性支援法のほうに新たに努力義務として記載されている内容について、今お聞きいたただきましたが、こちらにつきましては、当然、現在複雑化している内容について、どういう取扱いをするかという内容にはなっておろうと思いますが、今もう既に現在、生活困窮、自立支援であったり、母子生活入所の話であったり、子育て短期の支援事業であったり、女性が抱える課題に関しては、個別の法律で今までやってきた取組も当然ございます。そういう取組の中でも複雑化してきているんで新たな法律、こういうルールができてきていると思いますので、今取り組んでいる内容を踏まえつつ、今後どのような形で相談窓口の一番手として、どういう内容を受けて、それをどのようにつなげていくかというのは研究していくたいとは思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

本当におっしゃっていただいたように、複雑化しているものを全てカバーしないといけないというところでこういう法律ができたのだと思うので、まず実態把握ですよね。本当に相

談窓口、DVに関しては既にあると、1回目の答弁でいただいたので、相談をいかにしやすいか、本当に想像もできないような困難を抱えているというようなケースが多いので、本当にアクセスのしやすさこそが、次の一手の取組が簡単になる。そして、有効な手を打てる一步になると思うので、是非その窓口の充実というのはよろしくお願ひします。

次に、予期せぬ、もしくは望まない妊娠への支援についてお伺いします。

全国的に、誰にも妊娠を打ち明けられずに一人で出産して命を落とした赤ちゃんを遺棄する事件というのが、後を絶たないです。毎回このニュースを見るたびに、母親だけが罰せられて、父親は一体どうなっているんやと。ニュースで名前も出てけえへんやないかということは、すごく胸が痛むんですけれども、社会的な孤立をしていて、経済的な困窮している中で妊娠して産む、産まないという選択を、誰にも相談できないという女性はやっぱりいらっしゃいます。こういう状況に対して、国は、にんしんSOSなどの電話やLINE相談の整備を進め、民間団体とも連携して支援を展開しています。

また、2023年から緊急避妊薬を処方箋なしで薬局で購入できるという試行的な取組を開始していまして、今、府内では大阪市、吹田市、堺市、岸和田市の12薬局、それぞれ3薬局ずつですね、12薬局で運用が始まっています。

望まない妊娠の防止はもちろんなんですけれども、それが起こったときに誰かに相談できる、もしくは経済的、心理的な支援につながれるというような環境があるかどうかで、その後の人生が大きく変わるかと思います。

そこで、河南町において、予期せぬ妊娠に悩む女性や若年層が相談できる公的や民間の窓口や支援体制がどのようにになっているのか。特に、若年層や経済的に困窮している女性が妊娠、出産、養育にまつわる支援制度を適切に知って、利用できるようにするための情報提供や伴走支援の整備状況について、今、河南町の現状、今後の課題についてお教えください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

予期せぬ、望まない妊娠への支援体制でございますが、まず、1つ目の相談できる機関といたしまして、大阪府が母子医療センターに委託して実施している、議員仰せの「にんしんSOS 大阪」のほか、富田林保健所や富田林子ども家庭センターなどでも相談することができます。

また、若年層には妊娠や避妊について正しい知識を伝えることが重要だと考え、中学校で

実施されている思春期の心と体の変化や性の話についての授業の際に配付していただけますよう、体や性について電話やメール、L I N E のチャット機能などで相談できる機関の連絡先を記載した資料を提供しております。

2つ目の妊娠、出産、養育にまつわる伴走支援でございますが、妊娠婦の中には経済的に困窮し、社会からの孤立等、困難に直面される方も少なくありません。

妊娠、出産に係る負担軽減のため、妊娠届出前には低所得者への初回産科受診費用の助成や、妊娠届出後は14回の妊婦健診と2回の産婦健診の一部公費負担を行う受診券の配布、妊娠婦の歯科健診助成も実施しております。

そのほか、産後ケア事業では、生後4か月未満の赤ちゃんとお母さんがご家族から十分な産後援助が受けられず、体調や育児に不安がある人には指定の医療機関に滞在し、助産師等の専門スタッフから育児や授乳の方法の指導などのサポートを受けることができる宿泊型、日帰り型の事業を行っており、育児負担の軽減にも努めております。

また、担当保健師や助産師による相談や訪問などで、妊娠期から産後までの個別の状況に沿った指導、支援を行うとともに、場合によっては生活保護受給のため、子ども家庭センターとの相談を促すなど関係機関との連携を図っております。

今後も安心して妊娠、出産をしていただけるよう取り組んでいく所存でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

よく分かりました。相談窓口があるということなので、よく分かりました。

次に、アフターピルについてお伺いします。

アフターピル、緊急避妊薬が、行為が行われてから72時間以内というリミットがある中で、やっぱりどこかの行政窓口にすぐ相談するというような時間もない場合のほうが多いと思うんです。このアフターピルの取扱いというのが、まだ試験的な運用で情報公開自体がなかなかされていない。薬局で手に入れるのはなかなか難しい部分があるんですけども、こういう試験的な取組があることとか府内の薬局でも手に入る、また、処方箋がなくても手に入れるができる近隣の医院というのもあるかと思うので、そういう状態で情報が整理された状態で今本当にググってもばらばらに出てくるので、そういう状態で情報を整理して提供してほしいなと思うんですけども、そのあたりの見解はどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

緊急避妊薬の一部薬局での試験的販売につきましては、議員仰せの薬局の情報が公益社団法人日本薬剤師会のホームページで紹介されておりますが、この取組につきましては調査研究中であり、購入を希望される方は、研究への参加同意や機微な情報も含む質問やアンケート等への協力が必要となっているようです。

緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関につきましては、厚生労働省のホームページで公開されており、近隣の富田林市にはレディースクリニック等が5件あります。これらの情報につきましては、町のホームページなどからも情報が得られるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

よく分かりました。

地域に密着した情報というのが本当に大事かと思うので、ググれば出てくる時代なんですが、整理された状態というのが必要ということ、情報を出しつ放しじゃなくてやっぱりアップデートしていく。1回やったら、もう10年も20年も同じ情報を提供し続けていくというのではなくて、3年に一回ぐらいはせめてアップデートするというようなことをよろしくお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員の質問が終わりました。

ここで2時10分まで休憩とします。

休憩（午後1時58分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再開（午後2時10分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、藤野議員の発言を許します。

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

議席番号2番、会派暁、藤野裕子、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、河南町2025年万博こども招待事業についてお伺いします。

4月13日に開幕した大阪・関西万博も、開幕から既に2か月が経過しました。町内の小中学校では、9月に遠足を予定している近つ飛鳥小学校の高学年を除き、全ての学校が遠足で万博に訪れました。万博に行った子供たちからは、パビリオンがほとんど見られなかった、時間が足りなくともっとゆっくり見たかった、家族でもう一度行きたいといった声が多く聞かれています。

そんな中、河南町が配布している無料チケットIDについて知らない方がとても多く、遠足のことだと思っていた、町か学校から配られると思っていた、申請しないともらえないとは知らなかつたという保護者の声も多数寄せられています。

この事業については、3月定例会議でも質問させていただきました。そのときは対象となる人数が1,720人で、3月6日時点での申込者は106人と1割にも満たない状況であることが分かりました。そのため、もっと多くの方に制度を知っていただくために、さらなる周知が必要ではないかと申し上げました。

その際の答弁では、ホームページやSNSを通じて情報提供とPRに努めてまいりたいとの回答をいただきましたが、申請が必要であるという仕組みがどれほど伝わっているのか改めて確認が必要ではないかと感じています。

そこで、お伺いします。

これまでに、町としてどのような周知・広報の取組を行ってこられたのか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

河南町2025年万博こども招待事業の周知・広報の取組についてですが、町ホームページやLINE、また学校を通じてチラシの配布、また各種イベント、具体的には3月29日に開催しました桜まつり、それと4月26日開催のこども図書館まつりにおきましてサポートデスク、サポートコーナーを設置し、申請手続やチケット購入手続のサポートなどを実施しました。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○ 2番（藤野裕子）

これまで、ホームページやLINE、学校を通じたチラシの配布、またイベントでのサポートデスクの設置など、いろいろと周知の工夫をされてきたことがよく分かりました。

そこで、お伺いしたいのですが、そうした取組の結果、現在の申込者数はどのくらいまで増えているのか、また一定の効果があったと感じておられるかどうか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

申込者数の状況ですけれども、6月10日時点での申込者数は250人と、対象人数1,720人に対しまして14.5%となっております。まだ多くの方が申込みをいただいている状況となっております。引き続き情報提供を行っていく必要があると考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○ 2番（藤野裕子）

申込者数が250人というのは、正直なところ想像していた以上に少なく大変驚きました。まだまだ制度の存在や申請方法が十分に伝わっていない可能性もあると思いますので、より分かりやすく丁寧な周知の工夫が必要ではないでしょうか。

次に、5月に開催された「大阪の祭！～EXPO2025春の陣～」では、河南町から寛弘寺地区と中地区のだんじりが参加しました。私も、実際に会場で見ていましたが、多くの方が河南町のだんじりに注目していて、地域の誇りであるだんじりが万博の舞台で堂々と披露されている姿を見て、私自身も大変感動いたしました。地元の伝統文化を広く発信できたすばらしい機会だったと思います。だんじりの出展に当たり、ご尽力いただいた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

さらに、河南町は7月28日から30日の3日間、万博会場の「たべなはれ」ゾーンEXPOメッセ「WASSSE」において、旬のフルーツなどを出展する予定と伺っています。ちょうど夏休み期間中ということもあり、家族で万博に訪れる方も増える時期かと思います。こうした町での出展や、これまでのだんじり参加による盛り上がりを生かして、河南町こども招待事業の周知や利用促進にもつなげていけるのではないかでしょうか。

そこで、お伺いします。

河南町の万博出展の機会、また夏休みというタイミングを踏まえ、こども招待事業をどの

ように広く周知し、より多くの子供たちに参加していただけるよう取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

夏休み期間に、大阪ウイーク夏での「地域の魅力発見ツアー」、いわゆる「みなはれ・やりなはれ・たべなはれ」が7月28日月曜日から30日水曜日の3日間で開催され、本町は「たべなはれ」として、旬のフルーツの加工品などの販売を予定しております。町としましては、大阪・関西万博は次世代を担う子供たちが、世界の最先端技術や価値観などに直接触れられる絶好の機会と考えております。

引き続き、町のホームページやSNSなどを活用して、町の万博での出展情報や万博こども招待事業の案内を行うとともに、ふくふくサンデーコンサート、7月13日に開催でのサポートデスクコーナーの設置、学校や園を通じて案内チラシの配布などを行い、事業の推進を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

万博の閉会まで残り4か月となりました。限られた期間の中でできるだけ多くの子供たちがこの貴重な体験を得られるよう、引き続き、さらなる周知と丁寧な情報発信をお願いしたいと思います。

次に、子ども食堂に対しての本町の取組についてお伺いします。

近年、全国的に子ども食堂の取組が広がっています。家庭の経済状況にかかわらず、子供が一人で食事をする、いわゆる孤食が社会課題となる中、地域の中に子供たちが安心してご飯を食べられる場所をつくりたいという取組です。

子ども食堂は、単にご飯を提供するだけの場所ではありません。学校や家庭とは違う、第三の居場所として子供たちが楽しく食事をできる環境をつくり、地域の大人たちが温かく見守る場所もあります。多世代交流や地域の見守り、高齢者の居場所としても活用されていて、全国各地で広がりを見せています。

そこで、町内における子ども食堂の現状把握についてお伺いします。

現在、河南町内で子ども食堂を開いているところはあるのか、また子ども食堂をやってみたいと考えている町民はいているのか、どの程度把握されているのか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町におきまして、子ども食堂を立ち上げたいというご相談は、令和5年度から昨年度までの2年間で4件あります。今年度は立ち上げを支援したいという人も含めて4件のお問合せがございました。

現状、地域で子ども食堂の立ち上げには至っておりませんが、NPO法人主催でみんなの集いの場所として、お楽しみ行事を含めた子ども食堂を開催しております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

関心を持って動き出そうとしている町民の方が複数おられることが分かりました。

私のとともに町民の方から子ども食堂をやってみたいとの相談がありました。しかし、どこに相談すればいいのか、何から始めればいいのかが分からず、立ち上げに踏み出せずにいるとのことでした。さくら坂地区でも、子ども食堂の準備を進めていた方がいたものの、何らかの理由で断念されたと聞いています。せっかくの意欲や行動が実を結ばずに終わってしまったことは、本当にもったいないことです。こうした方々の背中を押すためにも、町のほうからやってみませんかと働きかけていく姿勢が必要ではないでしょうか。

子ども食堂は、子供たちのためであると同時に、地域にとっても大切な居場所づくりでもあります。本町としても、やってもらえるとありがたい、一緒に取り組みたいといったスタンスで広く呼びかけていくべきだと思います。

先日、富田林市にある大伴子ども食堂に見学に行ってきました。当日は、こども1ばん課の職員の方にも同行していただきありがとうございました。お忙しい中、ご一緒いただいたことに、この場を借りてお礼申し上げます。

大伴子ども食堂では、子供たちだけでなく地域の高齢者の方も一緒に食事をされていて、世代を超えた交流の場所となっていました。また、子供たち自身が受付や配膳、後片づけなどをしていて、自らが進んでお手伝いをしている姿がとても印象的でした。

富田林市では、このような子ども食堂を実施する団体を支援するため、平成29年度に子ども食堂補助金制度を創設されています。この補助金制度は、設備の整備や備品の購入などに係る初期費用として最大20万円、運営に係る費用の一部として1食当たり250円を上限に補助されるという制度です。さらに、富田林市では、市内の全ての小学校区に子ども食堂があることを目指して、子ども食堂がない地域には積極的に働きかけも行っているとのことでした。

子ども食堂の立ち上げや運営には、場所の確保、食材や備品、人材確保などの様々な課題があります。

しかし、本町では現時点でそれらに対する制度的な支援がありません。本町でもこうした他市での取組を参考にしながら、補助制度の創設や支援体制を整えていく必要があるのではないかでしょうか。すぐに制度化するのが難しい場合でも、例えばモデル地区を定めて試行的に支援を行っていくことも一つの方法ではないのでしょうか。やってみたいという声が上がっている地域から、まずはスタートできるよう、柔軟に支援の枠組みをつくることが大切だと考えます。

そこで、お伺いします。

富田林市や他市の事例を参考にした補助制度の創設や、段階的・試行的な支援の導入を検討していくお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

子供の貧困対策のみでなく、子供の居場所づくりという観点から、地域での子ども食堂の必要性は認識しております。先ほどお答えしましたように、地域での取組の機運が高まっている状況でございます。

第4期河南町地域福祉計画・河南町地域福祉活動計画におきまして、基本目標3にみんながお互いを理解し、交流できるまちづくりを掲げ、子供の居場所や交流の場の整備で、町や各種団体、地域それが連携しつつ、子ども向けの催しや子ども食堂の開催を検討するなど、子どもが集い、交流できる機会づくりに取り組んでいくと示しております。また、第3期河南町子ども・子育て支援事業計画におきましても、みんなが子育てを見守り、支え合う地域社会づくりを基本目標に掲げ、地域、企業、行政をはじめ、社会全体それぞれの立場における機能を発揮して、その責任を担いながら子育てを支えていくことが重要で、子育て家

庭の孤立防止や親同士の交流の場の充実など、相談・情報提供体制の強化に努めるとともに、子育てに優しい地域環境づくりを推進することと示しております。

このように各計画で目標としていることもありますし、地域での子供の居場所づくりの構築に向け、今後、他市での取組も参考に研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

本町の計画の中でも、子供の居場所づくりや地域での支え合いが重要な取組として示されており、他市の事例も参考に補助制度の検討を進めていただけるとの前向きなご答弁をいただき、今後の具体的な取組に期待しております。

次にですが、現在、河南町内で認知症カフェが開設されています。認知症のある方やそのご家族、地域住民が気軽に集い、相談や交流ができる場として運営されています。こうした居場所づくりの取組は、行政が必要な取組として関与しているからこそ、継続的に実施できているのではないかと感じています。

一方で、子ども食堂については現時点で町の制度的支援はなく、民間の取組に期待するという姿勢にとどまっているように感じます。

しかし、子ども食堂も認知症カフェと同じように地域の課題を解決し、安心できる居場所をつくるという点では共通する部分が多くあります。本町としても、認知症カフェと同様に子ども食堂についても地域に必要な取組と位置づけ、場所の提供や情報発信、ネットワークづくりなど行政として関与していくことが必要ではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

本町として、認知症カフェと同様に子ども食堂に対しても行政が関与し、継続的な支援体制をつくっていくお考えがあるのか。また、そのためにどのような支援の形が考えられるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

子ども食堂の立ち上げや運営におきましては、地域の方々に主役を担っていただくことになりますが、地域のネットワークづくりという点では重層的支援体制の構築と同様、地域や

関係団体、府内関係各課や社会福祉協議会との連携が重要であると考えております。

また、国や府からの食材提供など支援に関する情報の提供や、立ち上げ時や運営を継続していく上での課題への相談対応など、子ども食堂の支援について検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

町としても、是非もう一步踏み込んだ形での関与をお願いしたいと思います。子ども食堂は子供たちのためだけの場ではなく、地域のつながりや支え合いを育む大変意義のある取組です。やってみたいという思いを持つ町民の声を、ただの思いで終わらせるのではなく、実際の形にしていける支援の在り方や環境づくりを整えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問事項、小1の壁に対する支援体制についてお伺いします。

4月から新年度が始まり、小学1年生たちの登校もスタートして早くも2か月がたちました。寛弘寺地区ではバス通学のため、毎朝保護者の方がバス乗り場まで付き添って送ってもらっています。私も新年度から朝の見守り活動に参加していますが、子供たちが安心して登校できる環境づくりの大切さを、改めて実感しています。

子供が小学校に入学するタイミングで、保護者が仕事と家庭の両立に悩む小1の壁が近年社会問題として注目されています。この小1の壁は、特に働くお母さんにとっては非常に大きな負担となっており、私自身も出勤時間よりも子供の登校時間のほうが遅く、登校までの空白の時間を子供にどう過ごさせるか、本当に悩んだ記憶があります。まだ体も小さく、集団登校にも不安が残る1年生を、家に一人で残して出勤することはできませんでした。

私の場合は、たまたま祖父が早期退職したタイミングと重なったので、登校時の見送りをお願いすることができましたが、祖父母の支援を受けられない家庭や預け先がないご家庭も少なくありません。

ある友人の家庭では、保護者が出勤した後、自宅に一人で残された小学生の子供が、登校時に玄関の鍵をかけ忘れたまま出かけてしまい、玄関ドアに鍵が挿さったままだったことがありました。今では笑い話になっていますが、当時は火の元や防犯面もとても心配だったと話していました。このように、登校までの僅かな隙間の時間であっても保護者にとって大きな不安であり、安心して働き続けるためには見過ごせない課題です。

さらに、小学校に入ってからは平日に行われる授業参観やPTA活動なども多く、働く保護者にとっては大きな負担となります。私自身も平日の授業参観にはほとんど参加できず、ほかのお母さんは来ているのに何で来てくれへんのと、子供に寂しい思いをさせてしまったこともあります。今でも心に残っています。

このように、登校前の隙間時間や学校行事への参加の難しさなど、働く保護者にとっての小1の壁は一層大きなものとなっています。最近では、子ども誰でも通園制度など、就学前の子供を対象とした支援が全国的に充実してきており、本町でも今年度より試行的に実施されています。ですが、保育所時代は手厚かった支援が小学校に入った途端に一気に減ってしまい、保育所時代よりもサポートが減ったと感じる保護者の声も少なくありません。

そこで、お伺いします。

本町において、小1の壁に直面している家庭の数や実態を把握するための調査を実施したことはあるのでしょうか。もし実施されていないのであれば、保護者のニーズを把握し適切な支援策を検討するために、早急に調査をする予定はあるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

実態の把握についてのご質問ですけれども、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり実施しました、様々な実情やご意見をお伺いするアンケートにおきまして、小1の壁についてのお悩みのご意見が1件ございました。また、放課後児童クラブをご利用の保護者からの相談などを通じて、そのような声もあると聞いておりまして、今後も様々な機会を通じて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

子供が子ども園から小学校に上がることで仕事と子育ての両立が難しくなる小1の壁につきましては、本町だけではなく全国的な問題と認識しております。今後も国や近隣市町村の動向などを注視してまいります。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

小1の壁という課題は、全国的にも今まさに対応が求められているところです。子ども家庭庁も、今年度中に全国の自治体に対して地域のニーズを把握し、実情に応じた対策を進め

るよう通知を出す方針を示しています。

全国でも、まだ対策に取り組んでいる自治体は少ないので現状ですが、先ほどの佐々木議員のお話にもありましたが、大阪府の豊中市では、昨年4月から市内全39の公立小学校において登校時間より1時間早い午前7時から校門を開放し、指定された教室で子供たちが友達と遊んだり、自習したりしながら安全に過ごせる環境を整えています。見守り員も各校に2人ずつ配置され、1日当たり平均80人ほどが利用していて、特に1、2年生の利用が多いそうです。保護者へのアンケート調査でも9割以上が「仕事のために利用している」と回答されていて、子供の安全が確保され安心して仕事に向かえるといった声が多く寄せられているそうです。

本町でも、朝の小1の壁について困っている保護者の声を把握した上で、地域の実情に応じた支援策を検討していく考えはあるのでしょうか。特に、登校前の校門開放や一時的な受入れといった対策を試行的にでも導入する可能性があるのか、併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

現在、町内の小学校は朝8時に開門しておりますが、一部の教職員が勤務時間よりも早く出勤し、校門前に立つなどの対応をしております。

教職員の働き方改革が大きな課題とされている中、教職員の負担が増すような形で早朝からの学校開放を行うことは困難かと存じます。豊中市におきましては、もともと各校に警備員を配置されておりますが、本町で7時開門などの対応を行う場合、門を開ける、立っておく人員の確保も必要となります。また、預かる場所の確保や円滑な運営のためのルールづくり、早朝短時間での人員の確保など検討課題も多くございます。

したがいまして、まずは先進事例の収集や近隣や国の動向の把握など、調査・研究から取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

町内の小学校では、午前8時開門のところ、一部の教職員が勤務前に校門に立って対応してくださっているとのことで、教職員の働き方改革が求められる中、それ以上の負担は難し

いという話も理解しました。また、豊中市のように警備員が常駐する環境とは異なり、本町で早朝開門を行うには人員や場所の確保、ルールづくりなど多く課題があることもよく分かりました。ですが、河南町では、医療費助成や給食費の無償化など子育て支援が確実に進んでいると感じています。しかし一方で、小1の壁と言われる課題については、私が子育てをしていた頃と比べてもあまり変わっていないと実感しています。

共働き世帯が当たり前となった今、子供たちの登校前の隙間時間をどう見守っていくのか、子供たちの安心・安全だけでなく、保護者が安心して働き続けられるかどうか、そして、子育てしやすいまちづくりにも関わる大切な課題です。河南町の未来を担う子供たち、そして、その子供たちを育てるご家庭を地域全体で見守り支えていけるよう、今後の柔軟で前向きな取組に期待しております。私自身も働くお母さんや地域の皆さんと力を合わせながら、今後も子育てしやすいまちづくりを目指して取り組んでいきたいと思います。

以上をもちまして、藤野裕子、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤野議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けていました一般質問は全て終了しました。2日間にわたり大変お疲れさまでした。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本定例会議に付された事件は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会議は、最終日を明日6月19日としておりましたが、本日18日に繰り上げたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議は本日で閉議することに決しました。

ここで、町長より本定例会議の閉議に際し挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和7年河南町議会6月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案させていただきました案件に対し、慎重審議の上ご可決賜り、ありがとうございました。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これから町政運営に努めてまいる所存であります。

さて、この夏の気候ですがとても暑いと、こういうような予報もありますけれども、温暖化によるいろんな気象の状況も変わってくるかと思います。ただ、台風が今年は第1号が発生したばかりということで、逆に異常な台風の発生かなと、こういうような報道もありますので、先ほど熱中症の質問もたくさんいただきましたけれども、30度を超えるというのが6月の今から始まっているということでございますので、住民の皆さんも含めて我々も、議員の皆様も気をつけていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、議員の皆様には、時節柄、お体に十分ご留意いただきまして、ご活躍されることをお祈り申し上げまして、閉議のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会期中、字句等の修正がありましたら、議長において修正させていただきたいと思いますので、よろしくご了解願います。

去る6月3日から16日間にわたり慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願いいたします。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和7年河南町議会6月定例会議を閉議とします。皆様、大変お疲れさまでした。

午後2時39分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（9番）

署名議員（1番）